

令和6年度（2024年度）第2回東海市環境審議会 次第

日 時 令和6年（2024年）10月11日（金）

午後2時から

場 所 東海市役所 501会議室

1 会長挨拶

2 議 題

第3次環境基本計画の策定について

- (1) 策定に係るスケジュール ……資料1
- (2) 計画書概要版 ……資料2
- (3) 計画書素案
 - ア 第1～3章の策定経緯及び主な確認点 ……資料3-1、3-2
 - イ 第4章の策定経緯及び主な確認点 ……資料4-1、4-2
 - ウ 第5章の策定経緯及び主な確認点 ……資料5
 - エ 第6章の策定経緯及び主な確認点 ……資料6
- ※資料：計画書素案（第1～6章） ……資料7

3 報告事項

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）年次報告書について ……資料8

4 その他

策定に係るスケジュール

資料 1

年度	環境基本計画推進委員会		環境審議会		庁内		
6年度	5月21日 第1回	【検討】年次報告書作成（R5結果まとめ） 【重点検討】現計画の振りかえり（現状・課題と今後の方向性） ※部会に分かれて検討 【検討】計画フレーム、環境を取り巻く社会情勢 【説明中心】環境の柱・施策体系等の構成					
	6/3-11 部会1回目	【説明中心】現状と課題 【重点検討】環境の柱、施策体系（基本的な施策、行動計画）の検討 【ブレインストーミング】市民・事業者が取り組めることの見解抽出					
					6月19日 二役説明	【重点検討】ビジョン、施策体系、重点プロジェクトの設定 【イメージ説明】計画フレーム、環境を取り巻く社会情勢、現状と課題	
					6月26日 庁内会議 1回目	【重点検討】施策体系、ビジョン、指標案 【説明】スケジュール、計画フレーム 【イメージ説明】環境を取り巻く社会情勢、現状と課題 【推進事項の徹底】30by30	
	7月11日 第2回	【簡単な説明】各部会の結果報告 【重点検討】施策体系の詳細、ビジョン ※部会に分かれて検討 【説明】指標案 ※具体的検討は次回の部会で 【確認】第1・2章素案					
			8月2日 第1回	【説明】第3次計画の概要 【検討】第1・2章素案 【重点検討】施策体系、ビジョン 【説明】5年度大気汚染測定結果			
	部会2回目 8/6・8 温暖化PT 8/20	【検討】成果指標と目標値の検討、施策ごとの推進項目					
	9月17日 第3回	【検討】素案3-6章 【重点検討】推進体制・方法 ※部会に分かれて検討					
					9月20日 庁内会議	パブコメ前 素案確認	
			10月11日 第2回	パブコメ前 素案確認 ※指標・目標値、推進項目の内容は初見となるためしっかり説明			
	11/1-11/30 パブリックコメント ⇒ 意見とりまとめ						
	1月10日 第4回	・パブコメ後の文言調整等 ・最終案作成				12/23-25 素案検討	
		1月27日 第3回	・答申案に対する検討⇒答申 +公害防止協議会（日本製鉄への立入）				

第3次東海市環境基本計画 概要版(案)

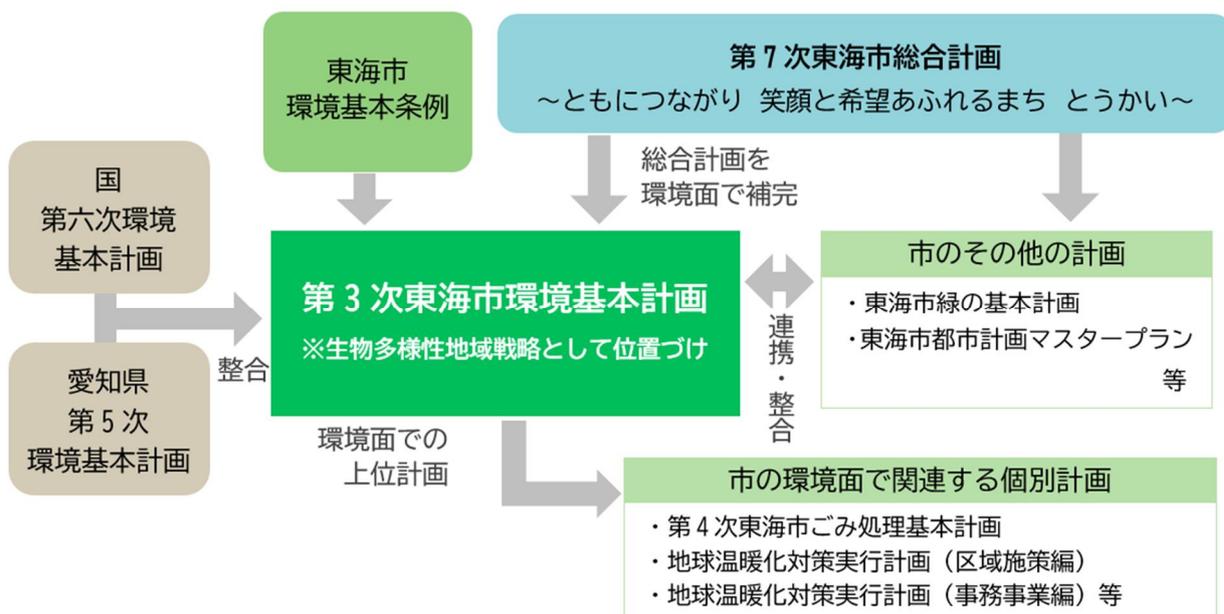
人と自然が未来をつくる
持続可能な環境都市
とうかい

令和6(2024)年10月11日時点

東海市

環境基本計画とは

環境基本計画は、東海市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、第7次東海市総合計画における将来都市像を環境面から実現する計画としての役割を担っており、市のその他の計画との連携・整合を図り策定しています。



- 計画の期間** 令和 7～16 年度 ※10 年間
- 計画の対象範囲** 東海市全域
- 計画の推進主体** 市民・地域・団体・事業者・市

東海市の環境課題

前計画である「第2次環境基本計画」では、4つの環境の柱を設定し、取り組みを進めてきました。計画期間を振りかえってまとめた、本市における今後の主な環境課題は次のとおりです。

環境の柱	環境教育	<ul style="list-style-type: none"> 環境イベントや情報提供などによる市民の環境意識の向上や環境行動の促進 環境保全活動に取り組む人の養成や団体間のネットワークづくり など
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 市・県・事業者等の連携による降下ばいじん対策の推進 大気汚染や降下ばいじんに関する市民へのわかりやすい情報の提供 など
	環境保全 ・再生 ・創造	<ul style="list-style-type: none"> より一層の温室効果ガスの削減対策の推進 自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場の保全・活用 など
	循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量・資源化のより一層の推進 3Rについての効果的な啓発 など

計画のビジョン

本市においては、これまで「未来につなぐ美しいふるさと東海」を環境ビジョンに掲げ、多様な主体の協働により、環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会に向けた取り組みを進めてきました。

新たな10年においては、これまでの考え方を継承しながら、さらなる発展につなげていくため、めざす環境ビジョンを次のとおり掲げます。

【環境ビジョン】

人と自然が未来をつくる持続可能な環境都市 とうかい

(仮)

【5つの環境の柱】

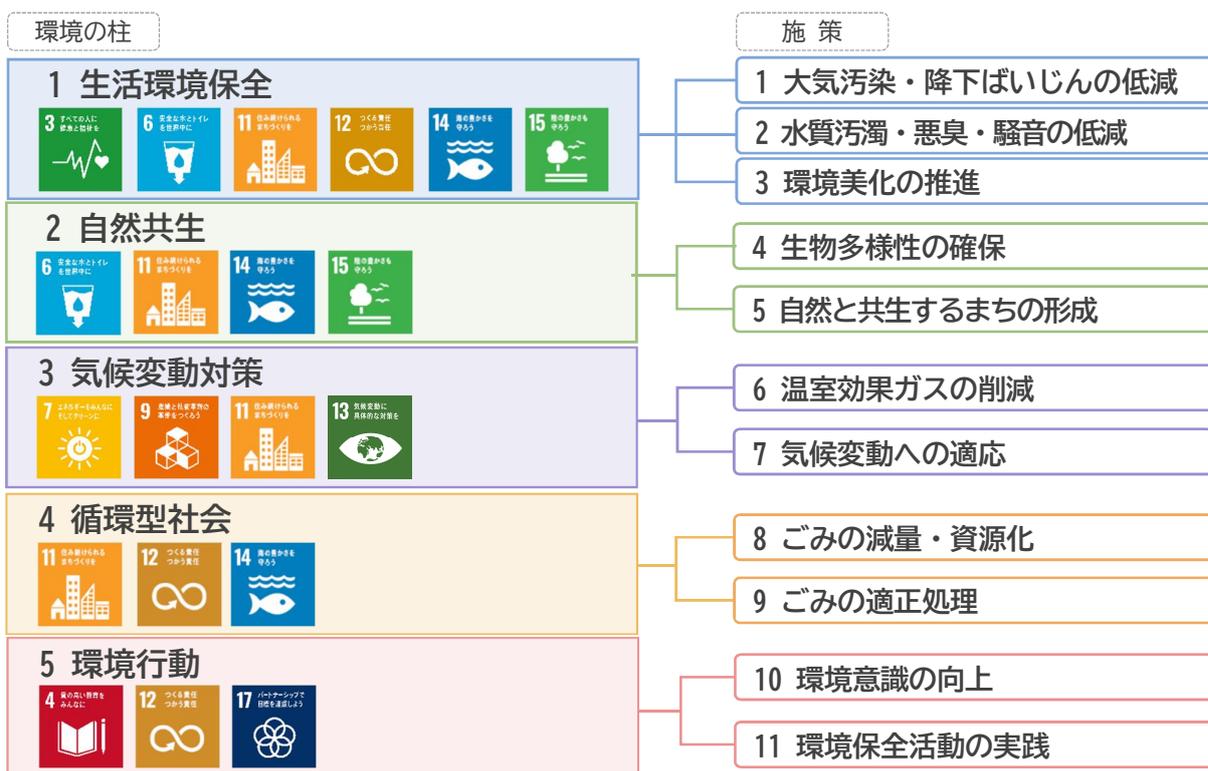


環境ビジョンを実現するために、5つの環境の柱を設定し、取り組みを進めていきます。

「環境行動」は、その他の環境の柱すべてに対して大きく関連するものであり、その他の環境の柱同士も相互に関連し合うものであることから、すべての環境の柱を総合的に推進していきます。

環境の柱ごとの基本的な施策

環境の柱ごとの施策等の体系や、指標、めざす姿、推進項目などを紹介します。



環境の柱 1

生活環境保全

指標

- ・地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合
- ・降下ばいじんの量（市内平均/北部平均/南部平均）

施策 1 大気汚染・降下ばいじんの低減



めざす姿：大気汚染、降下ばいじんが低減し、生活に支障を感じないまちになっています

推進項目：

大気汚染対策

降下ばいじん対策

市民への効果的な
周知・啓発

施策 2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減



めざす姿：水質汚濁、悪臭、騒音が低減し、生活に支障を感じないまちになっています

推進項目：

水質汚濁対策

悪臭対策

騒音対策

施策 3 環境美化の推進



めざす姿：環境美化が進み、きれいで快適なまちになっています

推進項目：

美化活動等による
良好な環境の創出



市内一斉清掃（クリーンサッダー）



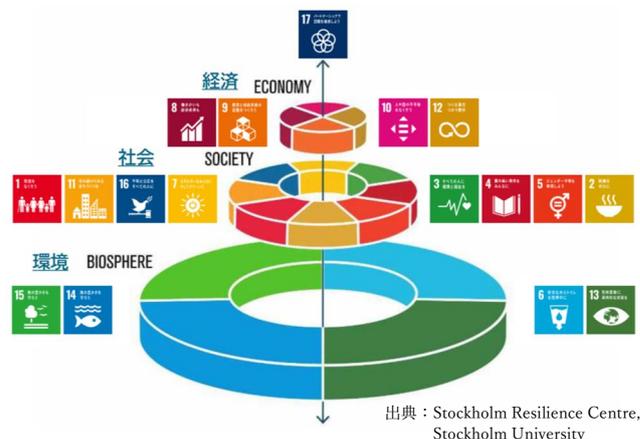
清掃パトロール

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

各ゴールは「経済」「社会」「環境」の3分野に大きく分けることができ、密接に関わりながら成り立っています。

本計画では、SDGs の考え方のもと、統合的な課題解決に向けて多様な主体の協働により取り組みを進めていきます。



環境の柱2

自然共生

指標

- ・花や緑が豊かなまちであると思う人の割合
- ・市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数（仮）

施策4 生物多様性の確保



めざす姿：自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育っています

推進項目：**地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全**

施策5 自然と共生するまちの形成



めざす姿：公園・緑地、農地等が整備・維持管理され、緑が豊かで自然とふれあえるまちになっています

推進項目：**公園・緑地、農地等の整備・維持管理**



樹木育成ボランティアの活動

環境の柱3

気候変動対策

指標

- ・温室効果ガス排出量の削減割合
- ・地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合

施策6 温室効果ガスの削減



めざす姿：誰もが温室効果ガスの削減に取り組むことで、気候変動の進行を抑えています

推進項目：**省エネ型ビジネス・ライフスタイルの促進**

再生可能エネルギー等の導入・活用

施策7 気候変動への適応



めざす姿：誰もが気候変動の影響や適応への理解を深めて取り組むことで、社会や人々への影響を軽減しています

推進項目：**気候変動への適応に関する啓発**

分野ごとの適応策の推進



ゼロカーボンシティ
ロゴ

環境の柱4 循環型社会

指標

- ・市民一人1日当たりのごみの排出量
- ・ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合

施策8 ごみの減量・資源化



めざす姿：ごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、資源が効率的・循環的に利用されています

推進項目：

3Rの推進

施策9 ごみの適正処理



めざす姿：資源として利用できない廃棄物が適正に処理され、地域環境への負荷が軽減されています

推進項目：

ごみの適正処理の推進



ごみ処理施設「西知多クリーンセンター」

環境の柱5 環境行動

指標

- ・普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合
- ・NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数

施策10 環境意識の向上



めざす姿：環境学習の機会や環境情報が充実し、環境への意識が高まっています

推進項目：

環境情報の整備・提供

環境学習の推進

施策11 環境保全活動の実践



めざす姿：市民・地域・団体・事業者・市が協働しながら積極的に環境保全活動を行っています

推進項目：

環境保全活動の促進

協働・ネットワークづくり



エコスクールでの観察会の様子

東海市生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略とは、「生物多様性基本法」に基づき地方公共団体が策定する「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」です。

本計画では、第5章を「東海市生物多様性地域戦略」と位置づけ、市民・地域・団体・事業者などの多様な連携・協働により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組んでいく方向性を示しています。

戦略の基本的事項

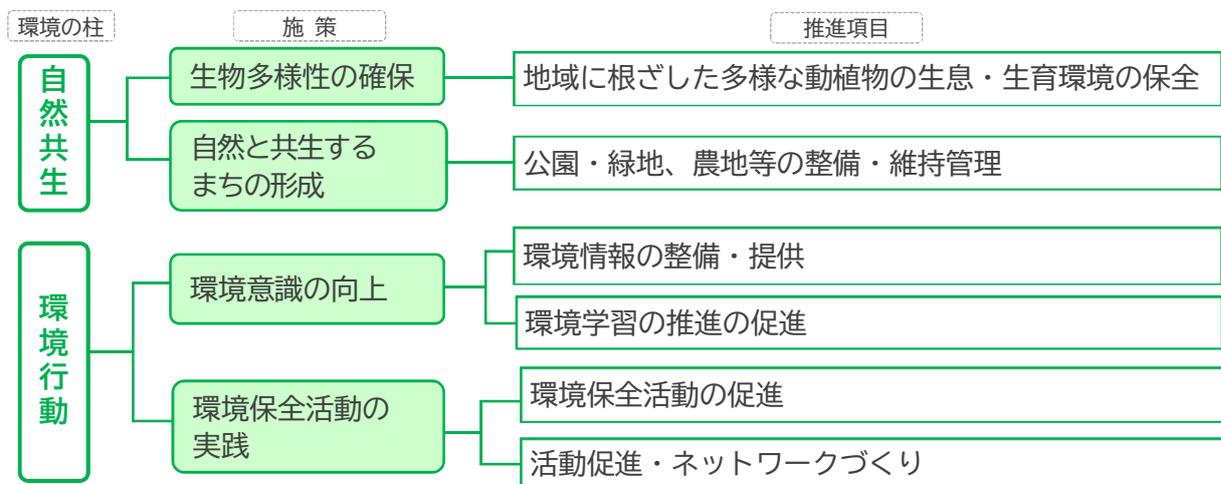
世界的に生物多様性の危機が叫ばれる中、本戦略を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の方向を示します。

- ・計画期間：令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間
- ・対象とする区域：東海市全域

戦略の目標と施策

環境基本計画で定めた、5つの環境の柱のうち「自然共生」、「環境行動」の内容をもとに、生物多様性の確保、自然と共生するまちの形成などの取り組みを進めます。

目標：自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち



本市での生物多様性の取り組み

本市の生物多様性のシンボルとなりえる、次のエリアでの取り組みを推進、支援、広報等することで、市内各地での生物多様性の取り組みの展開につなげます。

■ 加木屋緑地

- ・市が自然環境再生拠点と位置付け

■ 知多半島グリーンベルト

- ・様々な主体が連携し環境省の自然共生サイトに認定

市内に生息する生きもの ※写真提供：吉鶴靖則氏(市内で撮影したもの)



オニヤンマ



ミズイロオナガシジミ



ヒメボタル



トノサマガエル



カワセミ



トウカイコモウセンゴケ

計画の推進方法

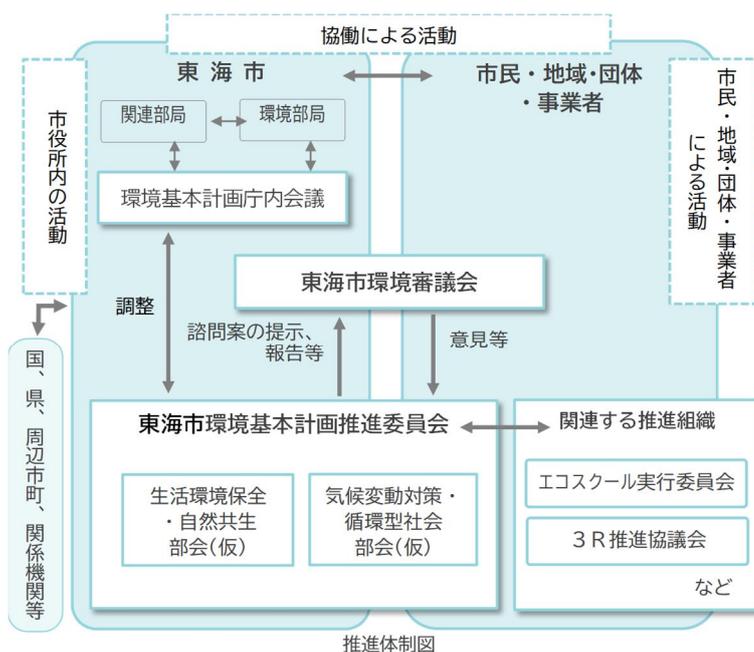
推進主体の責任と役割

東海市の環境をよりよいものにしていくためには、市民・地域・団体・事業者・市など、すべての主体が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が果たすべき責任と役割を踏まえて、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていくことが必要です。

推進体制

本計画は、市民・地域・団体・事業者の代表者で構成された環境基本計画推進委員会において進行管理等を行います。

環境基本計画推進委員会で検討した内容は、環境基本計画庁内会議など市役所内の関係部局や、関連する推進組織などと連携しながら調整し、東海市環境審議会において調査審議していくことで、計画的かつ効果的に施策・事業を推進していきます。



進行管理

この計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を点検し、その効果を評価する中で、活動内容について適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの基本的な考え方にに基づき、PDCA「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）」を繰り返すことによって、継続的な改善を行います。



第3次東海市環境基本計画 概要版（案） 令和6年(2024年) 月策定

東海市 環境経済部 生活環境課 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL: 052-603-2211 ホームページ <https://www.city.tokai.aichi.jp>

第 1 ～ 3 章の策定経緯及び主な確認点

各章の策定経緯及び主な確認点は次のとおりです。

- 1 第 1 ・ 2 章（計画の概要・現状と課題） 資料 7 P. 1～23

第 1 回会議に提示した第 1 ・ 2 章素案から次の部分を追加、修正した
もの。（軽微な修正は除く）

 - (1) P. 2 「(5) 計画の推進主体」の追加
 - (2) P. 9 「主な環境関連の動向（年表）」の修正
 - (3) P. 23 「今後の課題のまとめ」の追加

- 2 第 3 章（ビジョンや環境の柱の設定） 資料 7 P. 24～26
 - (1) ビジョンの設定経緯 ※詳細は資料 3 - 2 のとおり
 ビジョンについて、前回の環境審議会で①´ 又は③がよいという
 意見が多数であった。
 しかし、環境基本計画推進委員会及び環境審議会において、③は
 「環境と共生」という文言が理解しにくいという意見が複数人から
 あがっていることを踏まえ、①´ をビジョンとして採用するもの。

 - (2) 環境の柱の設定経緯
 - ア 第 1 回会議で経緯説明済み
 国及び県の環境基本計画を踏まえて設定
 ※他市町村も概ね同様の項目を設定しているもの

 - イ 前回からの変更点
 環境の柱 3 「気候変動」を「気候変動対策」に変更

第3章（計画のビジョン） 検討経緯の説明資料

	ビジョン	備考・設定理由
第1次		
第2次	未来につなぐ 美しいふるさと東海	—
第3次 (案)	① 人と自然が共生する 持続可能な環境都市 とうかい A B C	A：国のビジョンである「循環共生型社会」から「共生」を採用 B：国のビジョンである「循環共生型社会」の説明文から「持続可能な」を C：総合計画にある「とうかい」を D：1・2次ビジョンの「未来」を
	①' 人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい ◎ D B C	
	② 環境と共生し 持続可能な未来をつくるまち とうかい A E C	E：国のビジョンである「循環共生型社会」の説明文から「持続可能な」、1・2次ビジョンの「未来」を
	③ 未来につなぐ 環境と共生するまち とうかい ○ F A C	F：1・2次ビジョンの一部である「未来につなぐ」を継承 ※③の「未来につなぐ」は、現在の良い状態を継続するイメージを強調 ①'の「未来を創る」は、主体的に実現するイメージを強調
④ 自然と共生し、住みやすい環境と持続可能な社会をつくるまち とうかい G C	G：総合計画における「環境・経済分野のめざす姿・施策名称」を統合しつつ、「新計画における環境の5本の柱」を盛り込んだもの	

【参考】ビジョン（案）への環境審議会での意見	
① 人と自然が共生する 持続可能な環境都市 とうかい	<ul style="list-style-type: none"> 小野委員：①'がよい。ありきたりな未来より、持続可能という少し難しい言葉をあえて入れることで、市民に覚えてもらえるとうよい。 青木委員：①'がよい。知多半島と愛知東部の丘陵地をつなぐということをはじめ聞いて、それが分断されるのはよくないと考えており、人と自然が未来をつくるという表現がよい。東海市の位置付けとしても非常に重要だと考えた。 山口委員：①か①'がよい。東海市のイメージにマッチしている。持続可能という言葉は、認識していただくという点でよい。 神野委員：言葉の内容を考えると①'が良いと思ったが、個人的にずっと入ってくる文言は③だと思う。 澤木委員：①'か③がよい。なかなか絞りきれない。 久野委員：①'がよいと思うが、環境都市という言葉がひっかかる。ちょっと違うのではないか。そうなるとう③がよい。 越智委員：①'か④がよい。②③は「環境と共生し」がいまいちピンとこない、理解が追いつかない。
①' 人と自然が未来を創る 持続可能な環境都市 とうかい	
② 環境と共生し 持続可能な未来をつくるまち とうかい	<ul style="list-style-type: none"> 久野（兼）委員：②がよい。地球温暖化問題を受け入れざるを得ない状況の中で、東海市としてどこまでやっていけるか、市民と一緒に改善していく、つくっていくということを示していけるとよい。
③ 未来につなぐ 環境と共生するまち とうかい	<ul style="list-style-type: none"> 神野委員：言葉の内容を考えると①'が良いと思ったが、個人的にずっと入ってくる文言は③だと思う。 高下委員：つながりという言葉は、名古屋港水族館でもよく使われているが、つながりでなく、「つなげる」や「つなぐ」という方が、意思を感じると言われる。そういう視点では③の方が、意欲が感じられてよい 大橋委員：どれも素晴らしいと思うが、③はわかりやすくてよい。 山下委員：③がよい。説明を聞いて、第1, 2次の「未来をつなぐ」を継続し、さらに課題として挙げた方がよいと思った。 大木委員：③がよい。SDGsの16番目のゴールは緑であり、緑といえば環境という観点でみると③がよい。③については私も東海市も取り組んでおり重視したい。 澤木委員：①'か③がよい。なかなか絞りきれない。
④ 自然と共生し、住みやすい環境と持続可能な社会をつくるまち とうかい	<ul style="list-style-type: none"> 武富委員：④と①を組み合わせ、「自然と共生し、持続可能な環境都市とうかい」にしてはどうか。東海市としては、「自然と共生」という部分を大きく打ち出したい。 毛利委員：③も良いと思うが、④は少し長いがわかりやすい言葉であり、未来につながる言葉だと思う。 越智委員：①'か④がよい。②③は「環境と共生し」がいまいちピンとこない、理解が追いつかない。

(その他)

- 高井委員：①②は漢字が多いのが気になる。東海市のキャッチフレーズとして「〇〇とうかい」が多いので、平易な表現の方がずっと入る。
- 佐藤委員：「環境と共生」とあるが、良い環境も悪い環境もあるので、「環境」という言葉ではピンとこない。例えば住みやすい環境など、修飾語を入れるとわかりやすい。
- 越智委員：②③は「環境と共生し」がいまいちピンとこない、理解が追いつかない。

第4章の策定経緯及び主な確認点

第4章の策定経緯及び主な確認点は次のとおりです。

1 指標について 資料4-2 ・ 資料7 P.28

資料4-2について、灰色網掛けした部分は、総合計画で採用された指標であり、ほとんど議論とならなかったことから、説明を省略するもの。網掛けのない部分について、設定理由、策定経緯等を説明。

資料7の素案では、28ページに指標をまとめて記載し、29ページ以降の各環境の柱においても指標を記載しているもの。

2 施策の記載内容 資料7 P.27~49

(1) P.29 「施策のめざす姿」

どういった状態をめざすかを平易な言葉で表現したもの。

(2) P.30 「推進項目」

今後10年でどういった内容に取り組むかという比較的大きな実施事項の方向性を記載したもの

(3) P.30 「市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例」

主体ごとの今後10年で実施すると良いと思われる具体的な取り組み例を記載している。

(4) (2)と(3)の違い

どちらも、必ず実施する項目という意味で記載したものではなく、現在実施していない（予算がついていない）内容も含むが、「推進項目」は実施可能又は実施が見込まれる項目を記載しており、「市民・地域・団体、事業者、市の具体的な取り組み例」については、挑戦的な内容を含むものとなっている。

第 4 章（環境の柱ごとの基本的な施策） 検討経緯の説明資料

目標設定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画のまちづくり指標となっている指標案は、設定済みの目標値を活用 ・総合計画の成果指標となっている指標案は、目標値はなく方向性（上向き・下向き）のみ設定されており、新計画でも同様の方向性とする ・基準値は、取得できる最新年度の数値を使用 ・目標値の年度について、総合計画で設定されている指標は、総合計画の目標年度である令和 15 年度とし、独自に設定する指標は 16 年度とする 					
環境の柱	施策	指標案	基準値		目標値	算出方法	備考
生活環境 保全	全体	地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合	46.9% (R4)		35.2% (R15)	市民アンケート「お住まいの地域の環境面において、生活に支障を感じている」で「はい」と回答した人の割合/アンケート回答総数×100 ※1	総合計画 まちづくり 指標
	大気汚染・降下ばいじんの低減	降下ばいじんの量（市内平均） ※北部平均・南部平均についても目標値を設定	市内平均	3.7t/km ² ・月 (R5)	2.9t/km ² ・月 (R15)	市内測定局（移動測定局を除く）で毎月測定した降下ばいじん量の年間平均値の合計/測定局数	総合計画 まちづくり 指標
			北部平均	2.8t/km ² ・月 (R5)	2.3t/km ² ・月 (R15)		
南部平均	4.5t/km ² ・月 (R5)	3.5t/km ² ・月 (R15)					
自然共生	全体	花や緑が豊かなまちであると思う人の割合	73.2% (R4)		82.7% (R15)	市民アンケート「花や緑が豊かなまちであると思う」で「そう思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合/アンケート回答総数×100 ※1	総合計画 まちづくり 指標
	生物多様性の確保	候補 1:市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数 候補 1': 市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点の面積 候補 2:都市公園・公共施設緑地の面積 候補 3:生物調査・観察会の実施数	候補 1)	8 地点 (R5)	候補 1: 増加 (R16)	候補 1/1':市、事業者、団体などによる、緑地や水辺等の維持・保全活動、ビオトープ等の生物生息空間の創出、希少種保護や外来種防除活動などに取り組んでいる地点数※詳細は次ページ参照 候補 2:都市公園・公共施設緑地（小学校、ちびっこ広場等における緑地の面積）の面積の合計 候補 3:市内における動物・植物・昆虫・水生生物等の生物の調査・観察を主たる内容とする講座等の実施数	独自指標
			候補 1')	52.8ha (R5)	候補 1': 増加 (R16)		
候補 2)	292.4ha (R5)	候補 2: 上昇 (R16)					
気候変動	全体	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0% (R5 取得 R2 時点)		50% (R15 取得 R12 時点)	基準年度（H25 年度）に対する温室効果ガス排出量の削減割合（特定事業者排出者を除く）	総合計画 まちづくり 指標
	温室効果ガスの削減	地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	76.9% (R4)		上昇 (R15)	市民アンケート「地球温暖化のために取り組んでいることがある」で「はい」と回答した人の割合/アンケート回答総数×100 ※1	総合計画 成果指標
循環型 社会	全体	市民一人 1 日当たりのごみの排出量	762g/人・日 (R5)		730 g/人・日 (R15)	【1 年間のごみ（家庭系・事業系（可燃物＋不燃物）の清掃センター（R6～西知多クリーンセンター）への総搬入量＋資源回収量】/年間日数/人口	総合計画 まちづくり 指標
	ごみの減量・資源化	ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	81.8% (R4)		上昇 (R15)	市民アンケート「ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる」で「そう思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合/アンケート回答総数×100 ※1	総合計画 成果指標
環境行動	全体	普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合	68.2% (R4)		上昇 (R15)	市民アンケート「普段から環境に配慮した行動を実践している」で「はい」と回答した人の割合/アンケート回答総数×100 ※1	総合計画 成果指標
	候補 1) 環境意識の向上 候補 2) 環境保全活動の実践	候補 1:市のホームページ（ごみ・環境関連）のアクセス数 候補 2:市と NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数	候補 1)	445,092 件 (R5)	候補 1: 620,000 件 (R16)	候補 1:市のホームページ内「ごみ・環境関連」ページへの年間アクセス数 ※2 候補 2:1 年間に市と NPO、事業所、大学が協働で実施した環境保全に係る事業の数 ※2	独自指標

※ 1 「東海市総合計画に関するアンケート調査」により毎年度把握 ※ 2 市役所庁内照会による確認

【参考】指標・目標値設定にあたってのデータ・定義等

■市のホームページ（ごみ・環境）のアクセス数

	HP番号	R5 アクセス数	目標値
合計	1001699	445,092	620,660 ≒62万
ごみ・環境トップページ		8,420	25,260
リサイクル推進課			0
ごみ	1001700	357,308	357,308
リサイクルセンター（施設案内）	1006042	3,009	9,027
リサイクル・資源	1001743	26,894	80,682
生活環境課			0
環境対策	1001762	6,911	20,733
温暖化対策	1001774	24,230	72,690
環境学習	1001791	5,269	15,807
生活環境	1001902	13,051	39,153

【目標値の考え方】

- ・ごみのページは増減なし
- ・ごみ以外のページは3倍

■市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数 又は 地点の面積

- ・市…加木屋緑地（自然再生拠点として位置づけ） 18.8ha
- ・民間事業者…愛知製鋼、大同特殊鋼2、東レ、東邦ガス、日本製鉄 33.75ha
- ・学校他…フナビオ（船島小学校） 0.2ha

【目標値の考え方】

案①：増加 案②：地点数 1年で1か所増加 R5：8か所→R16：19か所

案③：面積 市域の30%の面積=1302.9ha

【地点の定義】

以下のすべての項目を達成していること

- 地理的に画定された区域であり、土地の管理者・活動責任者が特定されていること
- 区域の全部又は一部が次のいずれかに該当し、それが資料等によって示せられること
 - ・公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
 - ・里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
 - ・生態系サービスを提供する場であり、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
 - ・伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている場
 - ・希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
 - ・分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
 - ・越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場
 - ・既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場
- 活動目的・活動内容が明確で、生物多様性の価値に悪影響を与えず、長期的な域内保全に貢献していること
- 活動が継続的に行われており、関係者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること

■市とNPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数

- ・生活環境課…エコスクール開催補助事業、環境モニター設置事業、地域美化推進事業、地域ねこ推進活動、猫避妊等補助事業
- ・リサイクル推進課…3R活動講座等運営事業（まち・ネット・みんなの広場に委託）資源集団回収事業（市から回収量に応じた報奨金を支払っている。）3R活動啓発事業（コミュニティから推進員を選出し活動を推進）
- ・花と緑の推進課…花のまちづくり運動推進委員会設置事業、アダプトプログラム事業、自然環境再生事業

【目標値の考え方】

案①：増加 案②：1年で1事業増加させる R5：11事業 → R16 22事業

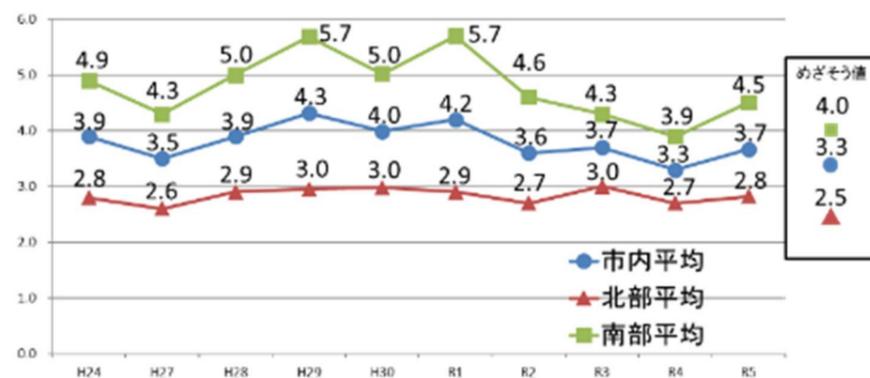
■都市公園・公共施設緑地の面積

—地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で採用している緑の指標

—【目標値の考え方】

案：本市のR16時点の計画数値—

■降下ばいじんの量（t/km²・月）の実績値 ※めざそう値は2次計画



2 北部・南部の降下ばいじんにおける総合計画の設定時の考え方による試算

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	調整後	
市内平均	4.2	3.8	3.5	3.9	4.3	4.0	4.2	3.6	3.7	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9 市内平均	
北部	2.8	2.8	2.6	2.9	3.0	3.0	2.9	2.7	3.0	2.9	2.84	2.79	2.73	2.67	2.62	2.57	2.52	2.47	2.42	2.37	2.32	2.3 北部	
南部	5.6	4.9	4.3	5.0	5.7	5.0	5.7	4.6	4.3	4.3	4.21	4.13	4.05	3.97	3.89	3.81	3.73	3.66	3.59	3.51	3.44	3.5 南部	
																5年後めざそう値	3.2					10年後めざそう値	2.9

R4について

→各月：過去3年間の平均値を推定値とするもの

※R4実測定値 市内3.3

北部2.7 南部3.9

※気象条件や企業の生産量を考慮

【めざそう値の設定方法】

R4の想定値に対し、降下ばいじん（市内平均）を年2%ずつ低減させると試算して設定

第5章の策定経緯及び主な確認点

第5章の策定経緯及び主な確認点は次のとおりです。

- 1 生物多様性地域戦略とは 資料7 P.50
資料7 素案の50ページに前段として概要を説明しているもの。
生物多様性基本法により県や市町村に策定の努力義務が定められている。
- 2 第2次計画と第3次計画における生物多様性地域戦略の取扱いの差
資料7 P.50～60
第2次計画は、生物多様性地域戦略を兼ねていたが、生物多様性に係る実質的な記載はほとんどなかった。
第3次計画は、「自然」に係る対応を充実させていることもあり、第5章を生物多様性地域戦略として独立した章立てとし、環境の柱2（自然共生）と環境の柱5（環境行動）の内容を整理して記載を調整したもの。
- 3 第5章の作成の進め方 資料7 P.50～60
内容の記載にあたっては、市内における生物多様性に係る活動をすすめる専門家（知多自然観察会など）の意見を参考に、素案を取りまとめたもの。
特に、52ページの「本市の自然環境の概況」は、専門家へのヒアリング結果を記載しているもの。

第6章の策定経緯及び主な確認点

第6章の策定経緯及び主な確認点は次のとおりです。

1 推進主体・推進体制 資料7 P.61～62

記載内容は、第2次計画から若干の変更があるものの、基本的な考え方は変更しない。

2 進行管理 資料7 P.63～64

第2次計画から継続し、PDCAを基本として進行管理を行う。

なお、記載内容の変更はないが、今後の具体的な進行管理方法については、環境基本計画推進委員会で改善案を検討中であり、施策等をより効果的に推進できるよう、委員構成・会議の進め方等を調整しているもの。

第3次東海市環境基本計画（案）

令和6年（2024年）10月4日時点

東海市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の役割と位置づけ	1
2 環境を取り巻く社会情勢	3
第2章 東海市の現状と課題	10
1 市の概況	10
2 これまでの主な取り組みと今後の課題	14
第3章 計画のビジョン	24
1 めざす環境ビジョン	24
2 環境ビジョンを実現するための環境の柱	25
第4章 環境の柱ごとの基本的な施策	27
1 施策体系	27
2 指標	28
3 環境の柱ごとの施策・推進項目	29
第5章 東海市生物多様性地域戦略	50
1 生物多様性とは	50
2 市内の生物多様性の状況	53
3 戦略の目標及び施策	56
4 市内での生物多様性の取り組み	59
第6章 計画の推進方法	61
1 推進主体	61
2 推進体制	62
3 進行管理	63
参考資料	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の役割と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

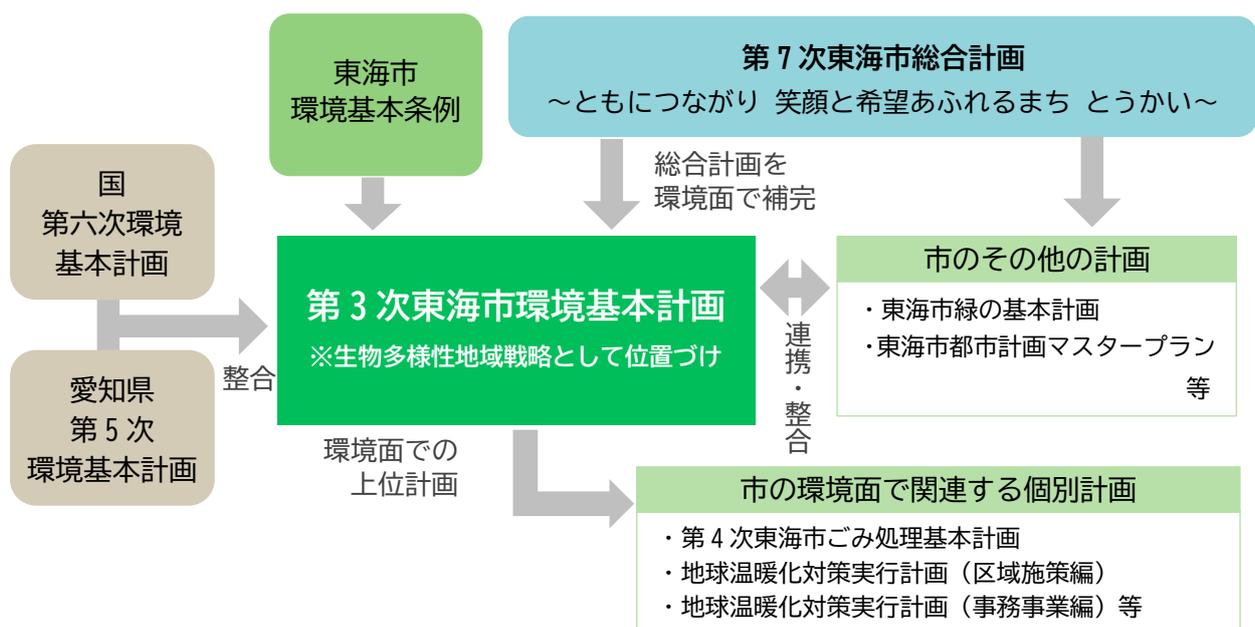
本市では、平成 17 年（2005 年）に東海市環境基本条例を制定し、平成 19 年度（2007 年度）に同条例に基づき東海市環境基本計画を策定し、同計画のビジョンである「未来につなぐ美しいふるさと東海」の実現に向けたさまざまな環境施策を推進してきました。さらに、平成 28 年度（2016 年度）には、同ビジョンを継承した「第 2 次東海市環境基本計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定し、市民・地域・団体・事業者・市の連携・協働による環境施策を展開してきました。

このような中、令和 6 年度(2024 年度)に第 2 次計画期間の最終年度を迎えたことを受けて、本市を取り巻く状況や課題、社会情勢の変化などを踏まえて、新たな 10 年間の方向性と取り組みを示す「第 3 次東海市環境基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、東海市環境基本条例に基づく、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境に関する基本的な計画です。また、生物多様性基本法第 13 条に基づき、本市の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

第 3 次東海市環境基本計画は、第 7 次東海市総合計画における将来都市像「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」を環境面から実現する計画としての役割を担っており、また、市のその他の計画との連携・整合を図っています。



計画の位置づけ

(3) 計画の期間

計画の期間は、第7次東海市総合計画の施策や指標を踏まえた計画とするため、第7次東海市総合計画の翌年である令和7年度（2025年度）から令和16年（2034年度）までの10年間とします。



(4) 計画の対象範囲

計画推進にあたっての活動範囲は、東海市全域を対象とします。

なお、環境への影響については、地域環境から地球環境まで幅広く視野に入れます。

市単独では解決が困難な課題については、周辺自治体や国、県と連携を図ります。

(5) 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民・地域・団体・事業者・市です。

主体	範囲
市民	市内に在住・在勤・在学する人
地域・団体	コミュニティ、町内会・自治会や、市内で活動する市民活動団体・NPO
事業者	市内で事業活動を行っている事業者やNPO
市	東海市（愛知県、国を含む場合あり）

※NPOは、組織活動内容によって、「地域・団体」、「事業者」のどちらにも属することがあります。

2 環境を取り巻く社会情勢

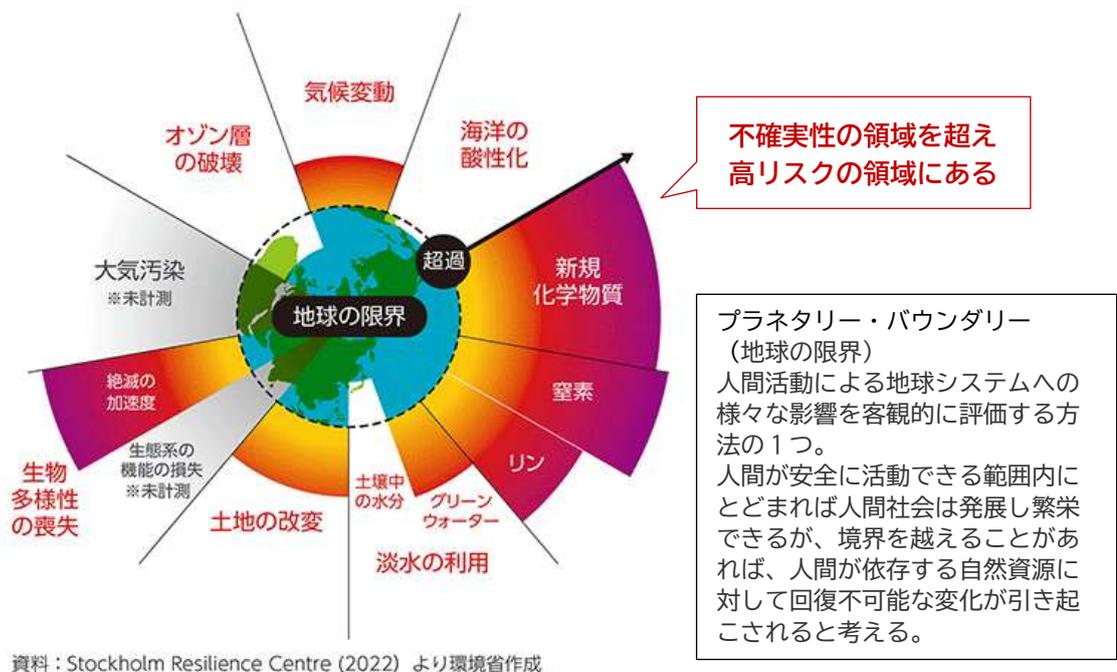
(1) SDGs、Well-being（ウェルビーイング）と新たな成長

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、2030 年までの国際社会の共通目標として、誰ひとり取り残さない社会のための 17 の目標が掲げられました。令和 5 年（2023 年）7 月の報告において、「目標達成が危機にさらされている」ことが報告され、取り組みの加速が必要となっています。

モノから心の豊かさへ価値観が変化する中で、新たな考え方として、社会的、経済的、環境的に個人や社会が良好な状態にあることを意味する「Well-being」への注目が高まっています。

令和 6 年（2024 年）5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境政策の最上位の目標として、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。そして、気候変動、生物多様性の損失、汚染の危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

本市でも、第 7 次東海市総合計画において SDGs の目標を関連付けるとともに「経済・社会・環境」の三側面から関係性を示し、将来都市像の実現と「誰一人取り残さない」持続可能な発展を目指しています。



プラネタリー・バウンダリーによる地球の変化への評価

出典：環境省「令和 5 年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

(2) 地球温暖化・気候変動対策の拡大

世界各地で異常気象が頻発するなど気候変動問題が深刻化し、人々の安全を脅かす喫緊の課題となっています。世界共通の認識である産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えるためには、これまで以上の取り組みが早急に必要となっています。

国内では、政府が令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行い、令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦し続けることを表明しました。取り組みとしては、自治体における「ゼロカーボンシティ宣言」の表明や、事業者におけるRE100(自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指すイニシアティブ)の表明、消費者の行動変容・ライフスタイル転換を促進する動きなどが進展しています。

また、温室効果ガスを減らす「緩和」の取り組みだけでなく、今後避けられない気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の取り組みも進んでおり、緩和と適応の両輪で社会全体が取り組むことが求められています。特に、ゲリラ豪雨などの自然災害や熱中症に対する危機感が高まっており、取り組みとしてハード・ソフト両面での対策やリスク管理などが求められています。

本市では、令和4年(2022年)3月に、令和32年(2050年)を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、令和5年(2023年)9月には市民、事業者、行政の各主体が取り組むべき温暖化対策の具体的な目標や方向性等を定める「東海市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めています。

緩和とは? 原因を少なく
2つの 気候変動対策
適応とは? 影響に備える

緩和策の例
節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす
温室効果ガスを減らす

適応策の例
感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

緩和と適応

出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

(3) 生物多様性の保全など自然との共生の強化

生物多様性は、食料や水、気候の安定等、私たちの暮らしに欠かせない様々なサービスをもたらしています。現在、「第6の大量絶滅時代」と言われるほど、人間活動によって過去とは桁違いの速さで絶滅が進行しており、適切な対策が必要となっています。

平成22年(2010年)10月のCOP10で採択された「愛知目標」の目標達成は、20の個別目標のうち6つが部分的に達成されるにとどまりました。令和4年(2022年)12月のCOP15では、新たな国際目標として、令和12年(2030年)までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護する「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、食料廃棄の半減や、生物多様性を活用したビジネス展開などについても目指すこととなっています。

国内では、令和5年(2023年)3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の目標が掲げられました。このため、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30」を目指し、自治体や事業者が保有・管理する里山や森林・緑地・公園等を「自然共生サイト」として認定する取り組みも始まっています。

本市では、臨海工業地帯に位置する緩衝緑地を中心とした「知多半島グリーンベルト」が令和5年(2023年)10月に「自然共生サイト」の認定を取得し、事業者、大学、NPO、行政などの連携により、生物多様性保全の取り組みが進んでいます。



30by30 実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

出典：生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議「30by30 ロードマップ」

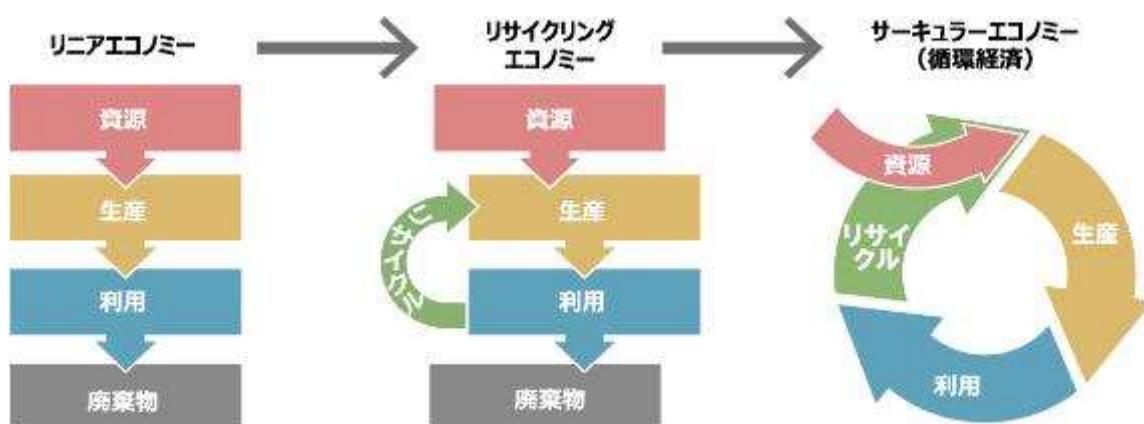
(4) 資源循環の加速化への期待

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動を目指す「サーキュラーエコノミー」の考え方が注目されています。

海洋等に投棄されるプラスチックごみの多さ、マイクロプラスチック問題等から、世界全体での取り組みが急務とされ、国際的な議論も進んできました。令和元年（2019年）6月のG20大阪・サミットでは、令和32年（2050年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、国内でも令和4年（2022年）4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。これにより、設計・製造段階での環境配慮や、ワンウェイプラスチック使用の合理化、使用済み製品プラスチックの回収・再商品化など、あらゆる主体でプラスチックの資源循環が進んでいくことが期待されています。

また、食品ロス問題が国際的に重要な課題と認識され、令和12年（2030年）までに半減させることが世界共通の目標となっています。国内では令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、翌年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

本市では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）と適正排出・処分を推進するため、市民（地域・家庭）・事業者・行政それぞれが主体となった協働の取り組みを進めてきました。また、令和5年（2023年）10月からはプラスチックの回収方法を変更するとともに、令和6年（2024年）7月には、本市と知多市のごみ処理を共同で行う「西知多クリーンセンター」を供用開始しました。



「Circular Economy in the Netherlands by 2050」をもとに愛知県が作成

サーキュラーエコノミーとは、「従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの」で、温室効果ガスの排出やエネルギーの使用の抑制にもつながります。

サーキュラーエコノミーのイメージ

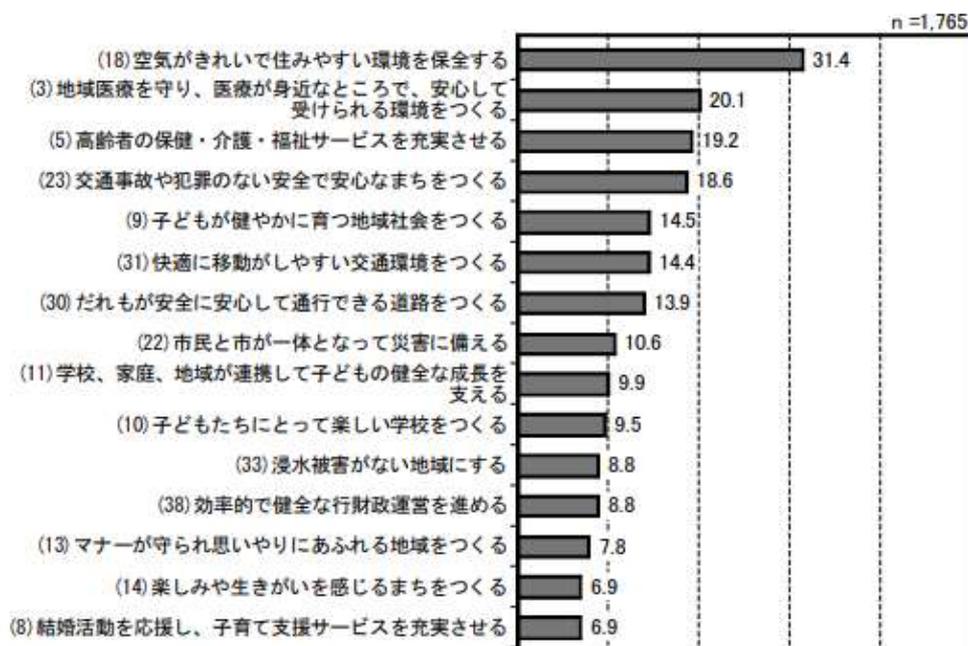
出典：愛知県「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」

(5) 良好な生活環境の重要性の再認識

人生 100 年時代と言われる今日において、全ての人が安心・安全に暮らすことのできる持続可能な社会づくりが重要な課題となっており、人々の命と健康を守ることへの重要性が再認識されています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、自宅や地域で過ごす機会の重要性が再認識され、地域での住みやすさや暮らしやすさに対するニーズが高まっていると思われます。

平成 31 年（2019 年）4 月には「土壌汚染対策法」の改正、令和 2 年（2020 年）5 月には「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等」の見直しがされるなど、時代や社会の変化にあわせた政策が進められています。

本市では、市民意識調査において、これからのまちづくりにとって重要と思う施策として「空気がきれいで住みやすい環境を保全する」ことへの回答が一番多くなっており、良好な生活環境に対して市民の強い関心があると考えられます。本市は名古屋南部臨海工業地帯が広がる都市として、衛生的で誰もが暮らしやすい生活環境の実現に向けて、環境測定や環境保全対策に取り組んでいるところですが、より一層の対策が求められています。



これからのまちづくりにとって、特に重要と思う施策（上位 15 項目）

出典：東海市「第 7 次東海市総合計画の策定に関する市民意識調査」（令和 3 年度）

(6) 環境学習等による持続可能な社会を担う人づくりの推進

持続可能な社会の実現のためには、地域が主体となった地域づくりと、そのための人づくりが必要不可欠です。しかしながら、人口減少・高齢化や、人々の働き方・暮らし方の変化や価値観の多様化が進む中で、地域づくりを担う人材の確保が困難な状況となっています。

学校教育の現場においては、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）にかけて、小中学校で新しい学習指導要領が始まったことで、次世代を担う子どもたちへの主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）や社会に開かれた教育課程などが重視され、環境教育に関しても各教科等で関連する内容が盛り込まれました。

愛知県では、平成30年（2018年）3月に「愛知県環境学習等行動計画2030」を策定し、多様な主体との連携・協働により、各世代に応じた様々な環境学習を実施しています。

本市では、平成20年（2008年）から、「楽しく」、「体験・体感」、「発見・気づき」を大切に、豊かな感性を伸ばしていくことを目指した「東海市エコスクール」を開催しています。市民、事業者、NPO及び市の協働により年間30講座程度のプログラムを実施し、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人づくりを進めています。

また、県内の大学生やNPOが中心となり、東海市及び知多市の臨海部等に立地している事業者や、専門家、行政（県、東海市、知多市）が協力して、生物多様性の保全に係る環境イベントや企業緑地でのビオトープ観察会を開催するなど、市民向けの環境学習を推進しています。



東海市エコスクールの様子



学生・事業者が連携した地域住民向け緑地見学会

出典：環境省「自然共生サイト」

主な環境関連の動向

年度	国際社会	国・県	市
H27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連サミット「持続可能な開発目標（SDGs）」採択 ・COP21（国連気候変動枠組条約締約国会議）「パリ協定」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）気候変動の影響への適応計画の閣議決定 	
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・「パリ協定」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）地球温暖化対策計画の閣議決定 	
H29 (2017)			<ul style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画の開始 ・第4次ごみ処理基本計画の開始 ・緑の基本計画の開始
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC「1.5℃特別報告書」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）第五次環境基本計画の閣議決定 ・（国）気候変動適応法の施行 ・（県）あいち地球温暖化防止戦略2030の策定 	
R1 (2019)			<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画後期計画の開始
R2 (2020)		<ul style="list-style-type: none"> ・（国）2050年カーボンニュートラルの宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画後期計画の開始
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP26（国連気候変動枠組条約締約国会議）「グラスゴー気候合意、パリルールブック」完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）地域脱炭素ロードマップの策定 ・（県）第5次愛知県環境基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の開始 ・ゼロカーボンシティ宣言
R4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP15（生物多様性条約締約国会議）「昆明・モンリオール生物多様性枠組」採択 ・COP27（国連気候変動枠組条約締約国会議）「シャルム・エル・シェイク実施計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・（県）あいち地球温暖化防止戦略2030の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画の開始
R5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP28（国連気候変動枠組条約締約国会議）「グローバル・ストックテイク」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）生物多様性国家戦略2023-2030の閣議決定 ・（国）GX推進法の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の開始
R6 (2024)		<ul style="list-style-type: none"> ・（国）第六次環境基本計画の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画の開始

第2章 東海市の現状と課題

1 市の概況

(1) 位置

本市は、知多半島の西北端で、名古屋市の中心部まで約15kmに位置しており、東西に8.06km、南北に10.97km、面積は43.43km²となっています。西は伊勢湾に面し名古屋港の一角を担い、北は名古屋市（港区、南区、緑区）、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しています。

愛知県の主要な工業地域である名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、産業上の拠点都市としての役割を果たしています。また、中部国際空港の開港や伊勢湾岸道路の完成以来、物流拠点としての役割も果たしています。



(2) 自然的環境

ア 地形、土地利用等

市域は、南北を通過する西知多道路によって内陸部と臨海部に区分され、内陸部東部は標高20mから60mの緩傾斜丘陵となっており、臨海部西部は埋め立て地や干拓地があり、工業地域や畑として利用されています。

東部や南部には豊かな自然を有する里山やまとまりのある農地が広がり、雨水を農業用水として利用するためのため池も多く分布しています。

市街地周辺はさまざまな河川が流れ、洋ランやフキ栽培などの都市近郊農業地帯も広がっています。

臨海部との境界である緩衝ゾーンには緩衝緑地や耕作地が南北に伸びており、西知多道路沿いには企業緑地「知多半島グリーンベルト」が知多市にかけて幅100m、長さ10kmにわたり整備されています。



土地利用構想図

出典：第7次東海市総合計画

イ 広域的位置づけ

愛知県は、尾張北東部、名古屋東部丘陵、三河山地、西三河と東三河の境界部、知多半島及び渥美半島にまとまった樹林地等があります。このまとまった樹林地等の分布は、丘陵地・山地の地形分類に概ね一致しており、水田や畑等を含めると三河山地から渥美半島や三ヶ根山、名古屋東部丘陵から知多半島など、内陸部から太平洋にかけて、連続的な緑地が形成されています。

本市は、知多半島の付け根に位置しており、名古屋東部丘陵・三河山地から知多半島南部にかけてつながる緑地帯の中間地に位置していることから、住宅地や産業用地としての魅力が高い本地域において分断・孤立されがちな生態系を確保するための場として、重要な役割を担っています。

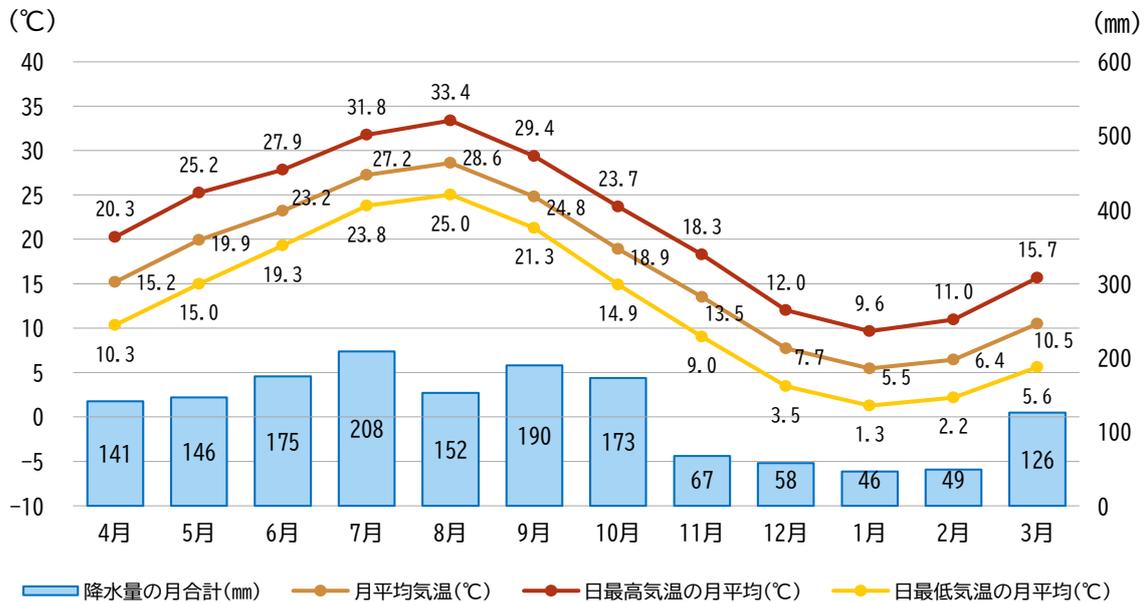


広域的な緑地の配置図

出典：愛知県広域緑地計画

ウ 気候

本市の年間降水量の平均（平成 26 年（2014 年）～令和 5 年（2023 年））は約 1,263mm、年間の平均気温は約 17℃で、比較的温暖な気候となっています。

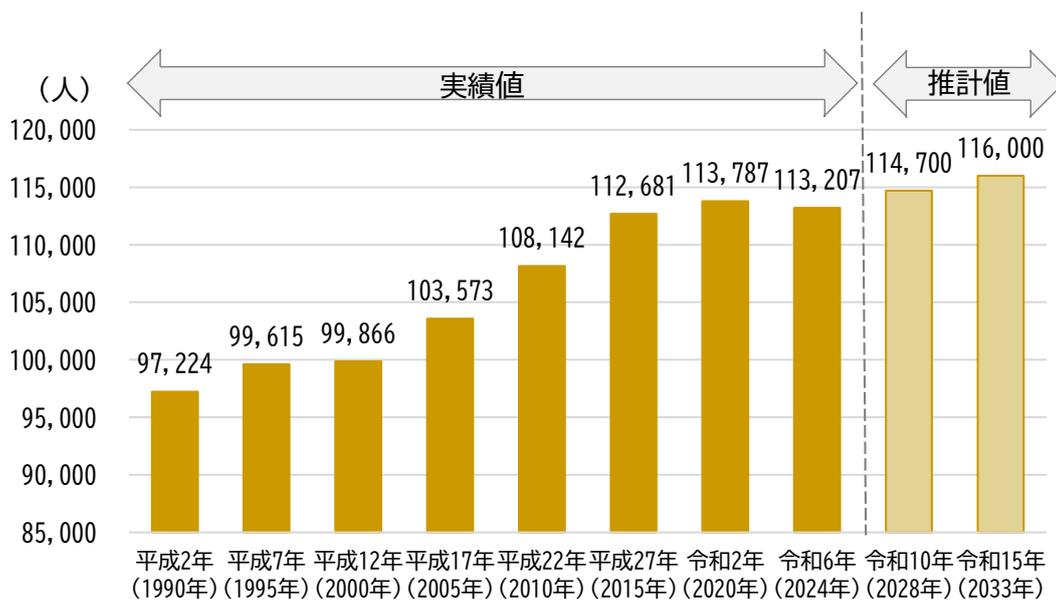


気候の推移

出典：気象庁、大府観測所における 2014 年度～2023 年度の平均

(3) 人口

本市の人口は、平成 30 年（2018 年）に 115,000 人に達しましたが、近年は転出超過による社会減の傾向があります。一方で、太田川駅や中ノ池加木屋駅周辺では土地区画整理事業や市街地整備事業が進み、令和 15 年（2033 年）の将来推計人口は 116,000 人と増加する見込みであり、人口増加に伴う里山や農地などへの影響が考えられます。



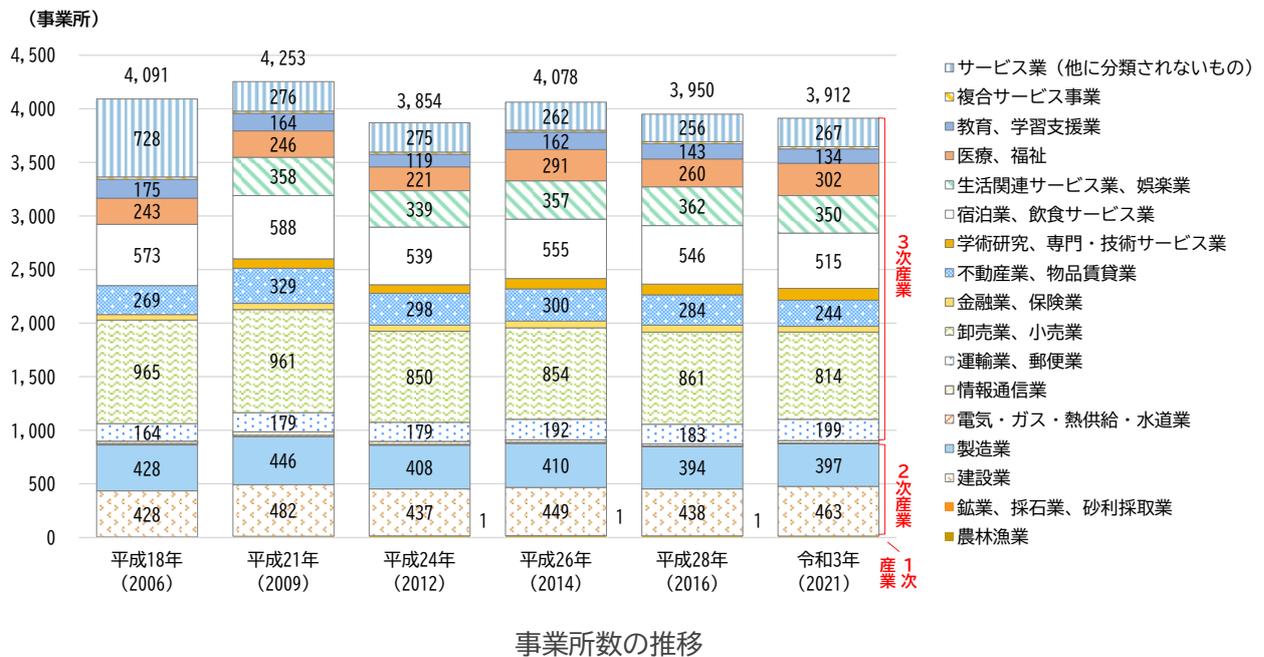
人口の推移

出典：実績値（平成 2 年～令和 2 年）は国勢調査、推計値は第 7 次東海市総合計画

(4) 産業

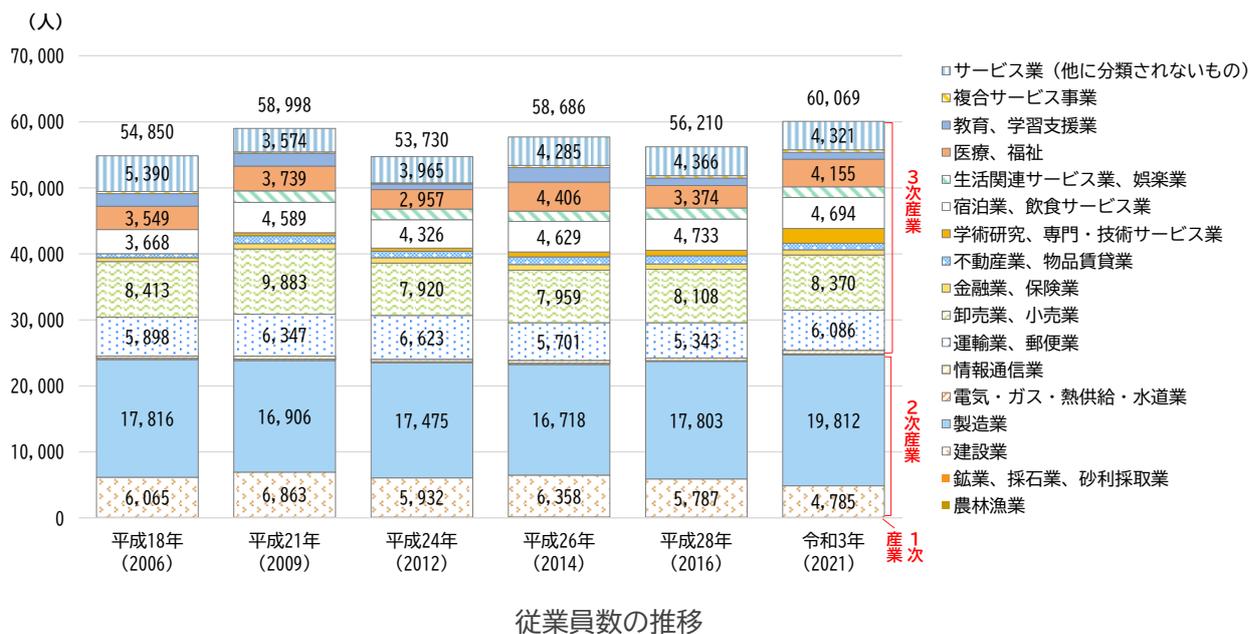
本市の事業所数を産業分類別でみると、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業の順となっており、第3次産業が多くなっています。

従業者数を産業分類別でみると、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、運輸業・郵便業の順となっています。



事業所数の推移

出典：経済センサス



従業者数の推移

出典：経済センサス

2 これまでの主な取り組みと今後の課題（第2次環境基本計画の振り返り）

第2次環境基本計画では、ビジョンである「未来につなぐ 美しいふるさと東海」の実現に向けて、4つの環境の柱及び9の環境分野を設定し、取り組みを進めてきました。

<ビジョン> 未来につなぐ 美しいふるさと東海

快適な市民生活の再生と創造が進み、多くのひとが環境に配慮した行動を行うことや、身近な場所での生き物とのふれあいを通じて感動が生まれています。
そして、さまざまな世代のひとが健康に暮らしている「美しいふるさと東海市」に愛着を持ち、子どもたちがふるさとに誇りを持って生活している未来へとつなげています。

<めざすふるさとの姿>

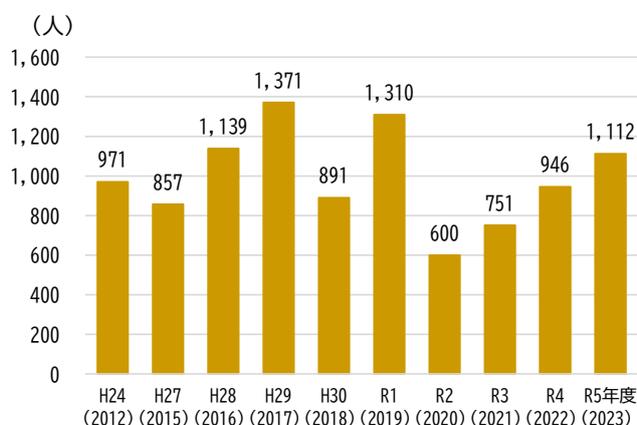
- 多くの市民が環境にやさしい行動をしています。
- 空気がきれいで、快適に暮らしています。
- 地球温暖化に関心を持つ人が増え、温室効果ガスの排出抑制に努めています。
- 緑（公園・緑地）や水（河川・池）がつながり、生物が身近に生息し、人と自然が共生しています。
- 「もったいない」意識が高まり食品ロスなどが少なく、ごみの分別が徹底され、資源が循環しています。



(1) 環境の柱1 [環境教育]

【環境分野：環境教育】

- 平成20年（2008年）4月から実施している「東海市エコスクール（環境学習講座）」に多くの市民が参加しています。講座への参加を通して、市民の環境意識は年々向上していると考えられますが、今後も、講座テーマ・内容の充実を図りながら、参加者の拡充や環境意識の向上を図っていくことが求められます。
- 臨海部の企業緑地において、生物多様性を保全する活動として、県内の大学生やNPOが中心となって東海市及び知多市の臨海部等に立地している事業者や、専門家、行政が協力し、生物多様性の保全に係る環境イベントや企業緑地でのビオトープ観察会などによる環境学習を実施しています。また、市内では、東海秋まつりでの環境イベントのほか、事業者による様々な環境関連イベントも開催されており、多くの市民が参加するなど賑わいを見せていることから、環境に対する市民の関心の高まりを感じます。今後も様々な事業主体による環境イベントの開催や環境情報の提供を推進し、市民の環境意識の向上や行動促進、活動の広がりにつなげていくことが重要だと考えています。
- 市では、広報紙やホームページ、駅前デジタル案内板、公式LINE、エコスクールチラシなどを活用した情報提供を進めてきました。一方で、エコスクールのアンケート調査では昔からの情報提供方法である広報紙による情報取得層が過半数となっており、啓発に効果的な情報提供ツール・発信方法等を検討し、デジタル・アナログ両面での情報発信力強化を実施していく必要があります。
- 市内で環境問題に取り組む人材や団体の発掘及び育成が進んでいないことから、事業者と連携した人材育成の仕組みの検討など、環境保全活動に取り組む人の養成や団体間のネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。



エコスクールの参加者数の推移



東海秋まつりの消費者ひろばのブース

(2) 環境の柱2 [環境対策]

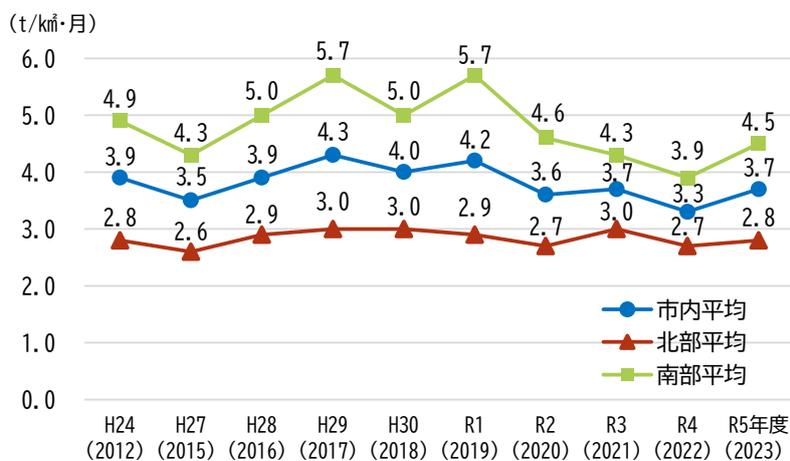
【環境分野：大気・ばいじん】

- 市では、大気汚染物質や降下ばいじんの定期的な調査・分析を行うとともに、事業者との公害防止協定の締結、立ち入り調査の実施、排出源と考えられる事業所への対策要請などを行っています。大気汚染物質について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学スモッグは全国的に環境基準を達成できておらず、本市においても達成できていません。

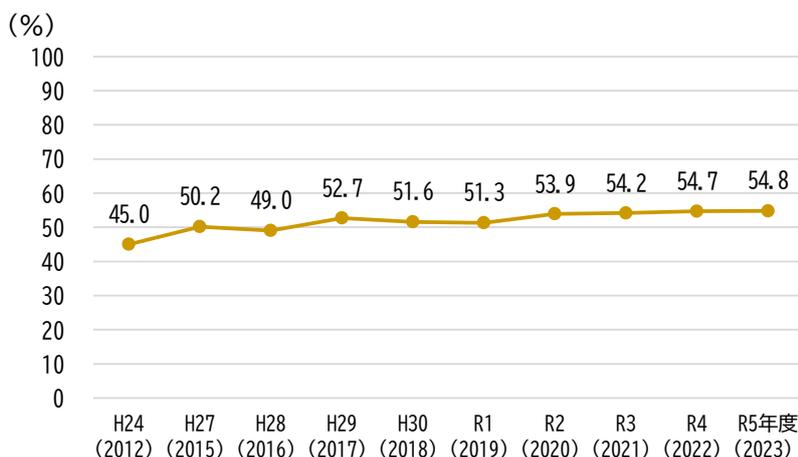


参考：降下ばいじん計

- 降下ばいじんは中長期的に減少傾向にあり、事業者等の対策に一定の効果があったと考えますが、市民の実感は改善できていません。空気をきれいだと市民が感じられるように、市・県と事業者が連携し、より効果的な対策を検討するとともに、引き続き市・県から事業者に対策を要望していくことが求められます。
- 降下ばいじんの状況や取り組みについて、市ホームページや広報紙での情報提供を行ってきましたが、市民の理解促進につながっていない面があります。市や事業者からわかりやすく充実した情報を提供する必要があります。



降下ばいじんの量の推移



大気汚染などにより、日常生活に支障があると感じている人の割合の推移

【環境分野：悪臭・騒音】

- 悪臭について、事業者に対して立ち入り調査による臭気測定や行政指導を行っており、指導件数や苦情は減少傾向にあります。
- 騒音について、市は、環境騒音や道路交通騒音、騒音が発生しやすい事業所の騒音測定を定期的実施し、市内の状況把握に努めています。全体的な苦情件数は減少傾向にありますが、建設工事に伴う騒音や道路の経年劣化による騒音などで苦情に繋がる場合があります。
- 今後も苦情に応じた立入調査や指導を実施するとともに、苦情が多い地域での重点的な啓発活動など、必要な対策を実施していくことが求められます。

【環境分野：水質】

- 水質について、河川やため池の水質分析を定期的実施しており、中長期的には改善傾向となっています。下水道整備が水質向上に寄与していると考えられますが、より一層の水質向上のため、下水道接続率向上に向けた市民への啓発や合併浄化槽の適正な維持管理のための啓発を進めていくことが求められます。



河川水質調査の様子

(3) 環境の柱3 [環境保全・再生・創造]

【環境分野：地球温暖化対策】

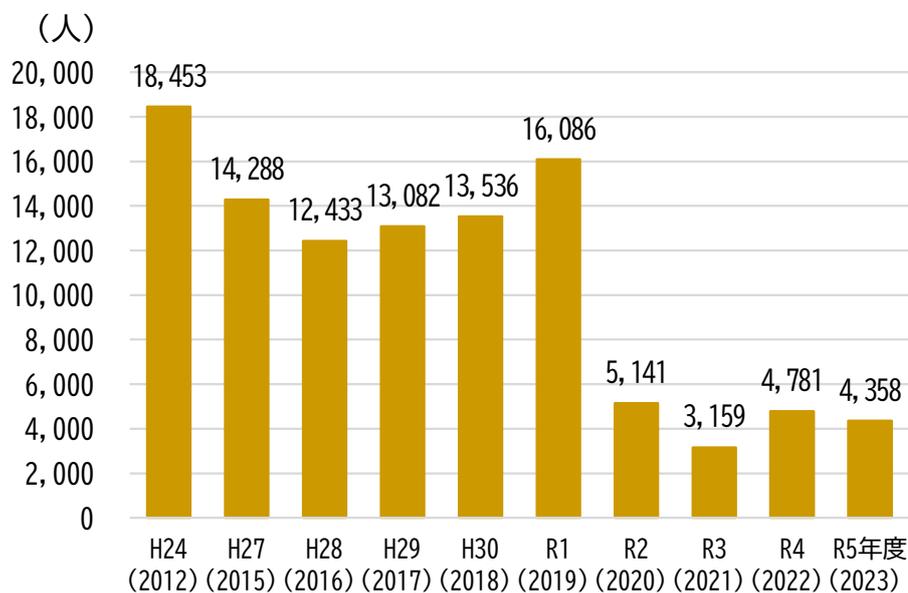
- 市では、令和4年（2022年）3月に、令和32年（2050年）を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、普及啓発を行っています。
- 市の補助事業として、住宅用太陽光発電施設等や次世代自動車の導入、省エネ家電への買替え、事業者の省エネ設備の導入に対する補助を実施することで、市民の設備導入が進み、温室効果ガスの削減に繋がるとともに、市民の意識向上が図られています。持続可能な社会の実現のためには、より一層の温室効果ガスの削減が必要であり、市民一人ひとりの取り組みを推進する必要があります。
- 大企業の事業者を中心に温暖化対策関連部門の新設、経営戦略の策定など、事業者のゼロカーボンの取り組みが進んでいます。今後は、取り組みが進んでいない事業者に対する効果的な支援、啓発等が求められています。
- 市自らが率先して再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市民・事業者の環境保全に向けた自主的・積極的な取り組みを促していくことで、地球温暖化対策の取り組みを加速していく必要があります。



東海市ゼロカーボンシティ
ロゴマーク

【環境分野：環境美化】

- 地域の野良猫の増加によるふん害の防止等のため、地域ねこ活動推進事業や猫避妊等補助事業を実施することで、地域美化とともに人と生物の間のトラブルを防止しています。
- 市民・地域・団体・事業者との協働により、市内一斉清掃やクリーンサンデーなどの美化活動を実施しています。コミュニティ組織や関係団体とコミュニケーションを図りながら、コロナ禍で落ち込んだ地域美化活動を活性化していく必要があります。
- 花や緑があふれるまちづくりを引き続き推進するとともに、まちの景観保全のため、引き続き清掃パトロールや道路監視などの不法投棄対策を推進していくことが求められます。



地域の清掃活動に参加した人数の推移



清掃パトロール活動の実施

【環境分野：緑・水・生き物】

- 市内には大小69か所の特色ある都市公園があります。身近な公園・緑地の計画的な整備や適正な維持管理に努めるとともに、まちなかの生垣や建築物緑化への補助等、宅地の緑化推進に取り組み、次世代に花と緑につつまれたまちを引き継いでいくことが重要です。
- 自然環境再生拠点として整備した加木屋緑地では、ふるさと再生プロジェクトとして、「ふるさととの自然」の保全・再生を学ぶ観察会を実施しています。今後も、自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場の保全・活用が求められています。
- 前述した臨海部の企業緑地における様々な活動主体による生物多様性保全の取り組みが、令和5年（2023年）10月に、環境省から「自然共生サイト」の認定を受けました。こうした生物多様性の保全に関する市内の取り組みを推進し、活動を広げていくことが求められています。
- 世界的に生物多様性の喪失による生態系への影響が問題となる中、生物多様性への市民の関心は未だ大きくありません。エコスクールにおいて生物調査の講座を拡充して実施するなど、生物多様性の理解促進に努めてきていますが、今後も市民、地域・団体・事業者・市が協働し、緑地や水辺、生物に目を向ける機会を増やしていく必要があります。



加木屋緑地



新宝緑地（野鳥が観察出来る展望デッキ）



ふるさと再生プロジェクト（ビオトープの手入れ）

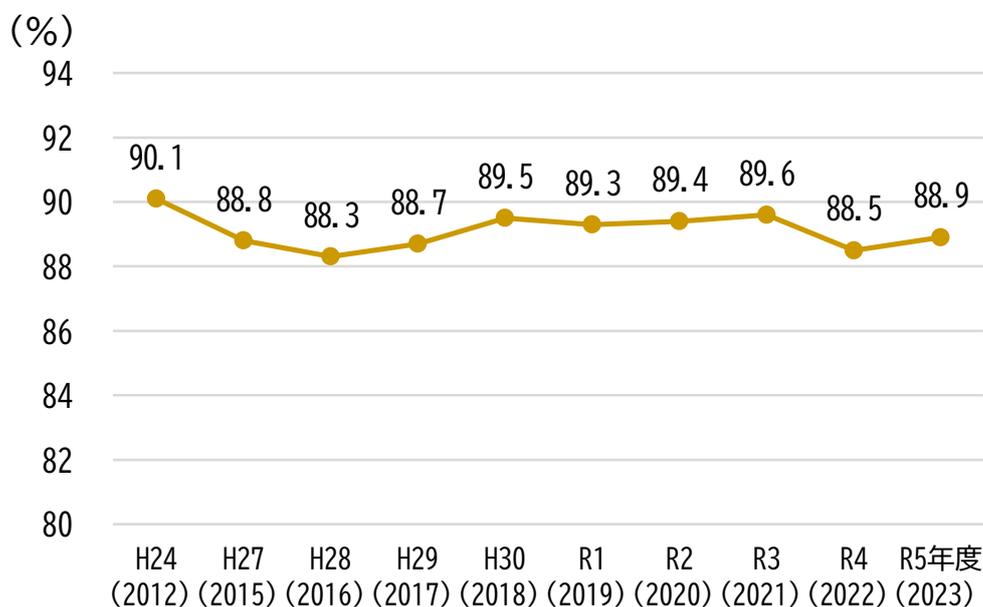


自然共生サイトに認定された企業緑地

(4) 環境の柱4 [循環型社会]

【環境分野：3R活動】

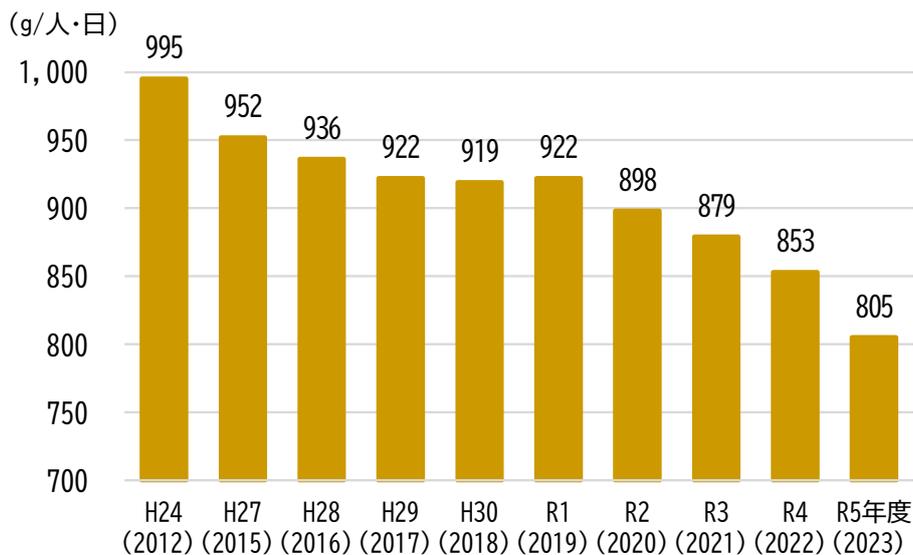
- 市内における市民一人あたりのごみの排出量は、市民のリユース・リサイクル意識の向上や経済環境などから減少傾向にあります。3Rの推進を通して、ごみの資源化を引き続き促していくことが求められています。
- 令和5年（2023年）10月からプラスチックの一括回収を開始し、従来のプラスチック製容器包装に加えプラスチック使用製品をごみ集積場で回収しています。市民意識調査によると、ごみ減量、リサイクルを心がけている人は9割弱であり、高い割合を継続している状況ですが、若年層においては割合が低くなっています。市は、これまでスマートフォンアプリなどを活用した3Rに関する情報発信や普及啓発を行ってきましたが、定期的な情報発信とともに、より一層の関心を持つ人・理解を深める人が増えるよう、効果的な啓発をしていく必要があります。
- 可燃ごみの多くを生ごみが占めており、これまでも3キリ（使いきり、食べきり、水きり）の情報発信やEM処理剤の配布による生ごみの減量に努めてきましたが、ごみ総量の減少のため、より一層削減をする取り組みが求められています。



ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合の推移

【環境分野：適正排出・処分】

- 令和6年(2024年)3月末まで清掃センターで実施していたごみの焼却処分について、令和6年(2024年)4月から東海市と知多市が設置している西知多医療厚生組合に事業を移管し、ごみ処理施設「西知多クリーンセンター」で処理を開始しており、今後も継続的・安定的にごみの処分ができるよう西知多医療厚生組合と調整をしています。
- プラスチックの適正な分別・排出を進めるため、コミュニティなどを通して情報発信を行っています。プラスチックの不適合割合は順調に低下していますが、プラスチック製品に組み込まれている不適合物の混入防止策を検討する必要があります。
- リチウムイオン電池等の小型充電式電池について、収集・処理に伴う破損・変形による発火の危険性が高いことから、未然に防ぐための適正な排出方法を検討する必要があります。



市民一人当たりのごみの総量の推移

今後の課題のまとめ

■環境の柱1【環境教育】

- エコスクールなどの環境学習による参加者拡充や環境意識の向上
- 環境イベントや情報提供などによる市民の環境意識の向上や環境行動の促進
- 効果的な情報提供ツール・発信方法の検討と情報発信力の強化
- 環境保全活動に取り組む人の養成や団体間のネットワークづくり

■環境の柱2【環境対策】

- 市・県・事業者等の連携による降下ばいじん対策の推進
- 降下ばいじんに関する、市民へのわかりやすく充実した情報提供
- 公害の苦情や問い合わせが多い地域における指導、啓発等の推進
- 下水道接続率向上や合併浄化槽の適正な維持管理のための啓発の推進

■環境の柱3【環境保全・再生・創造】

- より一層の温室効果ガスの削減対策の推進
- 事業者に対するゼロカーボン対策の支援や啓発の推進
- 市自らの率先した再生可能エネルギーの導入推進
- 市民・地域・団体・事業者との連携による地域美化活動の活性化
- 不法投棄対策の推進
- 身近な公園・緑地の計画的な整備と適正な維持管理
- 自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場の保全・活用
- 企業緑地など、生物多様性の保全に関する市内の取り組みの啓発の推進
- 生物多様性の理解促進

■環境の柱4【循環型社会】

- ごみの減量・資源化のより一層の推進
- 3Rについての効果的な啓発
- 継続的・安定的なごみの適正処分
- プラスチックの適正な分別・排出
- ごみの適正な排出方法の検討

第3章 計画のビジョン

1 めざす環境ビジョン

本市においては、これまで「未来につなぐ美しいふるさと東海」を環境ビジョンに掲げ、市民・地域・団体・事業者・市など多様な主体の協働により、環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会に向けた取り組みを進めてきました。

新たな10年においては、これまでの考え方を継承しながら、さらなる発展につなげていくため、めざす環境ビジョンを次のとおり掲げ、多様な主体の協働により環境の保全及び創造を進めていきます。

東海市の環境ビジョン

人と自然が未来をつくる

持続可能な環境都市 とうかい（仮）

市民・地域・団体・事業者・市など多様な主体が協働しながら環境を守る行動を実践し、自然共生、気候変動対策、循環型社会など持続可能な社会の実現に取り組みつつ、市民全員が健康で快適に暮らすことができるまち（市民や地域が環境面から Well-being を実現できている状態）を、将来に渡って、つくり・つないでいきます

第7次東海市総合計画では、将来都市像を「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」と掲げ、多様な主体による「つながり」の輪を広げ、市民一人一人の笑顔と希望があふれるまちを目指しています。東海市の環境ビジョンは、この将来都市像を踏まえた上で、市民や地域が環境面から Well-being を実現できている状態を実現できるよう、「人と自然が未来をつくる」、「持続可能な環境都市」の言葉に、次のような思いを込めて策定しました。

人と自然が未来をつくる

人々が自然とのつながりを育み、その恩恵を受ける中で、環境だけでなく経済や社会を含む魅力的な未来を、自分たちが行動し、つくっていかうという主体的な思い

持続可能な環境都市

将来にわたって持続可能な地域づくりを進め、市民全員が健康で快適に暮らすことができる環境を次世代に引き継いでいくという思い

2 環境ビジョンを実現するための環境の柱

目指す環境ビジョンを実現するために、5つの環境の柱を設定し、それぞれのめざす姿に向けた取り組みを進めていきます。

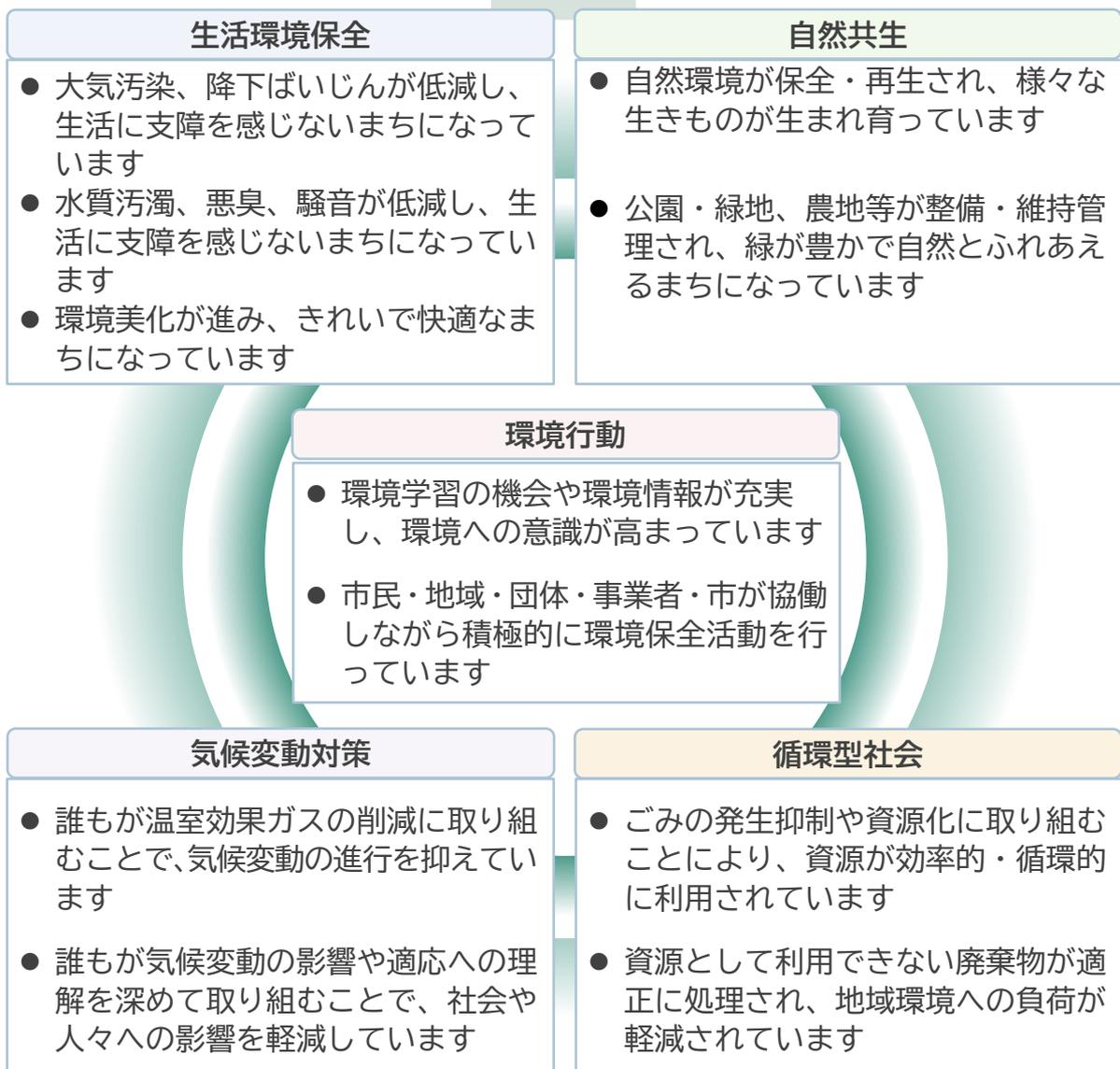
5つの環境の柱のうち「環境行動」は、その他の環境の柱すべてに対して大きく関連するものであり、その他の環境の柱同士も相互に関連し合うものであることから、すべての環境の柱を総合的に推進していきます。

【環境ビジョン】

人と自然が未来をつくる持続可能な環境都市 とうかい

(仮)

【5つの環境の柱とめざす姿】



持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsの17ゴールの相互の関係性を示すものとして、各ゴールを「経済」「社会」「環境」という3分野に大きく分けて構成した、SDGsウェディングケーキモデルがあります。これは、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられ、それぞれが密接に関わりながら成り立っていることを示しています。そのうえで、「経済」「社会」「環境」の課題を解決するために、「パートナーシップ（協働）」が重要としています。



出典：Johan Rockström and Pavan Sukhdev (Stockholm Resilience Centre, Stockholm University) を一部加筆

《東海市の環境の柱と主な SDGs のゴールとの関係》

本計画では、SDGsの17ゴールについて、「環境の柱」及び「施策」と関係の深いものを掲載しています。ただし各ゴールは独立しているわけではなく全てのゴールに相関関係があり、環境・社会・経済の課題に対して統合的に取り組むことが重要です。本計画においても、統合的な課題解決というSDGsの視点を取り入れながら、多様な主体の協働により様々な取り組みを進めます。

第4章 環境の柱ごとの基本的な施策

1 施策体系

【環境ビジョン】 人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい (仮)



2 指標

計画の進捗状況を分析するため、環境の柱ごとに指標を以下のとおり設定しました。

指標については、環境の柱ごとの施策・推進項目の取り組み状況や、施策のめざす姿の達成状況を検証するため、毎年度把握していきます。

環境の柱	指標	基準値 (取得年度)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)	
生活環境 保全	地域の環境面において、生活に 支障を感じている人の割合	46.9% (R4)	35.2%	同左	
	降下ばいじんの量 (市内平均)	市内 平均	3.7t/km ² ・月 (R5)	2.9t/km ² ・月	同左
		北部 平均	2.8t/km ² ・月 (R5)	—	2.3t/km ² ・月
		南部 平均	4.5t/km ² ・月 (R5)	—	3.5t/km ² ・月
自然共生	花や緑が豊かなまちであると思 う人の割合	73.2% (R4)	82.7%	同左	
	市内で生物多様性の保全・再生 に取り組んでいる地点数 (仮)	8 地点 (R5)	—		
気候変動 対策	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0% (R5 取得 R2 時点)	50%	同左	
	地球温暖化の防止に取り組んで いる人の割合	76.9% (R4)	—		
循環型 社会	市民一人1日当たりのごみの排 出量	762g/人・日 (R5)	730 g/人・日	同左	
	ごみ減量、リサイクルに組み 組んでいる人の割合	81.8% (R4)	—		
環境行動	普段から環境に配慮した行動を 実践している人の割合	68.2% (R4)	—		
	NPO、事業者等が協働で実施 している環境保全に係る事業数	11 事業 (R5)	—		

指標設定の考え方

- ・ 個別事業の取り組み結果のみに左右されにくい、環境の柱全体としての成果が反映される指標を優先し、環境の柱ごとに「アンケート (市民意識にかかる指標)」と「定量的な指標」を一つずつ設定します。
- ・ 指標の基準値は、取得できる最新年度の数値を使用します。
- ・ 「第7次東海市総合計画」のまちづくり指標となっている指標は、総合計画におけるめざそう値・方向性を環境基本計画におけるめざそう値・方向性として採用します。なお、総合計画の後期計画への改訂等により、めざそう値等の見直しが行われた場合は、環境基本計画におけるめざそう値等も変更します。
- ・ 環境基本計画におけるめざそう値又は方向性の設定年度は、指標の多くが総合計画の指標 (取得年度は令和15年度 (2033年度)) を採用していること、環境基本計画の最終年度である令和16年度 (2034年度) に次期計画の検討を行うことを踏まえて、令和15年度 (2033年度) とします。
- ・ 環境基本計画の期間中に、後期計画の改定時など指標の変更を行う場合があります。

3 環境の柱ごとの施策・推進項目

環境の柱 1 生活環境保全



- 施策 1 大気汚染・降下ばいじんの低減
- 施策 2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減
- 施策 3 環境美化の推進

■指標（案）

環境の柱	指標	基準値 (取得年度)		総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
生活環境 保全	地域の環境面において、生活に 支障を感じている人の割合	46.9% (R4)		35.2%	同左
	降下ばいじんの量 (市内平均)	市内 平均	3.7t/km ² ・月 (R5)	2.9t/km ² ・月	同左
		北部 平均	2.8t/km ² ・月 (R5)	—	2.3t/km ² ・月
		南部 平均	4.5t/km ² ・月 (R5)	—	3.5t/km ² ・月

施策 1 大気汚染・降下ばいじんの低減

施策の
めざす姿

大気汚染、降下ばいじんが低減し、生活に支障を感じない
まちになっています



施策の方針

大気汚染や降下ばいじんについて、大気の常時監視や継続的な調査・分析を行うとともに、公害防止協定や事業所への立入調査による監視・指導、事業者による対策などにより、市民・地域・団体・事業者・市や関係機関が連携しながら大気環境の改善を図ります。

特に降下ばいじんについて、市・県・事業者による対策状況の確認や協議、事業者への対策の要請などにより、削減対策を継続的に検討・実施します。また、降下ばいじんの状況や削減対策について効果的な周知・啓発を行い、市民の理解醸成を図ります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 大気汚染対策	大気汚染物質の測定・分析
	公害防止協定の締結と立入検査による監視、指導等
(2) 降下ばいじん対策	降下ばいじんの測定・分析
	公害防止協定の締結と立入検査による監視、要請等
	降下ばいじん対策検討会などにおける対策の検討と実施
(3) 市民への効果的な周知・啓発	わかりやすい情報の提供と発信頻度の増加
	即時性の高い情報提供

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染・降下ばいじんに関する情報収集 ・野焼きをしない ※慣習上必要な場合を除く ・アイドリングストップの実施 ・環境モニターへの協力 ・緩衝緑地の保全活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染・降下ばいじんの情報や環境対策の行政への報告、市民への情報公開 ・工場における集じんや飛散防止、敷地内緑化など対策の実施 ・公害防止協定の締結 ・降下ばいじん対策検討会への参加 ・アイドリングストップ・エコドライブの徹底

市
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視の実施 ・降下ばいじん調査・分析 ・公害防止協定の締結・立入調査等 ・降下ばいじん対策検討会への参加 ・事業者への降下ばいじん削減の要望 ・緩衝緑地の整備・維持管理 ・大気汚染・降下ばいじんに関する情報公開と市民にわかりやすく、即時性の高いツール等の使用

施策2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減

施策の
めざす姿

水質汚濁、悪臭、騒音が低減し、生活に支障を感じないま
ちになっています



施策の方針

水質汚濁について、河川やため池の常時監視や継続的な調査・分析を行うとともに、生活排水対策や公共下水道の普及などを行い、汚濁防止に努めます。

悪臭について、事業所への立入調査による監視・指導などを行い、発生防止に努めます。

騒音について、環境騒音及び自動車騒音の調査・分析や、事業所への立入調査による監視・指導などを行い、発生防止に努めます。また、日常生活に伴う生活騒音の防止について普及啓発を進めます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 水質汚濁対策	
	河川・ため池、排出水の水質調査・分析
	公害防止協定の締結と監視、指導等
	生活排水対策の普及啓発
	公共下水道の整備と接続率向上
	下水道計画区域外における合併処理浄化槽の整備推進
(2) 悪臭対策	
	事業所への調査、立入による監視、指導等
	公害防止協定の締結と監視、指導等
(3) 騒音対策	
	事業所への調査、立入による監視、指導等
	環境騒音及び自動車騒音の調査・分析
	公害防止協定の締結と監視、指導等
	生活騒音防止にかかる普及啓発

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・油を流さないなど生活排水対策の実践 ・公共下水道への接続 ・浄化槽の保守点検・清掃・定期検査 ・合併処理浄化槽の設置 ・アイドリングストップの実施 ・周辺環境への生活騒音の配慮や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの排水・悪臭・騒音の予防対策 ・公害防止協定の締結 ・アイドリングストップの徹底

市
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な水質調査・分析の実施 ・協定等に基づく事業所への立入調査、指導等 ・苦情に係る事業所への立入調査、指導等 ・下水道の整備 ・下水道接続率向上のための啓発 ・環境騒音・道路騒音の測定・分析 ・生活上の排水・騒音・悪臭に係る市民への啓発等

コラム

身近な公害問題「生活騒音」

騒音問題は、様々な公害のなかでも日常生活に密接しており、発生源もさまざまです。本市における令和5年度（2023年度）の公害に関する苦情のうち、約4割は騒音となっています。

騒音のうち生活騒音は、「テレビの音」「ドアの開閉音」「ピアノの音」など、日常生活に伴って発生する音のことで、音を出している人が、近所の人に迷惑をかけていることに気づいていない場合が多いという特徴があります。

音は人によって感じ方が違います。生活していく上で「避けられない音」や「自分にとって楽しい音」も、周りの人には「うるさい音」「不快な音」として受け取られる場合もあります。また、昼間は気にならなくても、夜間など周りが静かになると気になる音もあります。

このことをお互いに認識し、日頃から自分が出す音に注意を払い、不必要な音を出さない配慮と、音を小さくする工夫をすることが大切です。



施策3 環境美化の推進

施策の
めざす姿

環境美化が進み、きれいで快適なまちになっています



施策の方針

市内一斉清掃活動やアダプトプログラムなど、市民・地域・団体・事業者・市の協働により、地域の清掃活動や美化活動を進めます。

市民への啓発やパトロールなどにより、ポイ捨てなど不法投棄の未然防止を行うとともに、愛護動物の適切な飼育に関するマナー啓発や、雑草対策、空き家・空き地対策、害虫対策など、まちの良好な環境づくりを進めます。また、プラスチック製品のポイ捨てを減少させることにより、マイクロプラスチック問題の改善に繋がります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
美化活動等による良好な環境の創出	
	市内一斉清掃（クリーンサンデー）等による清掃活動の推進
	アダプトプログラムによる美化活動の推進
	不法投棄防止の啓発、監視パトロールの実施
	地域ねこ活動や糞害対策など、愛護動物の適切な飼育推進
	雑草等の適正な管理、指導
	空き家・空き地などの適正な管理、指導
	人に危害を与える害虫等の駆除・予防

コラム

アダプトプログラムについて

アダプトプログラムとは、市民の皆さんが里親となって、市内の公共施設（道路、公園、各施設の花壇など）の清掃、除草、花の植え付け、樹木や花への水かけをしたりするボランティア活動です。高校生以上の市内在住、在勤、在学者及び各種団体等（要件あり）で、市に申請を行うことで活動できます。

申請には、所定の書式で里親届、合意書、実施場所の位置図、構成員名簿（3人以上の場合）の提出が必要です。

あなたも地域美化のためにアダプトプログラムに参加してみませんか。



アダプトプログラムによる活動

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃（クリーンサンデー）等の清掃活動への参加 ・アダプトプログラムへの参加 ・ごみのポイ捨てや不法投棄をしない ・地域ねご活動への協力 ・愛護動物の糞の放置対策など適切な飼育 ・自宅の敷地の緑化や、花壇整備、周辺を含めた雑草等の処分 ・空き家・空き地の手入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃（クリーンサンデー）等の清掃活動への参加 ・事業者、市等が連携した美化活動への参加と情報公開 ・アダプトプログラムへの参加 ・事業系廃棄物の不法投棄をしない ・事業所敷地の緑化や周辺を含めた雑草等の処分

市
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・地域・団体・事業者などへの美化活動の依頼・協力 ・多くの方が美化活動に参加する仕組みづくり ・アダプトプログラムの実施・啓発 ・市内道路、河川等の不法投棄パトロール及び不法投棄ごみの回収 ・公共用地における放置自動車・自転車の撤去 ・監視カメラ、監視パトロール等による不法投棄の未然防止 ・地域ねご活動の推進 ・管理が不十分な空き家に対する管理不全空家等・特定空家等の指定や対応 ・スズメバチ類の巣の除去

コラム

クリーンサンデーについて

市は、毎年6月と9月を「ごみ散乱防止市民行動月間」として市民の皆さんに地域環境の美化に努め、ごみの散乱の防止についての関心と理解を深めていただくため、地域での一斉清掃活動（クリーンサンデー）のご協力をお願いします。

自宅の敷地周辺を含めた清掃を通して、きれいで快適なまちをみんなでつくっていきましょう。



クリーンサンデーの様子

環境の柱 2 自然共生



- 施策4 生物多様性の確保
- 施策5 自然と共生するまちの形成

■指標（案）

環境の柱	指標	基準値 (取得年度)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
自然共生	花や緑が豊かなまちであると思 う人の割合	73.2% (R4)	82.7%	同左
	市内で生物多様性の保全・再生 に取り組んでいる地点数 (仮)	8 地点 (R5)	—	

施策4 生物多様性の確保

施策の
めざす姿

自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育っ
ています



施策の方針

市内の生物多様性の実態を把握するとともに、市民・地域・団体・事業者・市が連携し、緑地や里山など本市の自然環境の保全・再生や生態系のネットワーク化を進め、地域に根ざした多様な動植物が生息・生育できる環境を保全します。

また、外来種の生息・生育状況について、情報収集及び市民への情報提供・啓発を行うとともに、関係機関などと連携しながら外来種の駆除対策を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全	
	自然・生物調査の実施
	自然環境の保全・再生活動の推進
	保全活動や調査を実施・支援する人材・団体の育成・支援
	広域的生態系のネットワークづくり
	緩衝緑地の保全・再生
	在来種や外来種に対する意識向上
	外来種の駆除活動による生態系の保全

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査活動への参加 ・地域の生きものや自然環境に関心を持ち理解を深める ・市民による生きもののデータベースづくりと活用 ・自然環境保全活動への参加 ・自宅の敷地・庭での在来種による緑化 ・生きもの（ペット・外来種など）を捨てない ・農薬や化学肥料をなるべく使わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査活動への参加、実施支援 ・企業緑地の市民参加による生態系モニタリング ・開発時における生きものや生態系への配慮 ・グリーンベルトにおける環境保全活動 ・事業所敷地での在来種による緑化 ・自然環境保全活動への従業員の参加 ・低農薬・有機栽培など環境保全型農業の実施

市
<ul style="list-style-type: none"> ・市民等参加型による生物調査の実施・支援 ・エコスクールによる自然観察会の実施 ・自然環境再生拠点の整備・維持管理 ・自然共生サイト等を通じた事業者との連携 ・生物多様性の保全に取り組む地域・団体や事業者などの周知・PR ・知多半島生態系ネットワークへの参加・協力 ・専門家や市民との協働による希少種の情報整理及び保護活動 ・外来種の駆除と在来種の保全 ・外来種に関する市民への周知活動

コラム

フナビオについて

フナビオは平成 17 年（2005 年）に「東海市輝く学校づくり事業」の一貫でつくられた東海市立船島小学校にあるビオトープの愛称です。

地域のボランティアで「フナビオ会」を結成し、子どもたちと教職員、地域が力を合わせ、平成 18 年（2006 年）に手作りビオトープを完成させました。児童のアイデアからエコキャラ「フナビオ」「ビオゾー」も誕生しています。地域と協力した活動や地域の自然をよりよくしようとした活動も同時に行われ、子どもたちが自然や昆虫、植物などとふれあい学べる場となっており、平成 22 年（2010 年）に全国学校ビオトープ・コンクール国土交通大臣賞も受賞しています。



フナビオで自然とふれあう子どもたち

施策5 自然と共生するまちの形成

施策の
めざす姿

公園・緑地、農地等が整備・維持管理され、緑が豊かで自然とふれあえるまちになっています



施策の方針

公園や緑地など、自然とふれあえる場を整備するとともに、市内の緑の量・質を確保するため、公園・緑地や街路樹の適正な維持管理、民有地の緑化などを進めます。

また、市内の豊かな水環境を持続的に利用できるよう、水辺環境の整備による水へのふれあいの機会提供、雨水利用などによる水循環の確保を進めます。

生態系保全や緑の景観形成、防災など多様な役割を担う農地については、優良な農地の保全を進めます。

推進項目

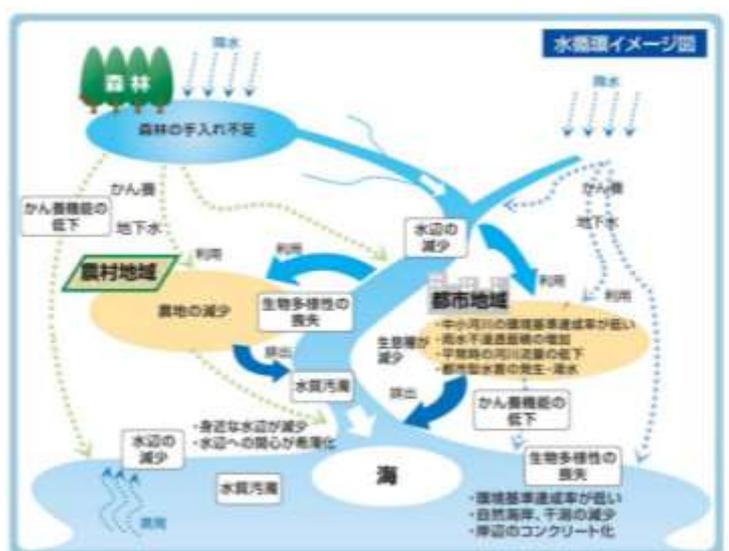
推進項目	取り組み内容
公園・緑地、農地等の整備・維持管理	
	公園・緑地などにおける自然とのふれあいの推進
	街路樹など市内の緑の適正な維持管理
	民有地緑化の促進
	市民が水と親しめる空間の創出
	河川・ため池などの適正管理などによる水循環の確保
	遊休農地対策の推進

コラム

水循環の必要性

知多半島は、大きな河川がなく、水不足に悩まされることが多かった地域でしたが、昭和36年（1961年）に愛知用水が開通したことで農業に適した土地に生まれ変わりました。

水循環は、農業だけでなく私たちや生きものにとってかけがえのないものであり、その確保のため雨水貯留浸透施設の設置や河川・ため池などの適正管理などを行っていくことが必要です。



図の出典：あいち水循環再生行動計画＜尾張地域＞（第4次）

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地などで身近な緑に親しむ ・自宅の敷地・庭の緑化 ・保全活動や美化活動への参加 ・雨水貯留設備の設置 ・節水の心がけ ・農地の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地・建物などの緑化 ・緑地やビオトープなどの保全活動や美化活動への参加・協力 ・透水性舗装や雨水浸透柵などの導入

市
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な機能を発揮する公園・緑地の適正な整備・維持管理 ・公共施設における緑のカーテンなど緑化の推進 ・街路樹等の整備 ・公園・緑地や公共施設等の緑化における、在来種の優先選定 ・民間の土地、建築物、生垣等への緑化補助や保全地設定 ・水辺やビオトープの保全や親水化など水辺と親しむ空間づくり ・ため池の適正管理 ・優良農地の保全 ・農地利用の集積・集約化や新規就農支援などによる遊休農地対策 ・環境保全型農業の普及

コラム

農地の多面的機能について

農地は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしていますが、その他にも、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育むなど、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。



出典：農林水産省ホームページ

環境の柱3 気候変動対策



施策6 温室効果ガスの削減
 施策7 気候変動への適応

■指標（案）

環境の柱	指標	基準値 (取得年度)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
気候変動 対策	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0% (R5 取得 R2 時点)	50%	同左
	地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	76.9% (R4)	—	

施策6 温室効果ガスの削減

施策の
めざす姿

誰もが温室効果ガスの削減に取り組むことで、気候変動の
進行を抑えています



施策の方針

「東海市地球温暖化対策実行計画」に基づき、着実かつ効果的に施策を推進します。

市民のライフスタイルや事業者の事業形態の改善を図るとともに、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、公共交通機関の利用促進など環境にやさしく利便性の高い移動を普及し、家庭や事業者の省エネルギー化を進めます。

市内への再生可能エネルギーの導入拡大や市外からの調達、効率のよいエネルギーへの転換など、エネルギーの脱炭素化と安定供給の実現を目指して取り組みます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 省エネ型ビジネス・ライフスタイルの促進	
	市民のライフスタイルの転換
	建築物などの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進
	事業者による省エネルギー活動の促進
	次世代自動車の普及促進
	環境負荷の小さい移動手段の促進
	公共交通に関する拠点ネットワーク型都市の形成

推進項目	取り組み内容
(2) 再生可能エネルギー等の導入・活用	
	再生可能エネルギーの導入
	自立分散電源の推進
	水素エネルギーの導入
	他自治体との都市間連携の推進
	再生可能エネルギー電力の普及促進

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネに関する正しい情報収集と知識、行動 ・電気やガスなどの使用エネルギーの把握 ・高効率・省エネ型製品の選択 ・住宅の省エネ化や木材利用の検討・実施 ・次世代自動車の導入 ・エコドライブの実施 ・公共交通機関やカーシェア、自転車、徒歩による移動 ・ZEHや太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電の自家消費の検討 ・地産地消の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル技術の情報収集 ・省エネルギー設備の導入 ・環境に配慮した製品製造・サービス提供 ・環境マネジメントシステム（ISO14001等）を通じた環境配慮の推進 ・テレワーク等のワークスタイル転換やエコ通勤の推進 ・次世代自動車の導入 ・太陽光発電設備、PPA、ZEB等の情報収集・導入 ・工場排熱や地中熱等の未利用エネルギーの有効活用 ・再エネ設備設置時における地域環境への配慮 ・再生可能エネルギー電力の選択

市
<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に効果的なシティプロモーションの推進 ・市民が環境行動に取り組むきっかけづくりや継続性を高める仕組みの検討・実施 ・市民や事業者の次世代自動車導入に対する支援及びインフラ設備の普及の促進 ・木材利用方針に基づく木材活用の促進 ・事業者の温暖化対策に対する支援 ・エコドライブの普及啓発活動 ・パーク・アンド・ライドなど利便性の高い公共交通ネットワークの構築

施策7 気候変動への適応

施策の
めざす姿

誰もが気候変動の影響や適応への理解を深めて取り組む
ことで、社会や人々への影響を軽減しています



施策の方針

既に現れている、あるいは中長期的に避けられないといわれる気候変動による様々な影響に対して、市民や事業者の理解促進や適切な知識の習得を図り、各主体による適応策を推進するとともに、気候変動適応計画の策定について検討をしていきます。

農業や健康などそれぞれの分野において、関連部局・関係機関の連携や、関連施策との連携・整合を図りながら、気候変動の影響、適応策に関する情報収集、効果的な適応策の検討・実施を進め、被害や影響の低減・防止を図ります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 気候変動への適応に関する啓発	
	気候変動による影響や適応についての理解促進
(2) 分野ごとの適応策の推進	
【健康・市民生活】	熱中症対策の啓発、一時的に暑さを凌ぐ暑熱避難施設の設定など
【農業】	農家等への情報提供や普及啓発、農作物への影響把握と対応
【自然生態系】	生きものへの影響把握と対応
【水環境・水資源】	水質の継続的なモニタリング、水道水の安定供給のための施設管理、雨水・再生水の利用や節水など
【自然災害】	雨水貯留浸透施設などインフラの整備による台風・ゲリラ豪雨に対する浸水被害対策の実施

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策への情報収集 ・ 熱中症予防に関する情報収集、予防行動 ・ 自宅の敷地・庭の緑化などによる遮熱 ・ 高温障害による品質不良など規格外となった農産物の購入 ・ 生きもの調査への参加 ・ 雨水貯留施設の設置 ・ ハザードマップの確認や家族での話し合いなど日頃からの備え ・ 地域防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策への情報収集 ・ 屋外作業や職場における熱中症対策 ・ 敷地内や建物の緑化による遮熱 ・ 農産物など高温に強い品種の選択 ・ 雨水利用の推進 ・ 災害等を想定したBCP（事業継続計画）の作成 ・ 自立分散型エネルギーの導入

市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策の市民や事業者への情報提供、普及啓発 ・ 熱中症対策の普及啓発や熱中症特別警戒アラートの情報発信 ・ 一時的に暑さを凌ぐ暑熱避難施設の設定 ・ 水質調査や生物調査などによる継続的なモニタリング ・ ハザードマップの公表 ・ 防災・減災のためのインフラ整備

コラム

熱中症対策

令和6年（2024年）4月に、「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました。従前から「熱中症警戒アラート」が運用されていますが、広域的に過去に例のない危険な暑さ等で、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に、特別警戒アラートが発表されるものです。

アラートが発表された日は、これまで以上に、暑さ情報を確認し、「外出を控える」「エアコンを使用する」などの熱中症予防行動をとり、危険な暑さから身を守りましょう。



出典：環境省作成 熱中症特別警戒情報リーフレット

環境の柱4 循環型社会



施策8 ごみの減量・資源化

施策9 ごみの適正処理

■指標（案）

環境の柱	指標	基準値 (取得年度)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
循環型 社会	市民一人1日当たり ごみの排出量	762g/人・日 (R5)	730 g/人・日	同左
	ごみ減量、リサイクルに 取り組んでいる人の割合	81.8% (R4)	—	

施策8 ごみの減量・資源化

施策の
めざす姿

ごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、資源が効率的・循環的に利用されています



施策の方針

市民や事業者に対し、限りある資源を有効に使い、なるべくごみを出さないという意識と行動を促すため、3R活動に関する啓発を行うとともに、ごみの発生抑制、再使用、分別による資源化を推進します。また、近年の海洋プラスチックごみ問題への対応として、プラスチックの資源循環を推進します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
3Rの推進	
	3R活動の理解促進
	ごみ減量の推進
	資源化の取り組みの促進
	サーキュラーエコノミーに繋がる取り組みの推進

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3010 運動の積極的な実施 ・ 手前どりや使いきれの量の購入など食品ロス削減への取り組み ・ フリマサイトやリサイクルショップの利用 ・ 3 R 情報の利用 ・ ごみと資源の分別徹底 ・ 生ごみの堆肥化 ・ 資源集団回収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3010 運動の啓発と取り組みへの協力 ・ 食べ切れる量のメニューの導入や個包装単位での販売 ・ 賞味期限・消費期限が近い商品の売り切りの工夫 ・ フードドライブなど食品ロス削減活動への協力 ・ 古紙やプラスチックなどの資源化の徹底 ・ サーキュラーエコノミー型製品・サービスの開発・展開 ・ ワンウェイプラスチックの使用の削減

市
<ul style="list-style-type: none"> ・ エコクッキングコンテスト・環境優良推進店の指定など、市民・事業者と協働する3 R 活動の仕組みづくり ・ 3 R 情報の提供 ・ ごみ減量、資源化への広聴活動 ・ ごみ指定袋制度の継続 ・ 生ごみ減量のための対策の推進 ・ 草木類の資源化 ・ プラスチック資源化の啓発 ・ ボトル to ボトルの推進 ・ フードドライブなど食品ロス活動の啓発・支援

施策 9 ごみの適正処理

施策の
めざす姿

資源として利用できない廃棄物が適正に処理され、地域環境への負荷が軽減されています



施策の方針

家庭や事業所から出されるごみについて、市民や事業者がルールを遵守し、適正な排出ができるよう、マナーやモラル向上のための啓発や指導を行います。

市は、近隣自治体との連携を図りながら、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、安全かつ安定的な収集運搬、中間処理、最終処分を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) ごみの適正処理の推進	
	ごみの排出ルールの理解促進
	不適正なごみの処分の監視、指導等
	ごみ処理方法の適正化

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出ルールの情報収集と順守 家庭ごみは一人ひとりが責任をもって、決まった収集日に決まった袋で朝に出す ごみ集積場所の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの適正排出に関する情報の収集 事業系一般廃棄物の適正な排出と処分 産業廃棄物の適正な排出と処分

市
<ul style="list-style-type: none"> ゴミ排出ルール・マナーの啓発 適正処理のための助言、指導等 安全かつ安定的なごみの収集運搬 西知多クリーンセンターでのごみの適正処理 最終処分場の適正な維持管理

環境の柱5 環境行動



施策10 環境意識の向上

施策11 環境保全活動の実践

■指標（案）

環境の柱	指標	基準値 (取得年度)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
環境行動	普段から環境に配慮した行動を 実践している人の割合	68.2% (R4)	—	↑
	NPO、事業者等が協働で実施 している環境保全に係る事業数	11 事業 (R5)	—	↑

施策10 環境意識の向上

施策の
めざす姿

環境学習の機会や環境情報が充実し、環境への意識が高まっています



施策の方針

市民・地域・団体・事業者・市の連携により、環境モニターや環境調査などを通して、市内の環境の現状や人材・団体に関する情報などの環境情報を整備するとともに、市民や事業者に対して、様々な媒体を通して効果的に情報発信・周知します。

また、あらゆる世代の人が環境問題を意識し、環境に対する理解を深めながら具体的な行動を起こすことに繋がるよう、事業者や教育機関、関係団体などと協働しながら、エコスクールをはじめとした多様な環境学習の場・機会を充実します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 環境情報の整備・提供	イベントなどを通じた普及啓発
	ホームページやSNS等、多様な媒体を活用したわかりやすい環境情報の発信
	環境調査の充実とデータベース化
	市内の人材・活動団体の把握とデータベース化
(2) 環境学習の推進	エコスクールによるあらゆる世代への学習機会の提供
	地域・団体や事業者、教育機関、学生等との協働によるエコスクール講座やイベントの開催
	教育機関、課外活動など多様な時間・場所における環境学習の推進

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・市の環境に関心を持ち理解を深める ・環境情報を入手することへの意識向上 ・自分が知った情報の家族や周囲への拡大 ・環境調査への参加 ・環境モニターへの協力 ・エコスクールへの参加と周囲への啓発 ・環境関連講座・イベントへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の環境に関心を持ち理解を深める ・環境に関する取り組み情報の公開・提供 ・従業員への環境教育の実施 ・環境調査への協力 ・エコスクールの協働による講座開催や、講師派遣や場の提供などの協力 ・環境イベントの開催やブース参加、開催支援 ・小中学校等での出張講座の実施 ・農業・収穫体験の実施

市
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS等による環境学習情報の提供 ・環境モニターによる市内の現状の情報収集 ・市内の人材・活動団体の情報収集 ・エコスクールの開催及び開催支援 ・事業者や関係機関等と協働したイベントやエコスクールの実施 ・教育機関や学生等と連携した環境学習の機会の提供 ・環境活動に対する顕彰などの実施

コラム

東海市エコスクールについて

東海市エコスクールは、「私たちを取り巻く様々な環境問題は、私たち一人ひとりが行動しなければ解決しない」という共通の思いから平成 20 年（2008 年）4 月に誕生しました。

「楽しく」、「体験・体感」、「発見・気付き」を大切に、豊かな感性を伸ばしていきたいと考えており、エコスクールがきっかけで、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人が生まれるよう、さまざまな講座を開催しています。

エコスクールの講座や行事は、広報とうかい、東海市ホームページ、LINE などでお知らせしています。楽しく活動していますので、ぜひご参加ください。



エコスクールでの観察会の様子

施策 11 環境保全活動の実践

施策の
めざす姿

市民・地域・団体・事業者・市が協働しながら積極的に環境保全活動を行っています



施策の方針

市民一人ひとりの自発的な行動や地域の環境保全活動への積極的な参加・関わりを促すとともに、それら活動を担うことができる人材・団体を発掘・育成し、活動を支援します。

環境保全活動の活性化と持続的な取り組みに向けて、団体間の交流・情報共有、人材・団体のネットワーク化など、市民・地域・団体・事業者・市など多様な主体の協働による環境保全活動を推進します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 環境保全活動の促進	
	環境行動につながる効果的な啓発
	環境保全活動への参加促進
	環境保全活動を担う人材やリーダーの発掘・育成
	環境に配慮した事業活動・技術の推進
(2) 協働・ネットワークづくり	
	地域・団体、事業者、市の協働による取り組みを推進する仕組みづくり
	人材・活動団体のネットワーク形成

コラム

市民・地域と取り組む加木屋緑地ふるさとの自然再生

加木屋緑地は、東海市内最高峰の御雉子山を中心とした森林や草地が広がる丘、池や湿地、水路や水辺などが一体となった、里山の自然環境とふれあえる緑地で、私たちの身近なふるさとの生きものが多く生息しています。(詳細は 52～58 ページを参照)

加木屋緑地には、4つのゾーンからなる緑地があり、それぞれの豊かな自然を楽しみながら散策することができます。また、市民や事業者のボランティアが参加して、アサギマダラが飛来できる環境としてのフジバカマの植栽、地域の在来種の植樹、身近な生きものの観察会など、様々な環境活動を行っています。



樹木育成ボランティア

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・日常での環境行動の実践 ・環境保全活動への参加、講師協力 ・人材育成講座への参加、講師協力 ・環境保全に取り組む事業者等の商品・サービス選択 ・市民活動センターの活用などによる他団体との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への協働参画と市民への情報公開 ・環境に配慮した事業活動の実践 ・環境ビジネスや環境技術開発の推進 ・環境マネジメントシステム(ISO14001等)の導入 ・人材育成講座への従業員参加、講師協力・支援

市
<ul style="list-style-type: none"> ・エコスクール公募講座によるリーダー・団体の育成・支援 ・環境審議会・環境基本計画推進委員会における市民・地域・団体・事業者との連携 ・事業者における環境に配慮した経営活動や取り組みに関する情報提供 ・活動団体の交流・ネットワーク拠点づくり ・環境活動の取り組みに対する顕彰 ・アダプトプログラムやパートナー制度等の地域・団体、事業者等と連携する仕組みづくり

コラム

市内の環境学習施設「ガスエネルギー館」

ガスエネルギー館は、「地球温暖化とエネルギー」をテーマに、環境とエネルギーの関わりについて見てふれて、楽しく学べる、東邦ガス株式会社が運営する展示施設です。

身近なところから、環境について考えるきっかけとなる展示がたくさんあり、ゲームやクイズ、映像などが楽しめる展示スペースのほか、映像ホールや実験ラボ、展望スペースなど、様々なコーナーが用意されています。

また、令和6年(2024年)4月には、同敷地内に企業・自治体向けの見学施設「CaN-Lab(キャンラボ)」がオープンしました。ここでは、大気や排ガスからCO₂を分離回収する技術や、水素とCO₂から合成メタンを製造する技術、水素利用技術など、カーボンニュートラル実現に向けた技術開発の取り組みを、試験装置の実機や製造プラント模型などの展示を通して紹介しています。



ガスエネルギー館展示ゾーン



CaN-Lab 展示ゾーン

出典:東邦ガス株式会社ホームページ

第5章 東海市生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略とは、平成20年（2008年）に施行された「生物多様性基本法」に基づき策定する「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」です。

本計画では、第5章を「東海市生物多様性地域戦略」と位置づけ、市民・地域・団体・事業者などの多様な連携・協働により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組んでいく方向を示しています。

1 生物多様性とは

（1）生物多様性とは

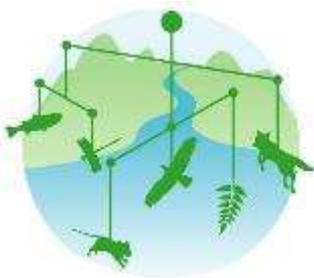
■生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、1,000万種を超えるといわれる多様な生きものが生まれました。これらは一つ一つに個性があり、直接的・間接的につながり支えあい、生きています。

生物多様性には、生きものとのつながり（生態系の多様性）、その関わり合いの中で進化してきた様々な生きものの種類（種の多様性）、その種が繁栄していくための豊かな個性（遺伝子の多様性）の3つのレベルがあります。

生態系の多様性

いろいろなタイプの自然（森林、里山、海、河川、池、湿原など）があります



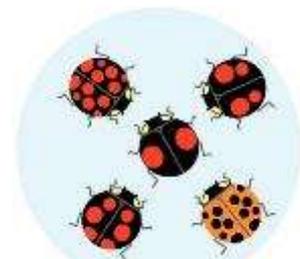
種の多様性

いろいろな生きもの（動物、植物、細菌など）がいます



遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があります



3つのレベルの多様性

イラスト出典：環境省「こども環境白書 2012」

■生物多様性の危機

現在、これまでにない速さで、生物の多様性が失われつつあり、たくさんの生きものたちが絶滅の危機に瀕しています。日本の生物多様性は4つの危機にさらされていると言われており、原因は様々ですが、そのほとんどが人間活動によるものです。

<p style="text-align: center;">【第1の危機】 開発など、人間活動による危機</p> <p>乱獲や開発による生息・生育環境の悪化・破壊など、人間活動が自然に与える影響は多大了。</p> <hr/> <p>東海市でも、開発が進む中で自然が減少し、生物の多様性も失われています。これらを取り戻すことは容易ではありませんが、まだ、過去の自然の一部を局所的・断片的に垣間見ることできます。</p>	<p style="text-align: center;">【第2の危機】 手入れ不足など、自然への働きかけの縮小による危機</p> <p>人の手が加えられることで成立していた自然のバランスが崩れています。</p> <hr/> <p>東海市でも、利用されず放置されている草原や雑木林が増え、人の手が加わり成立していた自然を好む動植物が減少しています。同時に、木の実や山菜など里山の恵みを食す文化も消えつつあります。</p>
<p style="text-align: center;">【第3の危機】 外来種など、人間が持ち込んだものによる危機</p> <p>外来種の侵入は、昔から地域にいる在来種の生存を脅かしたり、絶滅に追い込んだりする場合があります。</p> <hr/> <p>東海市では、ため池や河川といった水辺の生きものが、特に危機的な状況にあります。</p>	<p style="text-align: center;">【第4の危機】 気候変動など、地球環境の変化による危機</p> <p>平均気温が1.5～2.5℃上昇すると、動植物の絶滅リスクは20～30%高まると言われています。</p> <hr/> <p>東海市でも、南方系の昆虫がみられるようになった事例がありますが、地球温暖化の影響によるものかは情報が少なく不確かなところがあります。</p>

生物多様性の4つの危機

■生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、多様な生きものが関わりあう生態系からたくさんの恵み（生態系サービス）を受けています。生態系サービスは大きく4つに分けられます。

暮らしの基礎となる「供給サービス」

食物や水、木材や繊維、農作物の品種改良に用いる植物、医薬品に利用する動植物など、衣食住を支えています

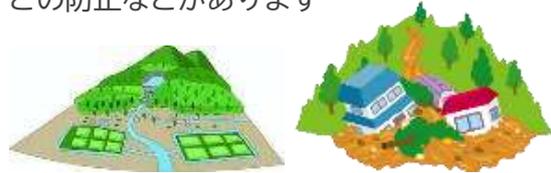


東海市では、

- ・市内農地で作られる野菜や米などの食料
- ・フキや玉ねぎなどの特産品 など

暮らしを守る「調整サービス」

植物などによる水質や大気の浄化、森林や水田、ため池などによる土砂崩れや洪水などの防止などがあります



東海市では、

- ・緩衝緑地による大気汚染などの防止・緩和
- ・山林・樹木による土砂流出の防止
- ・ため池や田などの貯水による洪水防止 など

文化の多様性を支える「文化的サービス」

自然景観、地域に根付いた郷土料理やお祭り、レクリエーション、自然と一体となった科学の発展や教育などがあります



東海市では、

- ・大池公園の桜など、季節に応じた景観やレクリエーション
- ・自然をテーマとしたエコスクール など

大気や水を生み出す「基盤サービス」

植物が酸素を作り、森が水循環のバランスを整え、微生物が豊かな土壌をつくるなど、全ての生きものの生命を支えています



東海市では、

- ・公園・緑地や里山、緩衝緑地などによる酸素の供給
- ・東海市に昔からいる在来種の生息地 など

コラム

それって、被害を与える害虫？ 生活に役立つ益虫？

刺されれば人が死ぬこともあるスズメバチ。人々にとっては害虫と考えられていますが、畑では、農作物の害虫であるイモムシを大量に捕食してくれる益虫でもあります。

子どもたちに人気のカブトムシは、ペットとなる益虫です。幼虫からは抗菌物質が発見され、抗生物質や抗がん剤として人が利用できるように研究が進められている、医学的な意味でも益虫です。その一方で、ブドウ農家にとっては作物に傷をつける害虫とされています。

このように、害虫か益虫かは、視点によって変わります。害虫であっても、また関係ないと思われがちな生きものであっても、様々な形で私たちの生活に役立っているものも多いのです。

生物多様性は、私たちの健康的な生活の可能性を無限に広げてくれる、大切なものなのです。

(2) 戦略の基本的事項

世界的に生物多様性の危機が叫ばれる中、本市においても生物多様性の確保と保全に取り組んでいく必要があることから、本戦略を策定することとします。

戦略の計画期間及び対象とする区域は、環境基本計画と同様とします。

計画期間	令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）
対象とする区域	東海市全域

2 市内の生物多様性の状況

(1) 本市の自然環境の概況

※市内で生物調査を実施する方々へのヒアリング結果を記載

本市の植生は、伐採跡地などに二次的に成立する森林（いわゆる二次林）や、竹林などで構成されています。

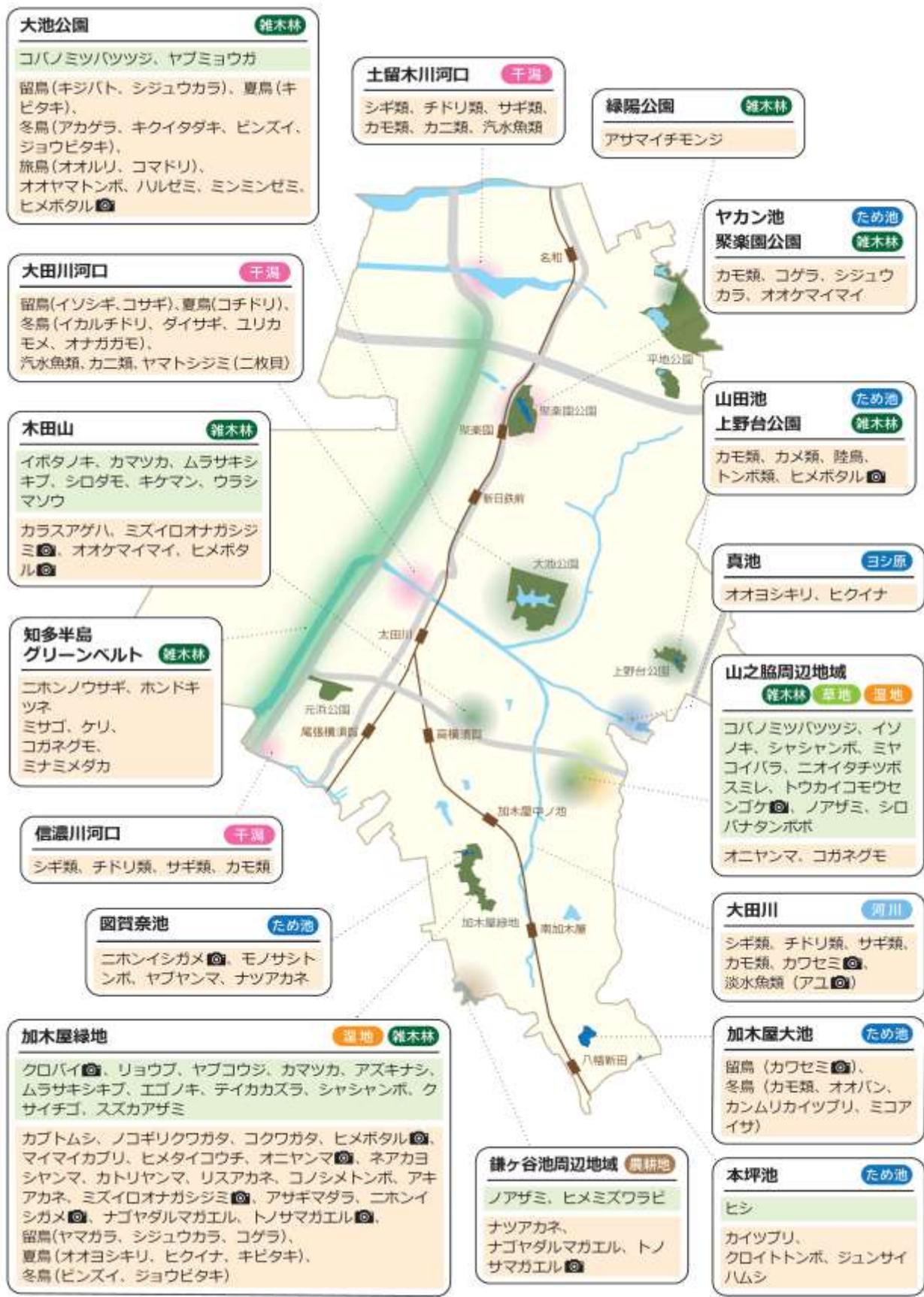
かつて市内に分布し燃料用材として重宝されたアカマツ林は、現在では見られなくなり、ハルゼミなどマツに依存する種は局地的な分布に変化しました。その後、コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林が成立していますが、高齢化が進みつつあり、明るい雑木林を好む植物や昆虫類などの小動物は減少し、暗くなった林床では常緑樹が増え、照葉樹林へと移り変わりつつあります。これらの雑木林は連続性がなく点在しているため、比較的孤立した環境でも生息できる昆虫類などの小動物や、飛翔力のある鳥類などが生息し、広大な行動圏が必要な種は少なくなっています。

雑木林とビオトープが存在する加木屋緑地では、樹林地と水辺を行き来するトンボ類やカエル類をはじめとした様々な生きものが生息しています。企業緑地をつなぐグリーンベルトなどの緩衝緑地帯は、シイ類やカシ類を中心とした地域在来種が中心の植生となっていますが、本来の目的である緩衝帯の早期形成のため、外来種や園芸品種も植栽されています。

市内には数多くのため池があり、かつては、ため池とその周辺に由来する植物が数多く存在していました。今では水生植物が繁茂するため池は限られており、水生植物の減少と捕食性外来生物の増加により、コオイムシなどの水生昆虫や、幼虫期をヤゴとして水中で過ごすトンボ類が減少するなどの変化もみられます。河川では、フナやコイ、ドジョウなどのほか、年によってはアユなどの淡水魚類がみられます。東海地方を特徴づける丘陵地の湧水湿地は、開発などにより多くが消失しましたが、一部では湿地性植物が自生する湿地が残っています。

農耕地では、水田の乾田化や農薬使用など農業環境の影響により、在来昆虫やカエルなどの小動物は減少し、見られる種も単調化しています。干潟や雑木林、農耕地などの環境では、一年中見られる留鳥の他、夏鳥・冬鳥や移動途中に立ち寄る旅鳥もみられます。市内の緑地も旅鳥に利用されており、ゴールデンウィーク前後には大池公園などで小鳥たちのさえずりを楽しむことができます。

特定外来生物としては、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク、オオクチバス、ブルーギルなどが確認されています。市内には、海外から原材料を運ぶ船舶が到着する工場や、物流拠点である倉庫等があり、新たな外来生物の侵入リスクがあります。



本市の自然環境の概況マップ

※カメラマークがついている生物は次ページに写真あり



本市に生息・生育する生きもの

(2) 本市の生物多様性にかかる主な課題

本市の生物多様性にかかる主な課題は、次のとおりです。今後、これらの課題に対応していくことが求められています。

- まとまりのある緑地の保全
- 緑地や山林、水辺等の適正な維持管理、多様な生物の生息・生育環境としての再生・創出
- 外来種の拡大への対応と希少種の保護・再生
- 生物多様性に貢献する農地の保全
- 生きものの生息・生育情報など、生物多様性に関する環境情報の把握・蓄積
- 自然とのふれあいの機会創出や普及啓発などによる、市民の意識向上、正しい知識の習得
- 生物多様性の保全・再生に関する活動の担い手の確保

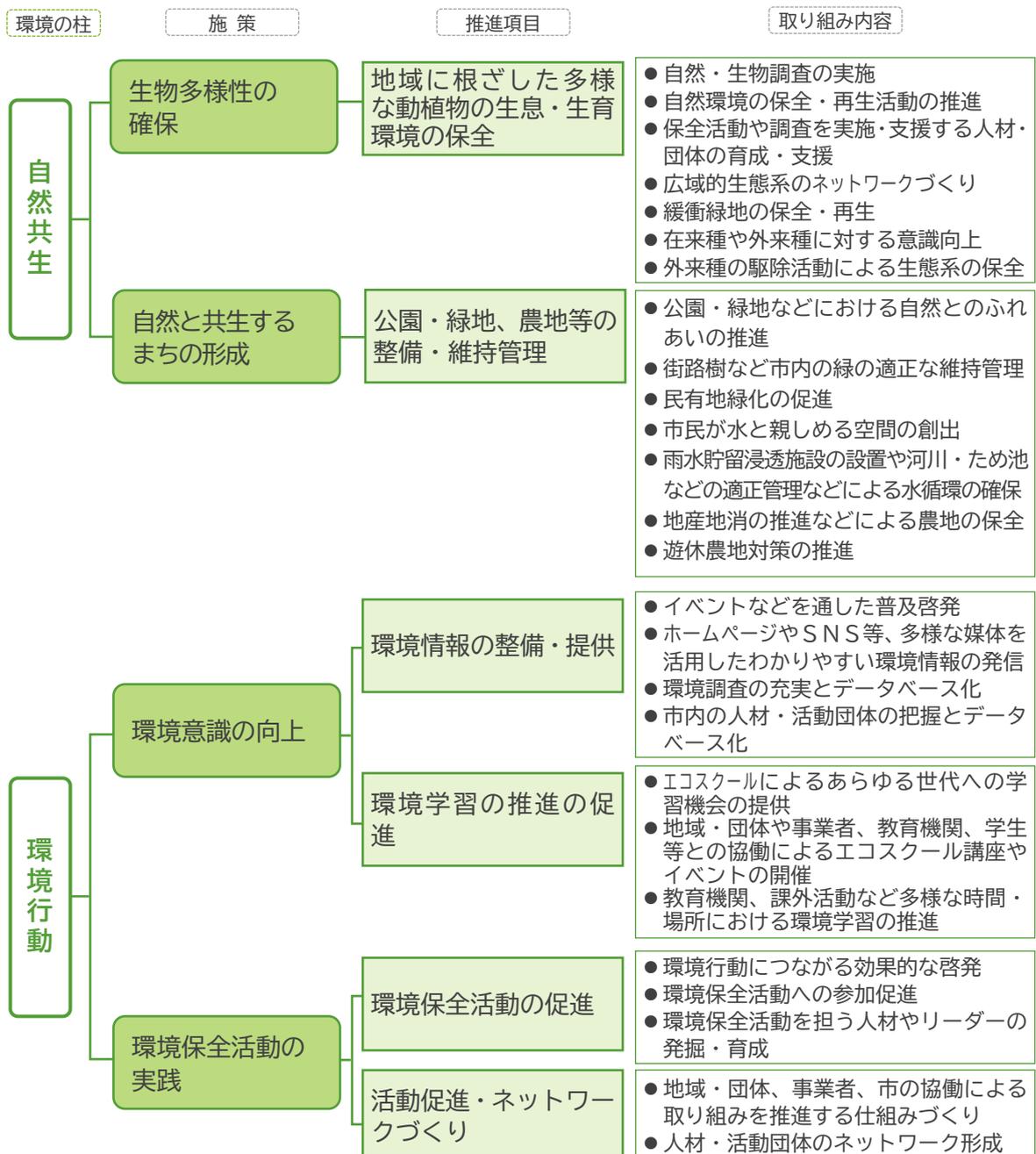
3 戦略の目標及び施策

(1) 目標と施策体系

本戦略では、本計画で定めた、環境の柱2「自然共生」の施策及びめざす姿を踏まえて「自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち」を目標とします。

施策、推進項目及び取組内容は、5つの環境の柱のうち第4章「環境の柱2：自然共生」、「環境の柱5：環境行動」に示した内容をもとに、生物多様性の確保、自然と共生するまちの形成などの取り組みを進めるとともに、効果的な推進に向けて、庁内関係課の連携強化と多様な主体との協働を進めます。

自然環境が保全・再生され、様々な生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち



(2) 主な取り組み

施策 生物多様性の確保

推進項目：地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全

- 市内で生息・生育する生きものなど、生物多様性の実態を把握する自然・生物調査を行います。
- 市民・地域・団体・事業者・市が連携し、緑地、里山、水域、農地など、地域に根ざした生きもの
の生息・生育環境、通り道となり得る自然環境の保全・再生を行います。
- 愛知県や知多半島など広域的な視点により、生態系のネットワーク化を進めます。
- 外来生物のうち、侵略的外来生物について早期発見、早期防除に取り組みます。特に、アルゼンチンアリについて、関係機関と連携し、定期的な駆除や生息状況調査を行います。
- 市内で定着し始め在来種の生息・生育を脅かす特定外来生物について、市民・地域・団体・事業者と連携しながら駆除活動を行います。
- 在来種・希少種や外来種の情報収集や啓発・周知による意識向上を進め、希少種の乱獲や外来種の拡大を防止します。
- 希少な動植物種を含む生態系の保全を図ります。

施策 自然と共生するまちの形成

推進項目：公園・緑地、農地等の整備・維持管理

- 公園・緑地など自然とふれあえる場を提供し、身近な自然に親しむ機会を増やします。
- 公園・緑地や街路樹など緑の適正な維持管理や、民有地の緑化を進め、生物多様性の確保に貢献します。緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を優先して選択するようにします。
- 水辺環境の整備などにより、水辺で自然とふれあえる場・機会をつくります。
- 河川・ため池などの適正管理などにより、水循環の確保と水辺の保全を進めます。
- 遊休農地対策や地産地消の推進などにより、多面的な役割を担う農地の保全・維持管理を進めます。
- 低農薬・有機栽培など生物多様性保全に効果の高い営農を支援するなど、環境保全型農業を推進します。

コラム

東海市の生きもの調査について

東海市の生きものは、市が発行した昭和54年(1979年)の「東海市の自然」、平成7年(1995年)の「東海市の自然をたずねて ふるさとの四季」の2冊の本で紹介されていますが、発行からかなりの年月が経ち、絶滅したと考えられる種がいる一方、侵入した種も多くいる可能性があります。

実際に、令和3年(2021年)から令和6年(2024年)に県内で活動する自然系研究会が発表した加木屋緑地の生きものを報告した文献によると、加木屋緑地に生息するトンボは28種、チョウは43種と記録されており、市内全域に生息するトンボとチョウが、「東海市の自然」で22種と39種、「東海市の自然をたずねて ふるさとの四季」で38種と30種と記録されていることと比較すると、市内の生きものの生息状況が変わってきていると推察されます。

生きもの調査には、市民参加型による調査、専門家による調査、トンボなど指標種を設定して行う調査など様々なものがありますが、市内の生きものの生息・生育状況について、より多くの市民や専門知識を持つ人材が協力しながら、正確に把握し情報共有していくことが、生きものを守っていく活動の第一歩に繋がっていくと考えます。

施策 環境意識の向上

推進項目：環境情報の整備・提供

- イベントなどにおいて、生きものに関心をもってもらえるような普及啓発を行います。
- ホームページやSNS等、多様な媒体を活用し、市内の生きものや保全活動などの情報をわかりやすく情報発信します。
- 自然・環境調査などにより市内の生きものなどの情報を継続的に収集し、データベース化します。
- 生物多様性についての専門的知見と技術を有する人材や活動団体を把握し、データベース化します。

推進項目：環境学習の推進の促進

- エコスクールにおいて、多様な世代が身近な生きものに関心を持つことができるような講座を開催します。
- 地域・団体や事業者、教育機関、学生等との協働により、エコスクール講座や環境関連イベント等を開催します。
- 次世代を担う子どもたちや若者に対して、教育機関との連携や課外活動の活用などを通して、環境学習を進めます。

施策 環境保全活動の実践

推進項目：環境保全活動の促進

- 生物多様性への関心とともに生物多様性に配慮した行動につながるよう、市民や事業者等へのわかりやすい周知・啓発を進めます。
- 生物多様性の保全・再生活動を啓発するとともに、情報発信などを通じて市民の参加を促します。
- エコスクール講座などを通して、生物多様性の保全・再生活動を担う人材・リーダーを育成します。

推進項目：活動促進・ネットワークづくり

- 地域・団体、事業者、市の協働により、生物多様性の保全をはじめとした、市内の環境活動に取り組む人材や活動団体のネットワーク化を進めます。

コラム

エコスクールで人気の生きものたち



夏の昆虫の人気者カブトムシとノコギリクワガタ。自然の不思議や神秘の世界がみられるセミの羽化や、海を越えるアサギマダラ。生きもの相手の観察会は必ず見られるとは限りませんが、逆に思いがけない出会いもあります。皆さんもエコスクールに参加してみませんか？

4 市内での生物多様性の取り組み

本市の生物多様性のシンボルとなりえるエリアとして、市が自然環境再生拠点と位置付ける「加木屋緑地」、様々な主体が連携し環境省の自然共生サイトに認定された「知多半島グリーンベルト」があり、これらの取り組みを推進、支援、広報等することで、市内各地での生物多様性の取り組みの展開につなげます。

(1) 加木屋緑地（自然環境再生拠点）

【エリアの特徴】

加木屋緑地は、まとまりのある二次林が残された貴重な場所である御雉子山周辺を、あらゆる世代の人たち、特に次代を担う子どもたちが自然に触れ、学び、心を癒すことができる「自然環境再生拠点」として、市が位置付け、整備した緑地です。

自然環境は、コナラなどの落葉広葉樹林からアラカシ、クロバイなどの常緑樹林へと植生遷移が進んだ場所があり、明るい二次林の動植物相の面影も残し、市内では希少種となったアズキナシやエゴノキなどが自生しており、モノサシトンボやヤブヤンマ、ミナミコモリグモなどの生息地としても重要です。また、真夜中に舞うヒメボタルの光は後世に伝えたい自然といえます。

緑地内は水辺の森、散策の森、みはらしの森、成長の森といった4つのゾーンに分かれ、それぞれの特徴を活かした整備によって、散策やトレーニングのほか自然観察などが手軽に楽しめる場となっており、園芸種の花壇や淡墨桜などの植栽地もあります。

【取り組みの方向性】

ホタル、オニヤンマ、アサギマダラなどの身近な生きものとふれあえる「ふるさとの自然」を保全・再生し、市民の「たから」として今後50年先の世代に引き継いでいくことを目指し、維持管理等の取り組みを進めていきます。また、市内の希少種の保護に配慮した管理を実施すると同時に、自然の恵みを楽しむタケノコ掘りなどができる場所やエコスクールの実施場所としても活用していきます。

【各主体の具体的な取り組み例】

【市民・地域・団体】

- ・ 地域による維持管理
- ・ 植栽の協力

【専門家】

- ・ 市民・地域・団体・市への助言、指導等

【市】

- ・ 緑地の整備、管理全般
- ・ エコスクールの実施やモニタリング調査



加木屋緑地の歩道を舞うヒメボタルの光跡

(2) 知多半島グリーンベルト（自然共生サイト）

【エリアの特徴】

グリーンベルトは、臨海部の工場等の設置時に生産拠点と周辺エリアとの緩衝地帯として、東西100m、南北10kmにわたって整備された緑地（臨海部以外で参画する事業者の緑地も含む）であり、整備当初から50年を経て、高さ15mにまで成長した木々で構成される森林帯となっています。

グリーンベルトの管理については、平成23年（2011年）から生物多様性を意識した広域的な連携の取り組みが始まり、現在では、学生・事業者・NPO・専門家・行政（県・知多市・東海市）が連携し、質の向上を目指した維持管理に取り組んでおり、令和5年（2023年）10月に、環境省から「自然共生サイト」の認定を受けました。

主な植生として、シイ類やカシ類を中心とした地域在来種を中心に、本来の目的である緩衝帯を早期に形成するため、早期の緑地形成が期待できる外来種や園芸品種も多く植栽されています。また、生態系ネットワークの構築に向けた多様な取り組みを進めた結果、ニホンノウサギやホンドキツネが確認されるなど、地域本来の生態系が回復し、再生しつつあります。

【取り組みの方向性】

グリーンベルトを活用し、市民の生物多様性の意識を向上させる体験イベントが実施されています。また、自然共生サイトの認定を受けた本グリーンベルトでは、今後も緑地としての質を維持・向上させることが求められます。このため、継続的なモニタリング調査を実施し、その調査結果を維持管理の内容に反映させていくことが必要であり、モニタリング調査と合わせて、次のとおり取り組みを実施していく予定です。

<事業者による管理>

- ・グリーンベルトの造成、枝打ちや間伐等の管理
- ・生物多様性に配慮したビオトープの造成

<各主体の連携による管理>

- ・在来樹種への切替
- ・水辺ビオトープの造成、管理
- ・生物マウンドの造成、管理
- ・アニマルパスウェイの整備
- ・野鳥の巣箱の設置
- ・外来種の駆除

【平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にモニタリング調査で確認された動植物の種数】

- ・平成30年（2018年）～令和元年（2019年）

植物114種、鳥類17種、哺乳類3種、両生類3種、爬虫類3種、 昆虫類190種、魚類7種、底生動物11種、陸産貝類11種、クモ類15種
--

- ・令和2年（2020年）～令和3年（2021年）

植物19種、鳥類18種、両生類3種、爬虫類2種、昆虫類101種、 魚類4種、底生動物2種、陸産貝類6種、クモ類8種
--

- ・令和4年（2022年）

鳥類5種、哺乳類2種、両生類4種、爬虫類3種、昆虫類115種、魚類2種、 底生動物5種、陸産貝類4種、クモ類9種

【各主体の具体的な取り組み例】

【学生】

- ・生きものの生息生育地を広げる活動
- ・モニタリング調査

【事業者】

- ・緑地の整備、管理全般

【NPO】

- ・事業者間の調整
- ・事業者と学生の仲立ち
- ・学生の活動支援
- ・自然共生サイトのモニタリング、申請等

【専門家】

- ・緑地の管理方針や維持管理等に関する助言
- ・モニタリング調査
- ・学生の調査支援、技術向上のための指導
- ・行政との連携

【行政（県・東海市・知多市）】

- ・助言、指導等
- ・広報等の支援



【第5章における参考文献等】

- P53. 54 参考文献
 - ・「三河生物」（西三河野生生物研究会 発行）
 - ・「蟲譜」（三河生物同好会 発行）
 - ・「加木屋緑地自然環境調査報告書」（吉鶴靖則氏 発行）
- P60. 61 参考文献
 - ・命のプロジェクト報告書等
- 写真協力
 - ・ P55. 58. 59 吉鶴靖則氏（生物写真はすべて東海市内で撮影）
 - ・ P61 命のプロジェクト事務局（NPO日本エコロジスト支援協会）

第6章 計画の推進方法

1 推進主体の責任と役割

本計画を効果的かつ効率的に推進し、東海市の環境をよりよいものにしていくためには、市民・地域・団体・事業者・市など、すべての主体が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が果たすべき責任と役割を踏まえて、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていくことが必要です。

	範囲	責任と役割
市民	市内に在住・在勤・在学する人	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの消費行動が多くの環境問題や様々な社会課題の解決につながっていることを認識し、日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境への負荷を低減するとともに、健康で快適に暮らすことができるよう努めます。 ・地域などの自然に接するとともに、環境教育・環境学習の機会や地域活動に参加するなど、環境への理解を深め、身近なところから主体的に取り組めます。
地域・団体	コミュニティ、町内会・自治会や、市内で活動する市民活動団体・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者、市が取り組む環境保全活動に対し支援、協力、連携等を行います。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報を提供します。 ・自らも地域における環境保全に取り組めます。
事業者	市内で事業活動を行っている事業者やNPO	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。 ・汚染物質の排出削減、廃棄物の発生抑制・減量化・適正処理、再生資源の利用、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの活用など、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷を低減するよう努めます。 ・これらの環境保全の取り組みについて、事業者の利益や事業価値の向上につなげられるように努めます。 ・地域の一員として、環境学習の機会や地域活動に積極的に参加します。
市	東海市（愛知県、国を含む場合あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する施策を策定し、市民・地域・団体・事業者と連携し、環境に関する取り組みを実施します。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報提供、活動の支援を行います。 ・各主体における環境に関する取り組みが円滑に進むよう、全庁横断的な調整や県・他市町村との連携を図ります。 ・自らも事業者として環境保全に積極的に取り組めます。

※NPOは、組織活動内容によって、「地域・団体」、「事業者」のどちらにも属することがあります。

2 推進体制

本計画は、市民・地域・団体・事業者の代表者で構成された「環境基本計画推進委員会」において進行管理等を行い、次の組織や団体などとも連携しながら、計画的かつ効果的に施策・事業を推進していきます。

東海市環境審議会

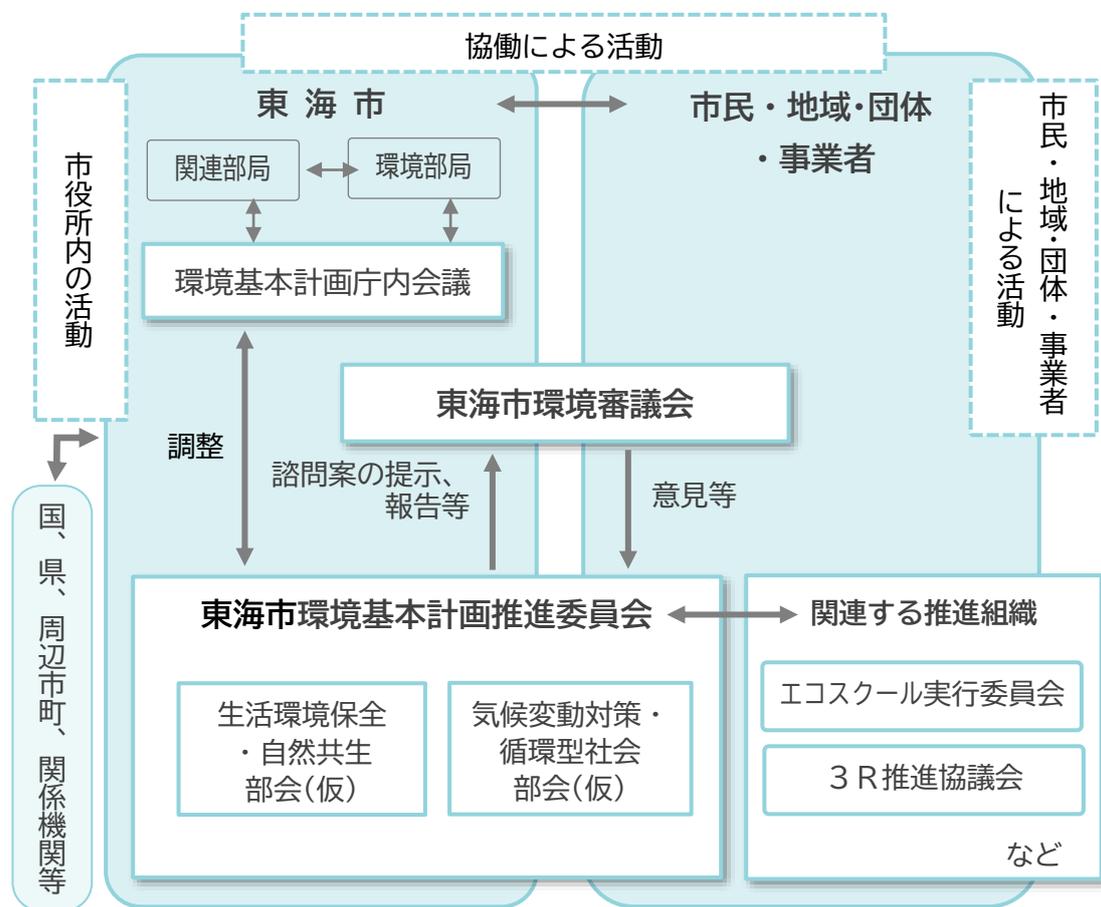
東海市環境基本条例において設置が規定され、学識経験を有する者、環境関係団体を代表する者、事業者を代表する者、関係行政機関の職員、市内に住所を有する者で構成されており、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議をします。

東海市環境基本計画推進委員会

市内に住所を有する者 事業者を代表する者 NPOを代表する者で構成され、環境基本計画の推進状況について、協働による進行管理を行うとともに、環境ビジョンを実現するための提案、環境ビジョンを実現するための事業に関する調査・企画・実施等、事業の推進に関する啓発等を行います。また、効果的な提案等を行うため、部会を設置します。

環境基本計画庁内会議

市の環境部局を中心に、庁内で一体的な推進を図っていくため、関係部局と、総合的・横断的な調整・連携を図ります。



推進体制図

3 進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を点検し、その効果を評価する中で、活動内容について適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの基本的な考え方に基づき、PDCA「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）」を繰り返すことによって、継続的な改善を行います。

○計画（Plan）と実行（Do）

- ・改善（Act）結果をもとに、何をどのように進めていくのか、計画を立て、決定します。
- ・計画に基づき、多様な主体の参画・協働により、取り組みを実行（Do）します。
- ・実行（Do）の過程においては、取り組み効果や課題、市民・地域・団体・事業者・市の活動状況などについて適宜情報収集し、適切な情勢判断のもと、迅速かつ柔軟に改善を図りながら効果的に進めます。

○評価（Check）

- ・毎年度、施策・推進項目の取り組み状況や目標の達成状況などについて把握し、「環境基本計画推進委員会」に報告し、計画の進行状況を評価します。
- ・指標などの定量的な評価とともに、施策のめざす姿や取り組みの状況など定性的な評価についても実施します。
- ・市による取り組みだけでなく、市民・地域・団体・事業者などの環境行動の状況も踏まえるとともに、社会情勢の変化等も考慮した評価を行うように努めます。
- ・評価の結果については、毎年度「基本計画年次報告書」として取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

○改善（Act）

- ・評価の結果を踏まえ、推進項目ごとの取り組みや事業の見直しを行い、継続的な改善を進めます。
- ・なお、毎年度の評価結果に加え、本市を取り巻く環境や社会情勢、市民のニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて環境基本計画の見直しを行います。
- ・特に、「評価（Check）」から適切な「改善（Act）」をいかに導き出すかを重視し、将来像やめざす姿の実現に必要な改善策の検討や、新たな取り組みの提案に努めます。

- ・必要性や見直しの判断
- ・めざす姿の実現に向けた適切な見直し、新たな取り組みの検討

- ・推進項目・取り組みの計画・決定
(行政事業、協働による取り組み)

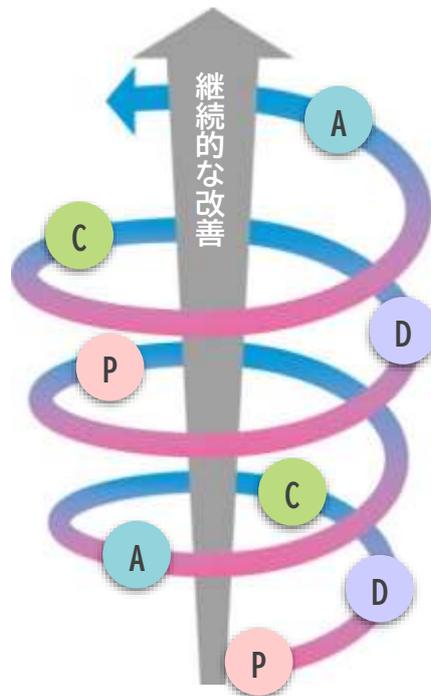
C → A の流れが重要
適切な評価・課題の整理を行い、次年度の改善につなげる



- ・施策・指標の評価・検証
(事業、協働による取り組み)
- ・めざす姿の検証

- ・事業、協働による取り組みの実施
- ・課題などへの迅速かつ柔軟な改善

PDCAサイクル



PDCAによるスパイラルアップ（継続的な改善）のイメージ

1. 東海市環境基本条例

平成17年6月30日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、市民及び事業者の責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に推進されることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、並びに環境が適正に保全され、及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特色を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量による環境への負荷の低減が図られ、地球温暖化の防止等環境の保全及び創造に資すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する意見を反映することができるよう努めなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の報告書を作成し、公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(東海市環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 環境関係団体を代表する者

(3) 事業者を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市内に住所を有する者

5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東海市環境審議会条例(平成8年東海市条例第20号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の東海市環境審議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている東海市環境審議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例第17条第3項の規定により委嘱され、又は任命された東海市環境審議会の委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、旧委員としての委員の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成20年条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

2. 計画策定の検討経過

日程	会議	内容
令和5年度（2023年度）		
令和6年 （2024年） 2月16日	第2回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画の策定について（諮問）
3月12日	第4回 環境基本計画推進委員会	・第2次環境基本計画の振りかえりについて ・次期計画におけるビジョン及び環境の柱の検討
令和6年度（2024年度）		
令和6年 （2024年） 5月21日	第1回 環境基本計画推進委員会	・東海市環境基本計画年次報告書について ・第2次環境基本計画の振りかえり（現状と課題）について ・計画フレームについて ・環境を取り巻く社会情勢について
6月3日	環境基本計画推進委員会 第1回社会環境部会	・東海市の現状と課題について ・環境の柱と施策体系について ・市民・事業者が取り組めることについて
6月5日	環境基本計画推進委員会 第1回生活環境部会	
6月11日	環境基本計画推進委員会 第1回廃棄物・リサイクル部会	
6月26日	第1回環境基本計画庁内会議	・第3次東海市環境基本計画の策定について ・ビジョンと施策について ・指標について
7月11日	第2回環境基本計画推進委員会	・ビジョンと施策について ・指標について
8月2日	第1回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画の策定について
8月6日	環境基本計画推進委員会 第2回社会環境部会	・指標と目標値について ・施策ごとの推進項目について
8月8日	環境基本計画推進委員会 第2回廃棄物・リサイクル部会	

日 程	会 議	内 容
8月8日	環境基本計画推進委員会 第2回生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・指標と目標値について ・施策ごとの推進項目について
8月20日	環境基本計画推進委員会 第2回温暖化プロジェクトチーム	
9月17日	第3回環境基本計画推進委員会	・第3次東海市環境基本計画素案について
9月20日	第2回環境基本計画庁内会議	・第3次東海市環境基本計画素案について
10月11日	第2回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画素案について
11月1日 ～11月30日	パブリックコメント実施	・第3次東海市環境基本計画素案について
令和7年 (2025年) 1月10日	第4回環境基本計画推進委員会 (予定)	・第3次東海市環境基本計画素案について (予定)
1月27日	第3回環境審議会 (予定)	・第3次東海市環境基本計画について(答申) (予定)

3. 東海市環境審議会

3-1 東海市環境審議会規則

平成17年6月30日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市環境基本条例(平成17年東海市条例第26号)第17条第7項の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第21号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

3-2 東海市環境審議会委員名簿

() は旧委員

役 職	氏 名	区 分
会 長	福 井 弘 道	学識経験者
副会長	澤 木 眞	関係行政機関の職員
委 員	大 橋 直 子	学識経験者
	久 野 辰 男	学識経験者
	越 智 亮	学識経験者
	毛 利 まり子	環境関係団体の代表
	北 村 秀 行	環境関係団体の代表
	山 下 妃呂巳	環境関係団体の代表
	大 木 孝 二	環境関係団体の代表
	佐 藤 雅 之	事業者の代表
	小 野 久仁陸	事業者の代表
	松 村 実	事業者の代表
	久 野 兼 幸	事業者の代表
	青 木 均	事業者の代表
	山 口 純	事業者の代表
	高 井 賢 治	関係行政機関の職員
	高 下 秀 一	関係行政機関の職員
	神 野 妃 代	市内に住所を有する者
	武 富 時 満	市内に住所を有する者
	(渡 邊 省 吾)	関係行政機関の職員
	(桑 山 幹 根)	関係行政機関の職員
	(寺 島 賀 子)	市内に住所を有する者
(荒 谷 芳 興)	市内に住所を有する者	

4. 東海市環境基本計画推進委員会

4-1 東海市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 環境ビジョンを実現するための提案
- (2) 環境ビジョンを実現するための事業に関する調査、企画、実施等
- (3) 事業の推進に関する啓発

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) NPOを代表する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の規定に基づき、当該委員の公募を実施するものとする。

4 委員会に委員長及び3人の副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会の所掌する事項の分野ごとの提案等を行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1) 社会環境部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 廃棄物・リサイクル部会

2 部会に部会長を置き、第3条第4項に規定する副委員長が部会長となる。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(運営)

第7条 委員会は、自主運営を基本とし、市は必要に応じて支援する。

2 委員会には、運営に関し助言を行う者を置くことができる。

(負担)

第8条 市は、委員会の運営に必要な経費を予算の範囲内において負担する。

(庶務)

第9条 委員会の市における庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

2 社会環境部会及び生活環境部会の市における庶務は環境経済部生活環境課において、廃棄物・リサイクル部会の市における庶務はリサイクル推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

4-2 東海市環境基本計画推進委員会委員名簿

役 職	氏 名	部 会	推 薦 母 体
委員長	山本 隆明	社会環境	事業者の代表
副委員長	寺島 賀子	社会環境 (部会長)	環境関係団体の代表
	吉原 雅哉	生活環境 (部会長)	事業者の代表
	榊原 弘之	廃棄物・リサイクル (部会長)	事業者の代表
委 員	近藤 高史	社会環境	事業者の代表
	牲川 順一	社会環境	事業者の代表
	武富 時満	生活環境	環境関係団体の代表
	早川 権慈	廃棄物・リサイクル	環境関係団体の代表
	南川 陸夫	生活環境	環境関係団体の代表
	毛利 まり子	廃棄物・リサイクル	環境関係団体の代表
	加古 博之	生活環境	市内に住所を有する者
	龍田 昭一	社会環境	市内に住所を有する者
	田中 治幸	廃棄物・リサイクル	市内に住所を有する者
	森岡 良枝	廃棄物・リサイクル	市内に住所を有する者
	吉鶴 弥生	生活環境	市内に住所を有する者
アドバイザー	千頭 聡	—	日本福祉大学特任教授

4-3 温暖化対策プロジェクトチーム名簿

役 職	氏 名	推 薦 母 体
チーム長	山本 隆明	事業者の代表
メンバー	河本 哲男	事業者の代表
	西門 勝司	事業者の代表
	物部 由佳	事業者の代表
	龍田 昭一	市内に住所を有する者

5. 東海市環境基本計画庁内会議

5-1 東海市環境基本計画庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 庁内会議は、会長、副会長及び17人以内の委員をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 庁内会議においては、会長が議長となる。

3 庁内会議は、議事に関係のある課等の長その他の職員を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5-2 東海市環境基本計画庁内会議委員名簿

役 職	氏 名	職 名
会 長	小笠原 尚一	環境経済部長
副 会 長	河田 明	(環境経済部次長兼) 生活環境課長
	山田 祐輔	リサイクル推進課長
委 員	武田 優璽	交通防犯課長
	仙敷 元	市民協働課長
	林 尚	検査管財課長
	加藤 浩	(企画部次長兼) 財政課長
	中島 克	企画政策課長
	小島 英泰	幼児保育課長
	石松 勝	農務課長
	芦原 伸幸	商工労政課長
	竹内 千明	都市計画課長
	川合 申	建築住宅課長
	西野 貫喜	花と緑の推進課長
	八城 淳	土木課長
	山下 一	市街地整備課長
	渡邊 暁史	下水道課長
桜井 正志	学校教育課長	

6. 用語解説

用語	説明
アイドリング	自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようということ。不必要なアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のこと。
アニマルパスウェイ	リスやヤマネなどの樹上性動物をロードキル（交通事故死等）から守るための橋。
EM処理剤	EMとは、Effective Microorganisms（有用微生物群）の頭文字をとった用語。EMを米ぬか・もみ殻・糖蜜と一緒に混ぜ合わせて作ったものがEM処理剤で、生ごみと混ぜ発酵させると生ごみ堆肥になり、生ごみの減量を図ることができる。
エコクッキング	食材の選択、調理の方法、ガスや水道の使用の仕方等すべてにわたり環境配慮を徹底するクッキング法で、民生家庭部門からの二酸化炭素排出削減に資する。
エコスクール	身近な環境問題についての理解を深め、環境に配慮した行動を積極的に実践できる人づくりを目的として、観察や体験を主体に開催する環境学習講座。
エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のこと。
SDGs（えすでいーじーず）	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った目標。
NPO（えぬぴーおー）	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
カーシェア	1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のこと。車の維持費を複数の利用者で分担し、家計の負担を軽減できるとともに、利用時間に応じて料金を支払うことができる経済的なシステム
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計が実質ゼロとなった状態。なお、温室効果ガスとは、産業革命以降、人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にある二酸化炭素やメタンなどの温室効果をもたらす気体。
合併処理浄化槽	家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できる浄化槽。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。
管理不全空家等	適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

気候変動	気温や気象パターンの長期的な変化のことで、たとえば平均気温の上昇（温暖化）や豪雨など、異常な自然現象の発生頻度が増していることが挙げられる。その要因には、太陽の活動や火山の噴火、海流の変動といった「自然要因」と、人間活動に伴う「人為的要因」がある。
降下ばいじん	大気中の粒子状物質のうち、重力あるいは雨によりばい煙や粉じんなどが地上に降下したもののこと。降下ばいじんの発生源は、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもののほか、機械の切削により発生したもの、風により土砂が舞い上げられたもの、黄砂など様々なものがある。
国連サミット	平成 27 年（2015 年）にニューヨーク国連本部で開催された、150 を超える国連加盟国の首脳が参加した環境問題と持続可能な開発がテーマの国際会議。
COP (こっぴ)	締約国会議（Conference of the Parties）の略で、国連気候変動枠組条約締約国会議や生物多様性条約締約国会議など、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。
3010 (さんまるいちまる) 運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減する運動。
次世代自動車	環境性能に優れた自動車で、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車など。
自然共生サイト	民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。
シティプロモーション	地域の魅力を創り出し、それを内外に発信して都市のブランド力を高めるとともに、元気で活力のあるまちづくりにつなげる活動の総称。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。日本では令和 4 年度に、約 472 万トンの食品ロス（家庭から約 236 万トン、事業者から約 236 万トン）が発生したと推計されている。 https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html
自立分散型電源	再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）などのこと。
水素エネルギー	水素は燃焼時に CO2 を排出しないクリーンなエネルギーで、燃料電池にも使えるほか、原料として使用できる可能性があるとして大きな注目を集めている。再生可能エネルギーを含むさまざまな方法で生産が可能であることも特徴。保存しやすいエネルギー源なので、余剰なエネルギーから生成した水素を貯蔵して、必要なときに取り出すことができる。
3R (すリーあーる)	①発生抑制（リデュース(Reduce)；減らす）、②再使用（リユース(Reuse)；繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル(Recycle)；再資源化する）の 3 つの頭文字をとったもので、循環型社会の構築に関するキーワード。
生物多様性	多種多様な生き物が、さまざまな環境のなかで生き、互いに違いを生かしながら、つながり調和していること。
ZEH (ぜっち)	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。快適な室内環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
ZEB (ぜぶ)	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと
ゼロカーボンシティ	令和 32 年（2050 年）に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体

持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成 27(2015)年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際社会共通の目標。
循環型社会	廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
地域ねこ活動	猫に起因する問題を解決するために、地域住民の合意と協力のもとで、野良猫を適切に飼養・管理しながら減少につなげる活動
テレワーク	インターネットなどの ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。
土地区画整理事業	公共施設の整備と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業
パーク・アンド・ライド	自宅から自分で運転してきた自動車をターミナル周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステム。
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。
PPA (ピーピーイー)	Power Purchase Agreement の略称。電力販売契約のことで第三者モデルとも呼ばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO2 排出の削減ができる。設備の所有は第三者が持つ形となるので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
フードドライブ	家庭で余った食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のこと。
フリマサイト	オンライン上にてフリーマーケットのように主に個人間（C to C）による物品の売買を行えるサイト。
ふるさと再生プロジェクト	ホテルやオニヤンマ、アサギマダラなど、多様な生き物の持つ魅力や自然環境を守る大切さを学びながら、『ふるさとの自然』を保全、再生し、次世代に引き継ぐことを目的とした、観察会や植樹会を開催するイベント
ボトル to ボトル	ペットボトルを別の商品ではなく、元と同等の品質のペットボトルに戻して何度もリサイクルすること
未利用エネルギー	工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。未利用エネルギーは「広く、薄く」分布するという性質をもち、供給源が需要地から離れているケースも多いことから、効率的な利用技術が求められている。
遊休農地	「農地法」、「農地の保護や権利に関する法律」によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地
ワンウェイプラスチック	使い捨てプラスチックのこと

7. 成果指標算出方法

指標	算出方法	基準値 (取得年度)	総合計画 における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
生活環境保全				
地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合	市民アンケートで「お住まいの地域の環境面において、生活に支障を感じている」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	46.9% (R4)	35.2%	同左
降下ばいじんの量 (市内平均)	市内測定局 12 か所（移動測定局を除く）で毎月測定した降下ばいじん量の年間平均値の合計/測定局数（12）	3.7t/km ² ・月 (R5)	2.9t/km ² ・月	同左
降下ばいじんの量 (北部平均)	市内北部地域 6 か所（一番畑保育園、名和児童館、名和町吹付、名和東児童館、上野中学校、加家公民館）で毎月測定した降下ばいじん量の年間平均値の合計/測定局数（6）	2.8t/km ² ・月 (R5)	—	2.3t/km ² ・月
降下ばいじんの量 (南部平均)	市内南部地域 6 か所（ソラト太田川、まなぶん横須賀、養父町公民館、養父児童館・養父健康交流の家、横須賀中学校、三ツ池保育園）で毎月測定した降下ばいじん量の年間平均値の合計/測定局数（6）	4.5t/km ² ・月 (R5)	—	3.5t/km ² ・月
自然共生				
花や緑が豊かなまちであると思う人の割合	市民アンケートで「花や緑が豊かなまちであると思う」で「そう思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	73.2% (R4)	82.7%	同左
市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点の地点数 (仮)	市、事業者、団体などによる、緑地や水辺等の維持・保全活動、ビオトープ等の生物生息空間の創出、希少種保護や外来種防除活動などに取り組んでいる地点の地点数	8 地点 (R5)	—	
気候変動対策				
温室効果ガス排出量の削減割合	基準年度（平成 25 年度）に対する温室効果ガス排出量の削減割合（特定事業者排出者を除く）	21.0% (R5 取得 R2 時点)	50%	同左
地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	市民アンケートで「地球温暖化のために取り組んでいることがある」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	76.9% (R4)	—	
循環型社会				
市民一人1日当たりのごみの排出量	【1年間のごみ（家庭系・事業系（可燃物＋不燃物））の清掃センター（令和6年度から西知多クリーンセンター）への総搬入量＋資源回収量】/年間日数/人口	762g/人・日 (R5)	730 g/人・日	同左
ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	市民アンケートで「ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる」で「そう思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	81.8% (R4)	—	
環境行動				
普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合	市民アンケートで「普段から環境に配慮した行動を実践している」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	68.2% (R4)	—	
NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数	1年間に市とNPO、事業所、大学が協働で実施した環境保全に係る事業の数	11 事業 (R5)	—	



東海市

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

年次報告書

令和5年度（2023年度）版



令和6年（2024年）10月
東海市

目 次

1 東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の対象範囲・期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 温室効果ガス排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 温室効果ガス排出量の現状

※算定に用いる統計データの公表・集計の都合上、令和2年度の値が最新となります。

- (1) 市全体の温室効果ガス排出量の傾向・・・・・・・・・・ 2
- (2) 部門別の二酸化炭素排出量の傾向・・・・・・・・・・ 3
- (3) 部門別の温室効果ガス排出量の状況・・・・・・・・・・ 4
- (4) 特定事業所の温室効果ガス排出量の傾向・・・・・・・・ 7

3 再生可能エネルギーの導入状況

- (1) 再生可能エネルギーの導入状況・・・・・・・・・・・・ 8

4 基本方針ごとの取組状況及び評価

- (1) 基本方針1
エネルギー使用を提言するビジネス・ライフスタイルの促進・・・・・・・・ 9
- (2) 基本方針2
再生可能エネルギー等の導入・活用の推進・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 基本方針3
緑の保全と創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 基本方針4
ゼロカーボンシティを目指した行動ができる人づくり・・・・・・・・ 18

5 市内の主な特定事業所における取り組み

- (1) 市内の主な特定事業所における取り組み・・・・・・・・ 20

1 東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

(1) 目的

令和4年（2022年）3月に「東海市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32年（2050年）を目途に温室効果ガス排出量実質ゼロとすることを目指しています。ゼロカーボンシティの実現に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民、事業者、行政の各主体がこれまで以上に地球温暖化対策の推進を図ります。

(2) 計画の対象範囲・期間

本計画の対象区域は東海市全域とし、本市に在住する市民及び事業者を実施主体として計画します。

計画期間は、計画の策定が完了する令和5年度（2023年度）を始期とし、計画期間を策定から10年間として令和14年度（2032年度）までとします。削減目標の基準となる基準年度を平成25年度（2013年度）、現段階における最終目標である長期目標を令和32年（2050年）とし、目標達成に向けた到達目標地点として令和12年度（2030年度）に中期目標を設定します。

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標

「東海市ゼロカーボンシティ宣言」において、令和32年（2050年）を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指していることを踏まえ、本計画では下記のとおり中期目標および長期目標を設定します。

	目標年度	削減目標
中期目標	令和12年度 (2030年度)	平成25年度（2013年度）比で50%削減する
長期目標	令和32年 (2050年)	「東海市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする

※産業部門の特定事業所については、本市における削減目標の対象外とします。

(4) 計画の基本方針

1. エネルギー使用を低減するビジネス・ライフスタイルの促進

- ・省エネ技術の活用や効率的なエネルギー利用を通じて、エネルギー使用量を低減しながら快適な暮らしと事業の生産性の向上を目指して取り組みます
- ・次世代自動車の普及や利用環境の改善、公共交通機関の利用促進等により交通に伴う環境負荷低減と利便性の高い移動環境づくりを目指して取り組みます
- ・3R及び適正処理の推進により廃棄物の燃焼に伴う温室効果ガス排出量を削減するとともに、まちの美化を目指して取り組みます

2. 再生可能エネルギー等の導入・活用の推進

- ・市内への再生可能エネルギーの導入拡大や市外からの調達、効率のよいエネルギーへの転換など、エネルギーの脱炭素化と安定供給の実現を目指して取り組みます

3. 緑の保全と創出

- ・緑地の保全により吸収源対策を推進するほか、市街地における緑の拡大を通じてヒートアイランド対策を図るとともに、心地よい都市空間の形成を目指して取り組みます

4. ゼロカーボンシティを目指した行動ができる人づくり

- ・環境教育や環境学習を推進するほか、各主体が自主的に取り組むための支援やネットワークづくりを行い、一人ひとりが主役となって取り組む機運を高めます

2 温室効果ガス排出量の現状

(1) 市全体の温室効果ガス排出量の傾向

本市における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は17,666千t-CO₂で、前年度から409千t-CO₂減少し、平成28年度（2016年度）以降は減少傾向が続いており、基準年度である平成25年度（2013年度）からも3,161千t-CO₂（15.2%）減少しましたが、県の減少率とほぼ同じであり、国の減少率は下回っています。

全体の排出傾向は産業部門の影響を大きく受けており、減少量の約92%に相当する2,891千t-CO₂が産業部門において減少しています。

また、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素が全体の約99%を占めています。

図1 温室効果ガス排出量の推移



【参考】

	平成25年度 (2013年度) 排出量 (千t-CO ₂)	令和2年度 (2020年度) 排出量 (千t-CO ₂)	増減率
愛知県 県HP	82,384	69,334	▲15.8%
国 国立研究開発法人 国立環境研究所HP	1,408,000	1,147,000	▲18.5%

表 1 温室効果ガス・部門別の排出量

(単位：千 t-CO₂)

温室効果ガス		部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 2 年度(2020 年度)		
				排出量	増減量 (H25 年度比)	増減率 (H25 年度比)
二酸化 炭素	エネルギー 起源	産業部門	19,027	16,136	-2,891	▲15%
		民生家庭部門	124	101	-23	▲19%
		民生業務その他 部門	154	103	-51	▲33%
		運輸部門	277	226	-51	▲18%
		エネルギー 転換部門	84	87	3	4%
		小計	19,667	16,655	-3,012	▲15%
	非エネルギー 起源	廃棄物部門	145	129	-15	▲11%
		工業プロセス分野	898	812	-86	▲10%
		小計	1,042	940	-100	▲10%
		計	20,709	17,595	-3,114	▲15%
メタン			18	17	-1	▲6%
一酸化二窒素			100	54	-46	▲46%
代替フロン等 4 ガス			0	0	0	—
合計			20,827	17,666	-3,161	▲15%

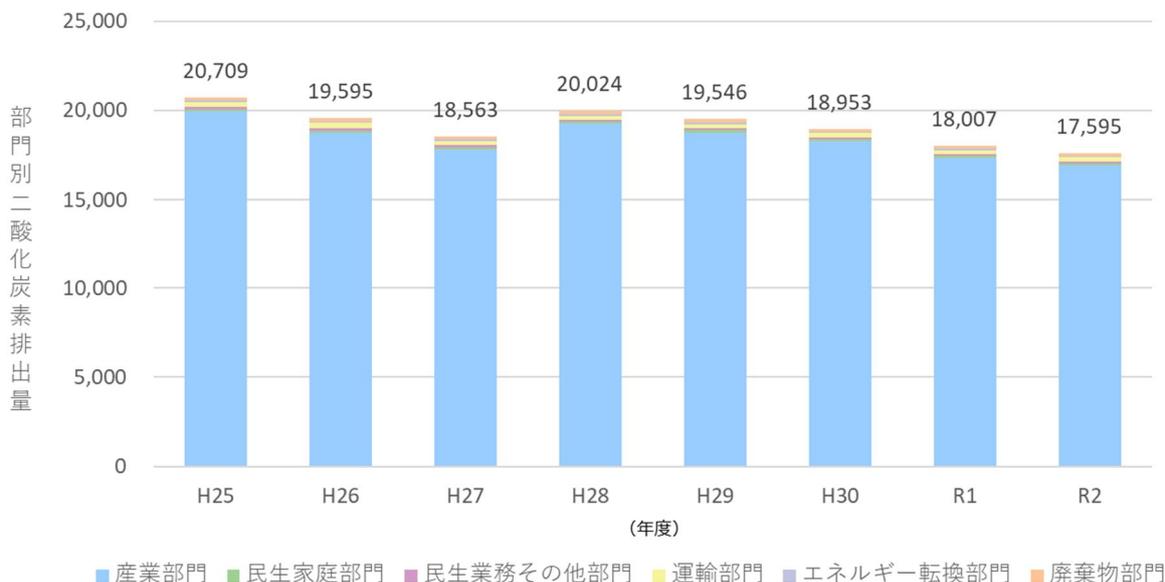
※小数点以下の計算によって合計値が一致しない場合があります

(2) 部門別の二酸化炭素排出量の傾向

令和 2 年度（2020 年度）の二酸化炭素排出量は 17,595 千 t-CO₂ で、前年度から 412 千 t-CO₂、平成 25 年度（2013 年度）から 3,114 千 t-CO₂ 減少しました。

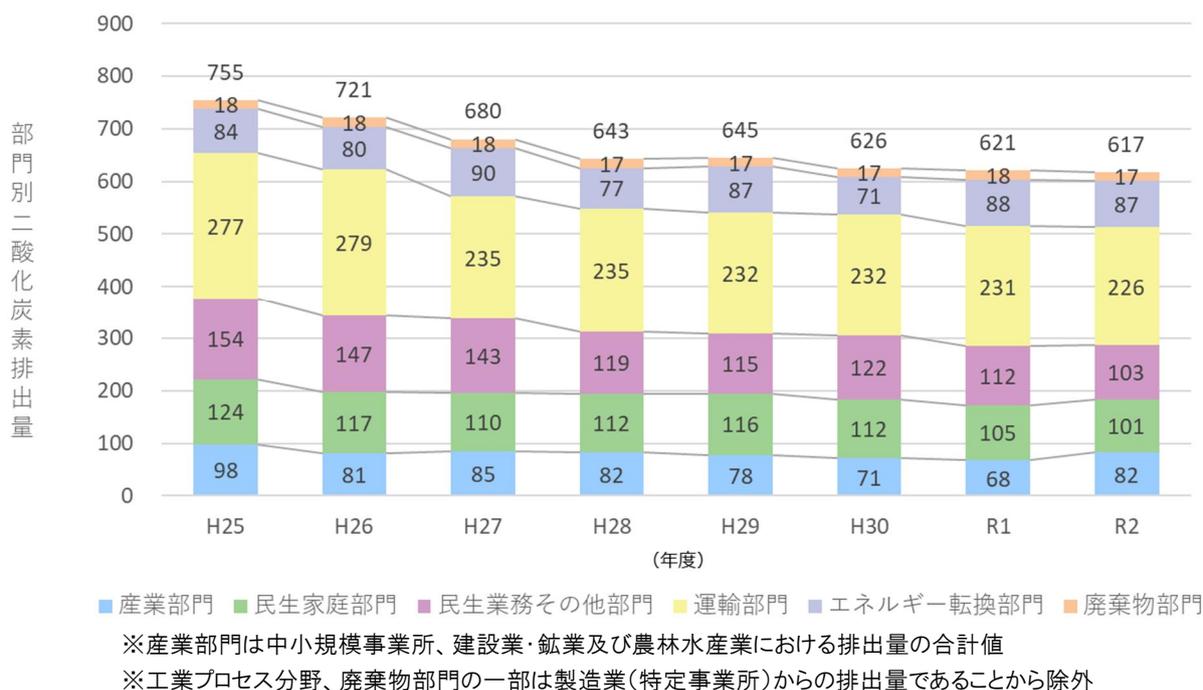
また、特定事業所を除く部門別の二酸化炭素排出量は、平成 25 年度（2013 年度）と比較して、エネルギー転換部門を除くすべての部門で減少しており、特に民生業務その他部門では約 33% 減少しています。

(千t-CO₂) 図 2 部門別の二酸化炭素排出量の推移（特定事業所を含む）



※工業プロセス分野における排出量は製造業(特定事業所)からの排出量であることから産業部門へ含めて表示

図3 部門別の二酸化炭素排出量の推移（特定事業所を除く）



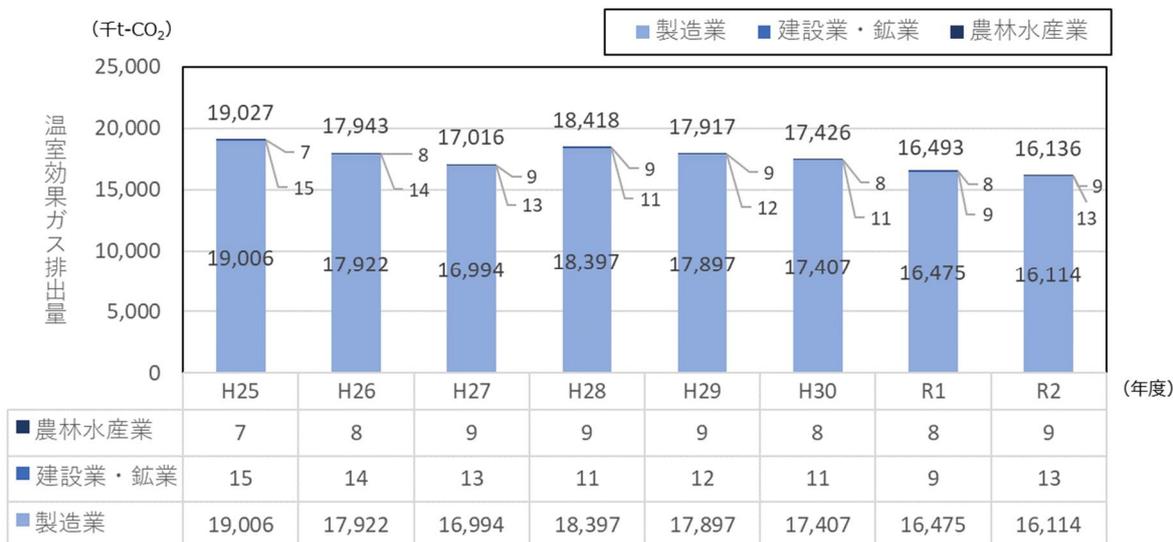
(3) 部門別の温室効果ガス排出量の状況

ア 産業部門

産業部門における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は16,136千t-CO₂で、前年度から3,57千t-CO₂、平成25年度（2013年度）から2,891千t-CO₂減少しました。

また、特定事業所を除く温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）と比較して、16千t-CO₂減少したものの、前年度と比較して14千t-CO₂増加しました。これは、製造業における中小規模事業所の事業所あたりの温室効果ガス排出量が増加したこと等が要因と考えられます。

図4 産業部門の温室効果ガス排出量の推移



イ 民生家庭部門

民生家庭部門における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は101千t-CO₂で、前年度から4千t-CO₂、平成25年度（2013年度）から23千t-CO₂減少しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により自宅で生活する時間が増えたため、温室効果ガス排出量の約71%を占める電力の消費量が増加したものの、電気事業者の排出係数が小さくなっていることが温室効果ガス排出量の減少した要因と考えられます。

図5 民生家庭部門のエネルギー別温室効果ガス排出量

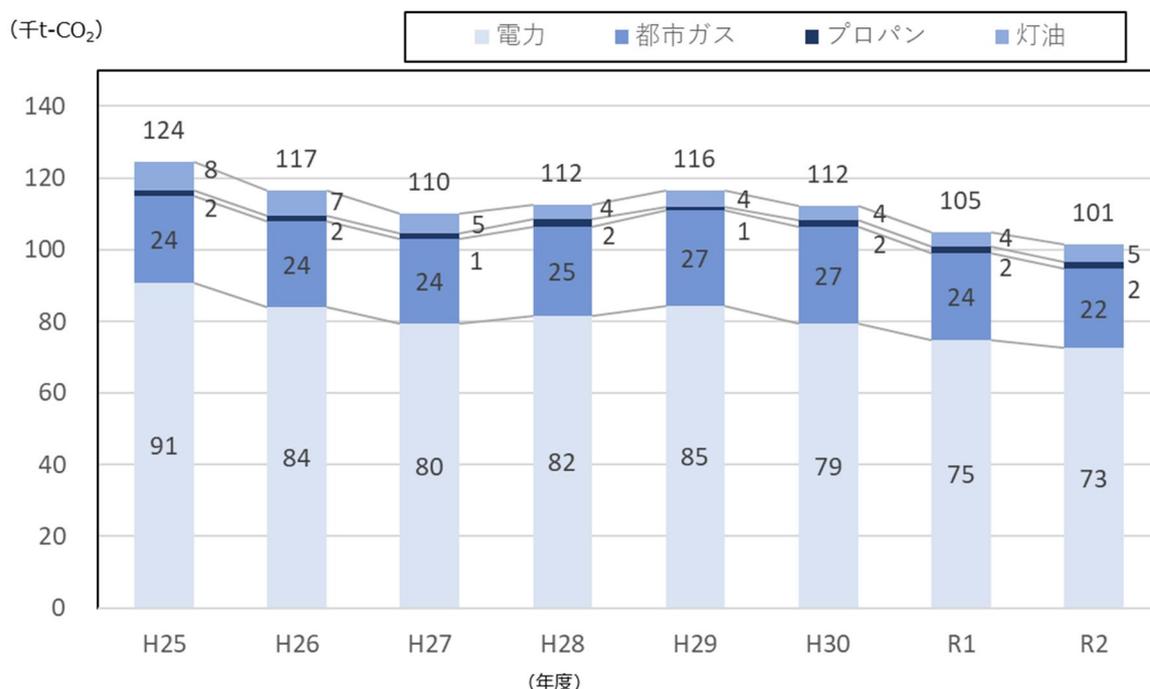
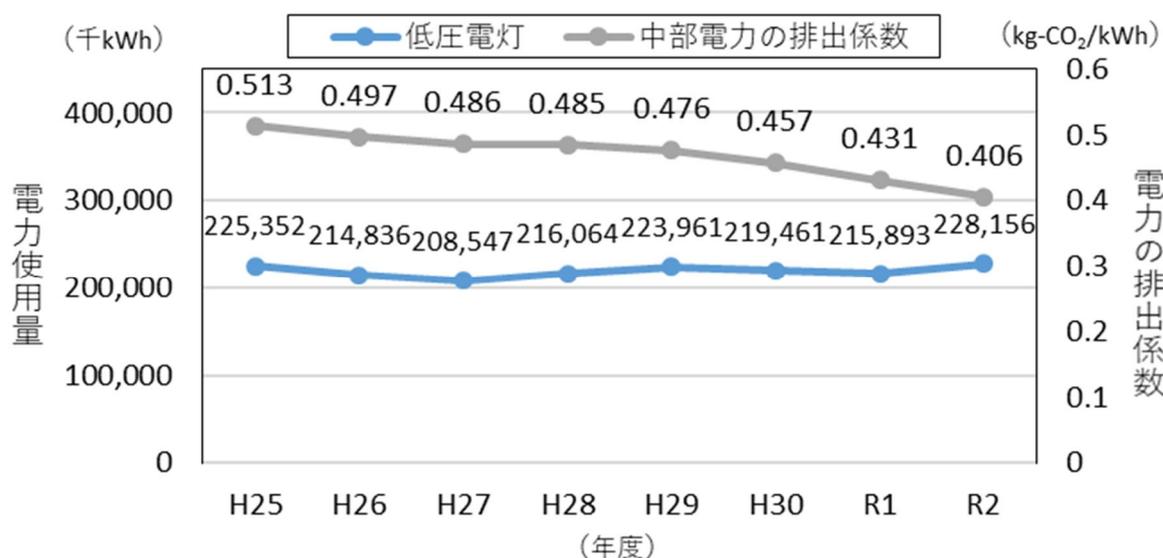


図6 東海市の電力使用量と電力の排出係数の推移

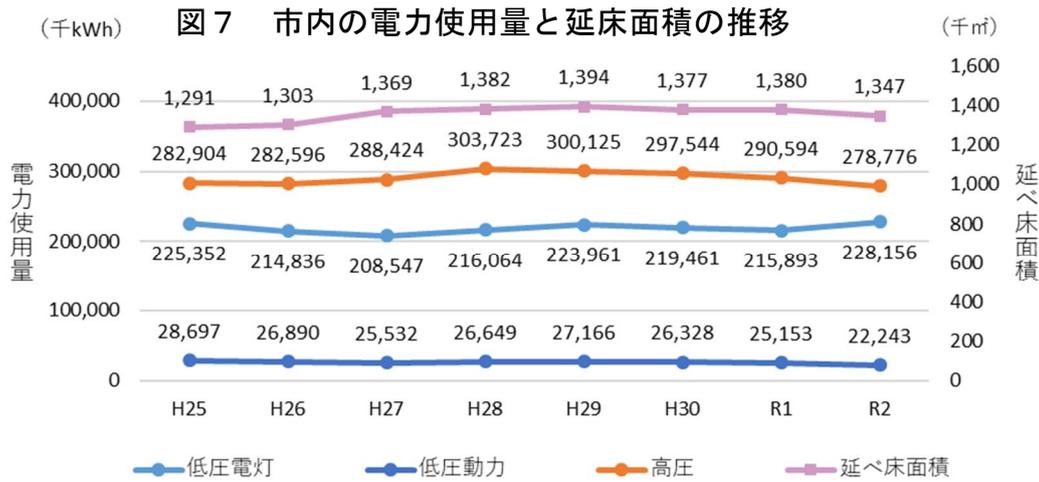


※低圧電灯は一般家庭と小規模商店等への供給量

ウ 民生業務部門

民生業務部門における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は103千t-CO₂で、前年度から9千t-CO₂、平成25年度（2013年度）から51千t-CO₂減少し、部門別では最も大きい減少率となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で店舗等の休業や企業のテレワークが進み温室効果ガス排出量の約7割を占める電力の消費量が減少したこと、及び電気事業者の排出係数が小さくなっていることが温室効果ガス排出量の減少した要因と考えられます。

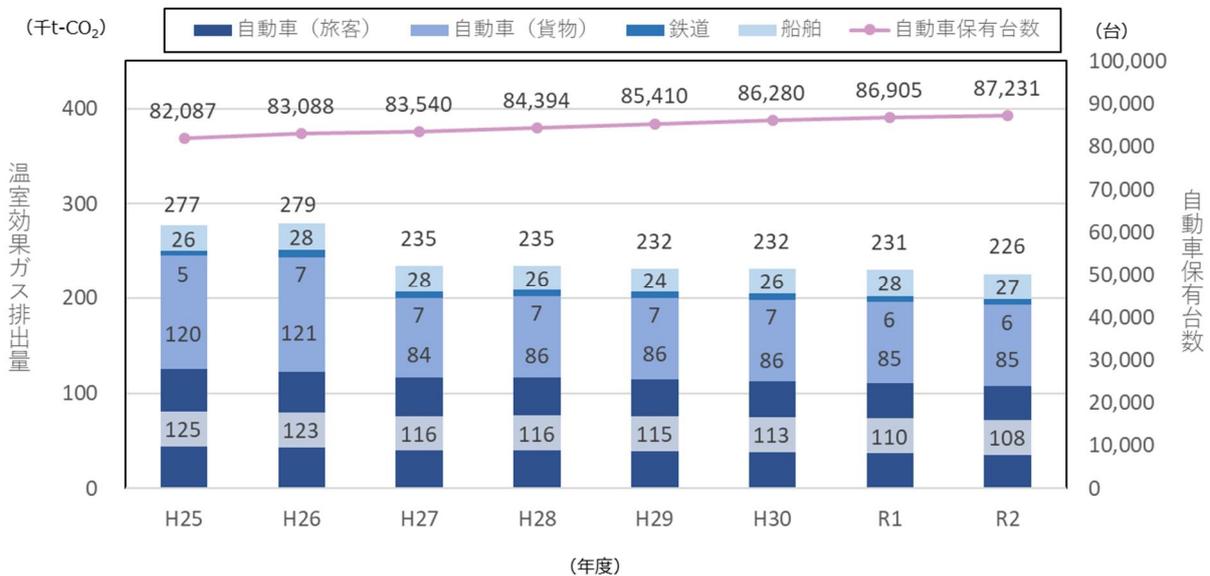


エ 運輸部門

運輸部門における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は226千t-CO₂で、前年度から5千t-CO₂、平成25年度（2013年度）から51千t-CO₂減少しました。

温室効果ガス排出量の多くを占める自動車走行において、自動車の保有台数は増加しているものの、自動車の燃費改善や次世代自動車の普及等が温室効果ガス排出量の減少した要因と考えられます。

図8 運輸部門の温室効果ガス排出量の推移

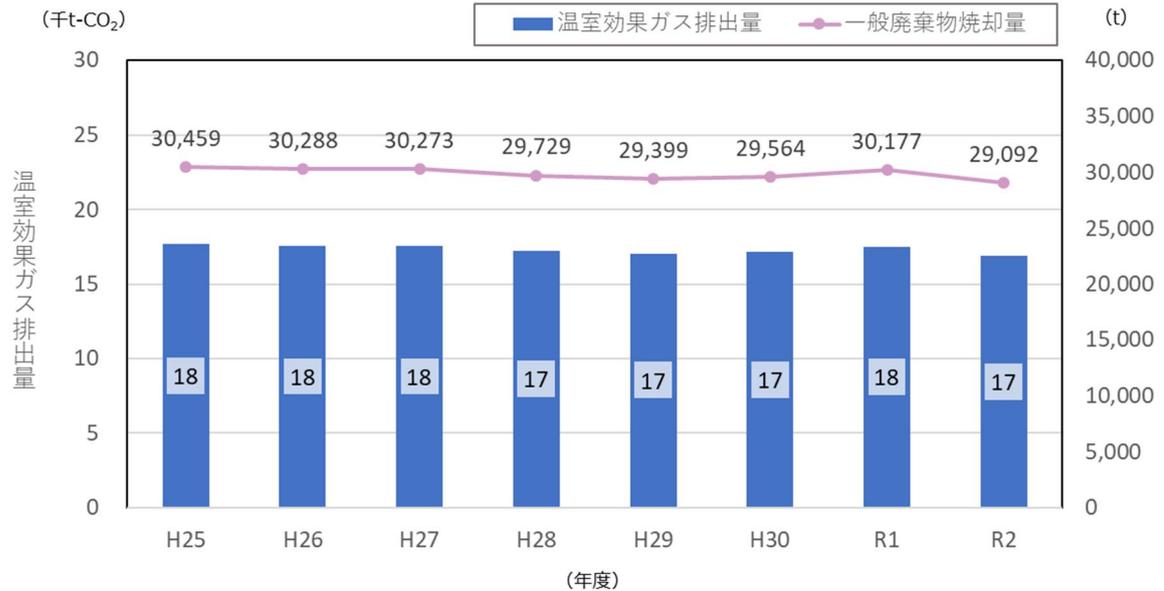


オ 廃棄物部門

廃棄物部門における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は129千t-CO₂で、前年度から9千t-CO₂、平成25年度（2013年度）から16千t-CO₂減少しました。

また、特定事業所を除く温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）及び前年度と比較して1千t-CO₂減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により一般廃棄物焼却量が減少したことが要因と考えられます。

図9 廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移

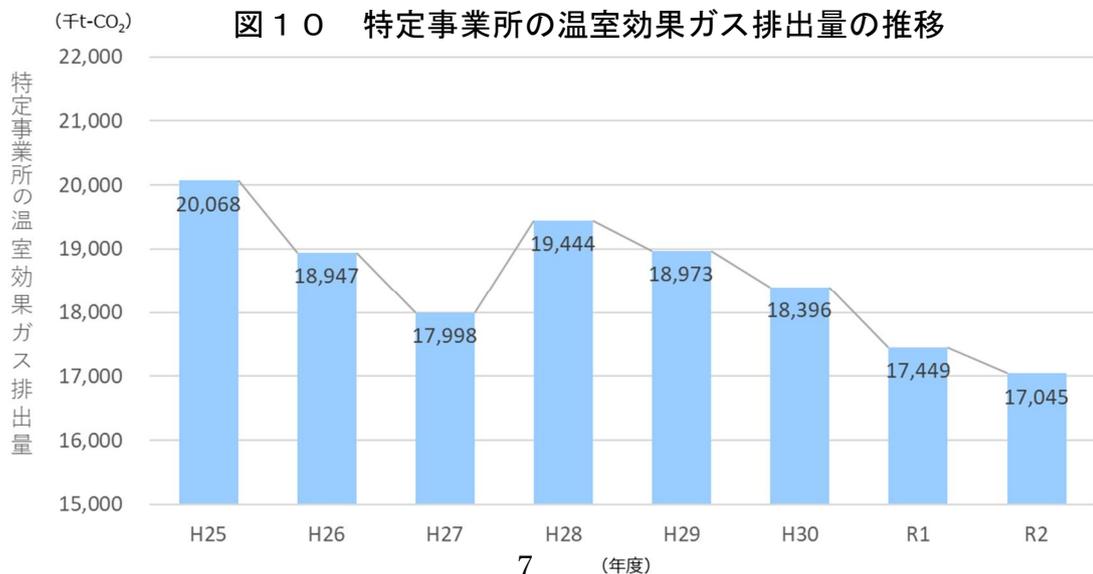


(4) 特定事業所の温室効果ガス排出量の傾向

特定事業所における令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は17,045千t-CO₂で、前年度から404千t-CO₂、平成25年度（2013年度）から3,023千t-CO₂減少しました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響などで生産量が減少したことによるものと考えられます。なお、特定事業所は、市内の温室効果ガス排出量の大半を占めている一方で、自らの温室効果ガスの排出に対して削減目標を掲げ取り組むとともに、毎年度の排出量を国に報告しています。

図10 特定事業所の温室効果ガス排出量の推移



3 再生可能エネルギーの導入状況

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

本市において、固定価格買取制度（F I T）を活用した再生可能エネルギーの導入量は、令和4年度（2022年度）において29,884kWで、前年度から1,350kW、平成25年度（2013年度）から14,691kW増加しました。内訳として、太陽光発電が29,535kW、水力発電が349kWです。

導入件数を知多5市で比較すると、主に住宅の屋根に設置される10kW未満の導入件数は本市が最も多いですが、高压連系に分類される50kW以上の大規模な導入件数は本市が最も少ない状況です。

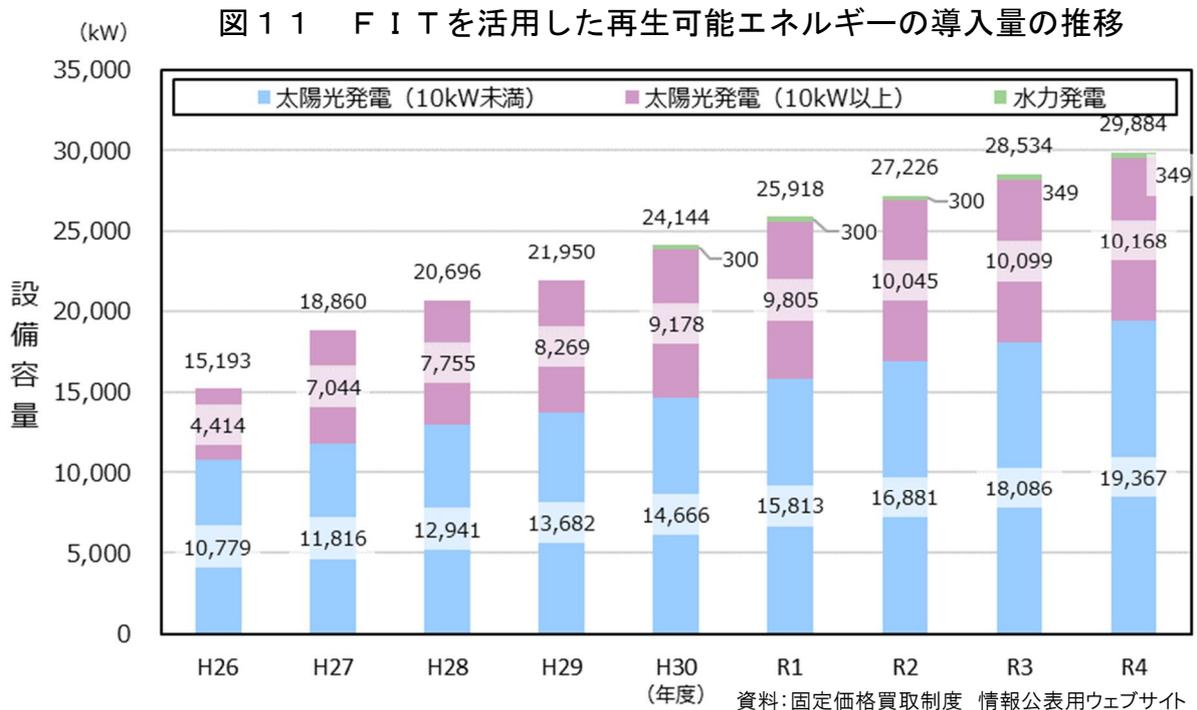


表2 知多5市のFITを活用した再生可能エネルギーの導入状況

	10kW 未満	10kW 以上 50kW 未満	50kW 以上	合計
東海市	4,404 件	509 件	8 件	4,921 件
半田市	4,098 件	887 件	46 件	5,031 件
常滑市	2,853 件	677 件	88 件	3,618 件
大府市	3,634 件	480 件	25 件	4,139 件
知多市	3,064 件	453 件	18 件	3,535 件

資料: 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト (令和5年3月末現在)

4 基本方針ごとの取組状況及び評価

(1) 基本方針1「エネルギー使用を提言するビジネス・ライフスタイルの促進」

- ・省エネ技術の活用や効率的なエネルギー利用を通じて、エネルギー使用量を低減しながら快適な暮らしと事業の生産性の向上を目指して取り組みます
- ・次世代自動車の普及や利用環境の改善、公共交通機関の利用促進等により交通に伴う環境負荷低減と利便性の高い移動環境づくりを目指して取り組みます
- ・3R及び適正処理の推進により廃棄物の燃焼に伴う温室効果ガス排出量を削減するとともに、まちの美化を目指して取り組みます

【取り組みの目標の現状】

項目	基準値	現状値	目標値【令和12年度(2030年度)】
	指標の評価		
省エネに取り組む世帯の割合 ※アンケート	【令和4年度(2022年度)】 57%	【令和5年度(2023年度)】 ー%	87%
	令和5年度(2023年度)の現状値は取得できなかった。		
省エネに取り組む事業所の割合 ※アンケート	【令和4年度(2022年度)】 27%	【令和5年度(2023年度)】 ー%	84%
	令和5年度(2023年度)の現状値は取得できなかった。		
次世代自動車普及台数	【令和3年度(2021年度)】 519台 589 台	【令和4年度(2022年度)】 593台	17,900台
	令和4年度(2022年度)の次世代自動車普及台数は593台で、前年度から74台増加した。 これは、新たに軽乗用の電気自動車が販売されたことから電気自動車の台数が39台増加したことなどが要因となっている。 目標の実現に向けては、次世代自動車への買い替えのメリットを啓発するとともに、ガソリン車との価格差を縮小するための補助制度を導入すること等で普及を図っていく必要がある。		
可燃ごみ排出量	【令和2年度(2020年度)】29,092t/年	【令和5年度(2023年度)】26,213t/年	28,700t/年
	令和5年度(2023年度)の可燃ごみ排出量は26,213tで、前年度から1,645t減少した。 これは、物価の高騰やリユース市場の拡大、事業者の木材リサイクルの増加が要因と考えられる。		

【令和5年度（2023年度）の主な取組実績】

取組みの柱1 市民の省エネルギー活動の促進

取組み内容	実績
① 市民のライフスタイルの転換	<p>【東海市ゼロカーボンの日を制定】 市民、事業者が地球温暖化問題について考え、関心や理解を深めることで意識向上を図り、日常生活や事業活動における省エネルギーの取組みを推進するため、ゼロカーボンシティ宣言を行った3月1日を「ゼロカーボンの日」とした。</p> <p>【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の啓発】 令和5年9月に市民、事業者、行政の各主体が取り組むべき温暖化対策の具体的な目標や方向性等を定める「東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、広報とうかい11月1日号に市民向けの概要版を全戸配布した。</p> <p>【ゼロカーボンシティを目指す啓発】 市が市民や事業者と一体となって様々な地球温暖化対策を推進していく必要があることから、地球温暖化対策に関連するチラシや啓発品（エコバッグ、うちわ）等へ統一的なロゴマークを付けて市民等へ啓発した。</p>
② 住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進	<p>【住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助】 家庭におけるZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）、燃料電池システム、太陽熱利用システム（自然循環型、強制循環型）の導入に対して補助した。（ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）13件、燃料電池システム14件、太陽熱利用システム0件）</p>

取組みの柱2 事業者の省エネルギー活動の促進

取組み内容	実績
① 事業所による省エネルギー活動の促進	<p>【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の啓発】 令和5年9月に市民、事業者、行政の各主体が取り組むべき温暖化対策の具体的な目標や方向性等を定める「東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、商工会議所だより11月号に事業者向けの概要版を折り込み配布した。</p> <p>【特定事業所を対象とした取組状況の確認】 本市における温室効果ガス排出量の削減目標の対象外とした産業部門の特定事業所に対してカーボンニュートラルに向けた取組み状況をヒアリングした。（4事業所）</p>
② 建築物などの省エネルギー化の促進	<p>【国や県の支援制度の啓発】 国や県が実施する省エネ設備等の導入・改修に対する補助制度の案内チラシを窓口で配布した。</p>

取り組みの柱3 環境にやさしい移動手段の普及促進

取り組み内容	実績
① 次世代自動車の普及促進	<p>【次世代自動車購入促進補助】</p> <p>非営利かつ自ら使用する目的で次世代自動車を新規購入する個人へ購入費の一部を補助した。(電気自動車67件、プラグインハイブリッド自動車37件)</p> <p>【循環バスのEV化】</p> <p>令和5年10月から循環バス南ルート2両について、EVバスを導入した。</p>
② 環境負荷の小さい移動手段の促進	—
③ 拠点ネットワーク型都市の形成	<p>【地域公共交通計画の策定】</p> <p>将来にわたる持続可能な公共交通網の実現のため、まちづくりと調和した公共交通ネットワークの構築を目指し、新たな「東海市地域公共交通計画(令和6年度～令和10年度)」を策定した。</p>

取り組みの柱4 省資源化と循環利用の促進

取り組み内容	実績
① 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進	<p>【プラスチック資源の一括回収】</p> <p>プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品を一括で回収し、選別、圧縮梱包する中間処理を行うとともに、家庭から回収した資源を再商品化した。</p> <p>【3R活動講座等運営】</p> <p>エコスクール関連講座「サステイナブル☆キッズフェスタ2023」及び「リデュースでモノを増やさない!～3Rで創る快適な暮らし～」を開催した。(参加者103人)</p> <p>【資源集団回収】</p> <p>ごみの減量と再資源化を推進するため、町内会・子ども会等が行った資源の集団回収を支援した。(回収量1,779t)</p> <p>【木材リサイクルの斡旋】</p> <p>清掃センターへ枝木を搬入する事業者に対し、市内の木材リサイクル業者へ搬入するよう促した。</p>
② 廃棄物の適正処理の推進	—

③ 海洋プラスチック対策	<p>【エコバッグの配布】</p> <p>イベントでゼロカーボンシティロゴマーク入りのエコバッグを配布した。(7イベント)</p>
--------------	---

【取り組みの評価】

基本施策1については「横ばい」と評価します。

【取り組みの課題】

カーボンニュートラルの実現に向けて地球温暖化対策を進めなければならないことは多くの方が認知しているものの、そのために何をしたらよいか分からないなど、具体的な行動に結びついていない状況にある。

そこで、LED照明・省エネ家電等を選ぶことや、ごみをできるだけ減らし資源としてきちんと分別・再利用することは、エネルギー消費の削減に繋がり、地球温暖化対策が進むだけでなく、家計を助けることにもなることを啓発する必要がある。

また、効果が小さいものを積み重ねていくうちに、意識や生活そのものが変わり、それなりに大きな効果が得られるようになるため、過度に我慢をしない省エネ行動から取り組むことができるよう促していく。

【今後の取組方針】

市内で開催されるイベント等で環境省が推進するデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の取組や、市の地球温暖化対策に関する補助制度について啓発するとともに、ゼロカーボンの日に合わせて市内事業者等と連携して期間限定で地球温暖化対策に取り組むキャンペーンを実施する。

また、事業者の省エネルギー活動を促進するため、新たな補助制度を開始するとともに、近隣自治体等における先進的な取組を調査していく。



ゼロカーボンシティを目指す啓発の様子



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）市民向け概要版

(2) 基本方針2「再生可能エネルギー等の導入・活用の推進」

・市内への再生可能エネルギーの導入拡大や市外からの調達、効率のよいエネルギーへの転換など、エネルギーの脱炭素化と安定供給の実現を目指して取り組みます

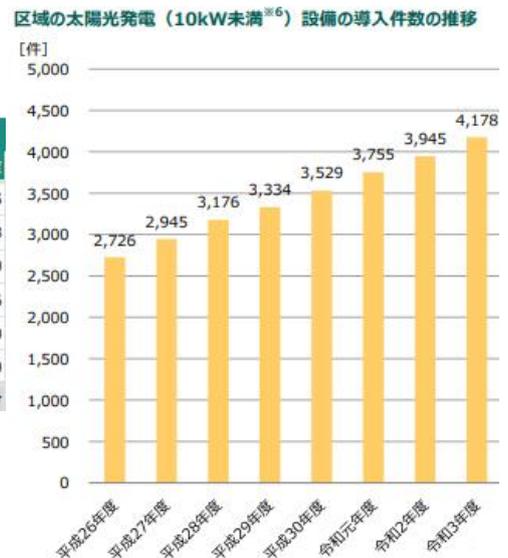
【取り組みの目標の現状】

項目	基準値【令和2年度 (2020年度)】	現状値【令和3年度 (2021年度)】	目標値【令和12年度 (2030年度)】
	指標の評価		
再生可能エネルギーによる発電電力量	35,123 MWh	36,900 MWh	113,000 MWh
再生可能エネルギー —施設の設置容量	<p>令和3年度(2021年度)は36,900 MWhで、前年度から1,777 MWh増加した。</p> <p>これは、主に住宅に設置される太陽光発電(10kW未満)の導入件数が233件(1,446 MWh)増加したことが主な要因となっている。</p> <p>目標の実現に向けては、知多5市の中でも最も導入件数の少ない高圧連系に分類される50kW以上の大規模な太陽光発電施設を自然との調和を図りながら導入を促していく必要がある。</p>		

(MWh)

	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 ^{※3}							
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
太陽光発電(10kW未満)	12,935	14,180	15,531	16,419	17,601	18,977	20,259	21,705
太陽光発電(10kW以上)	5,839	9,318	10,257	10,938	12,140	12,970	13,287	13,358
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	1,577	1,577	1,577	1,836
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	18,775	23,498	25,788	27,357	31,318	33,524	35,123	36,900

資料：環境省 自治体排出量カルテ



【令和5年度(2023年度)の主な取組実績】

取り組みの柱1 市内への再生可能エネルギー等の導入

取り組み内容	実績
① 再生可能エネルギーの導入	<p>【住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助】</p> <p>家庭における太陽光発電システムと蓄電池やエネルギー管理システム(HEMS)等の一体的な導入等に対して補助した。(一体的導入補助42件、単独補助 HEMS 24件、蓄電池89件、V2H 5件)</p>

	<p>【P P Aモデル活用の検討】</p> <p>公共建築物への太陽光発電システムの導入について事業者等から先進的な事例等に関する情報収集を行った。</p>
② 自立分散電源の推進	<p>【災害時等における蓄電池利用の啓発】</p> <p>ウィンターイルミネーション点灯式で電気自動車から巨大ツリーに電力を供給するとともに、災害時等における蓄電池の活用等に関する啓発を実施した。</p> <p>【太田川駅西地区における脱炭素化の検討】</p> <p>地区内におけるスマートシティ化に関する検討の一環として太陽光発電施設や蓄電設備を所有する地域エネルギー会社の設立、自立分散型のエネルギーシステム構築の可能性について協議した。</p>
③ 水素エネルギーの導入	<p>【中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議】</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向け、中部圏において大規模な水素・アンモニアの社会実装を推進することを目的とする会議に参加するとともに、本市のものづくり道場（8月3日開催）でワークショップを実施し、30人が参加した。</p> <p>【あいちFCV普及促進協議会】</p> <p>FCVの初期需要の創出に不可欠となる水素ステーションについて着実な整備を促進することを目的とする県、県内市町村及び民間企業で構成する協議会に参加した。</p> <p>【次世代自動車（燃料電池自動車）購入促進補助】</p> <p>非営利かつ自ら使用する目的で燃料電池自動車を新車登録した個人を対象とする補助（限度額50万円）を新たに開始したが、実績はなかった。</p>

取り組みの柱2 市外からの再生可能エネルギーの調達

取り組み内容	実績
① 他自治体との都市間連携の推進	—
② 再生可能エネルギー電力の普及推進	—

【取り組みの評価】

基本施策2については「横ばい」と評価します。

【取り組みの課題】

本市では、自然環境特性上、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電のみが高く550.8MW程度見込まれているが、実際の導入量はその約5%に留まっていることから、市民・事業者の協力を得ながら太陽光発電施設の導入を促していく必要がある。

【今後の取組方針】

家庭においては、蓄電システムの補助額引き上げに合わせて太陽光発電施設、エネルギー管理システム（HEMS）との一体的な導入について啓発を行って導入を促していく。

また、50kW以上の大規模な太陽光発電施設の導入にあたっては、特に騒音、光害、景観の変化などが要因となるトラブルが発生することもあることから、設置しようとする事業者に対して周辺住民への配慮や、自然との調和を図りながら導入するよう啓発していく。

なお、将来的なゼロカーボンシティの実現に向けては、市外からの再生可能エネルギーの調達が必要となることも考えられるので、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの高い自治体との連携について先進的な取組を調査していく。



ものづくり道場でのワークショップの様子



ウィンターイルミネーション点灯式の様子

(3) 基本方針3「緑の保全と創出」

・緑地の保全により吸収源対策を推進するほか、市街地における緑の拡大を通じてヒートアイランド対策を図るとともに、心地よい都市空間の形成を目指して取り組みます

【取り組みの目標の現状】

項目	基準値【令和4年度 (2022年度)】	現状値【令和5年度 (2023年度)】	目標値【令和12年度 (2030年度)】
	指標の評価		
都市公園および公共施設緑地の面積	293.8ha	292.4ha	309.3ha
	<p>令和5年度(2023年度)は292.4haで、前年度から1.4ha減少した。</p> <p>これは、民間開発に伴う北社山地区の公園、調整池整備に伴う木之下公園の整備により都市公園面積は増えたものの、それ以上に民間開発や西知多道路整備等に伴い緑地面積が減少したことが主な要因となっている。</p> <p>開発に伴い減少した緑地面積の代替えとして、市街地における住宅や事業所の壁面、屋上緑化等を推進することで、緑豊かな環境をつくり、吸収源対策を促進する必要がある。</p>		

【令和5年度(2023年度)の主な取組実績】

取り組みの柱1 都市緑化、吸収源対策の促進

取り組み内容	実績
① 緑地保全の推進	<p>【国の自然共生サイトへの認定】 知多半島グリーンベルト(臨海部の工業地帯に形成された大規模緑地)が国の「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」に認定された。</p> <p>【公園緑地植栽補植】 より魅力ある都市公園とするため、大池公園のユキヤナギ、レンギョウ、聚楽園公園のモミジの補植を行った。</p> <p>【アダプトプログラム】 市民が里親となって、市内の公共施設(道路、公園、各施設の花壇など)の清掃、除草、花の植え付け、樹木や花への水かけを行うボランティア活動を推進した。</p>
② 緑化の推進	<p>【ランの道植栽会開催】 ランの道の充実とPRを図るため、シランの開花期間に、案内看板設置やパンフレット配布を行うとともに、植栽会を開催した。</p>

	<p>【花と緑いっぱいのもちづくり】 花と緑いっぱいのもちづくりを推進するため、障害者団体が育成した花苗をコミュニティ等に配布するとともに、町内会・自治会の花壇に必要な花苗や資材の提供を行った。</p> <p>【建築物等緑化補助】 緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進のため建築物等の緑化に要する経費に対して補助した。(空地緑化3件)</p> <p>【生垣等緑化補助】 緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進を図ること等を目的に、市内の住宅地等に生垣等を設置する個人又は法人に対して補助した。(実績2件)</p>
--	--

【取り組みの評価】

基本施策3については「**順調でない**」と評価します。

【取り組みの課題】

本市では、二酸化炭素を吸収する森林や都市公園等の面積は大きくないため、吸収源対策として担う役割は大きくないものの、市域全体の緑地面積の割合はリサイクルセンター周辺や太田川駅西地区等での大規模な開発によって、減少が続いている。

そこで、市民、地域、団体、事業者などと連携しながら、自主的に緑化活動に取り組める環境を整えるとともに、市街地における緑の拡大を通じてヒートアイランド対策を図るなど樹木の保全や緑化の推進を通じて地球温暖化対策に取り組む機運を高める必要がある。

【今後の取組方針】

公園緑地の適正な維持管理や整備を実施するとともに、民有地の緑化推進を図るため、生垣や建築物等の緑化補助金交付、工場等緑化協定、共同住宅の緑化指導及び緑化啓発に積極的に取り組んでいく。

また、緑の保全を図るため、保全地区等交付金交付や、市民参加による植栽会開催等に取り組んでいく。



緑化木配布会の様子



17 大池公園さくら再生植樹会の様子

(4) 基本方針4「ゼロカーボンシティを目指した行動ができる人づくり」

・環境教育や環境学習を推進するほか、各主体が自主的に取り組むための支援やネットワークづくりを行い、一人ひとりが主役となって取り組む機運を高めます

【取り組みの目標の現状】

項目	基準値【令和4年度 (2022年度)】	現状値【令和5年度 (2023年度)】	目標値【令和12年度 (2030年度)】
	指標の評価		
環境学習事業(温暖化対策関連)の参加者数	32人 日産(定員16人→実績14人) パナソニック(定員20人→実績18人)	32人 日産(定員30人→実績18人) パナソニック(定員15人→実績14人)	150人
	<p>令和5年度(2023年度)は2講座に32人が参加し、前年度と横ばいで推移した。</p> <p>前年度はともに定員を超えて抽選となったため、同じ2社(日産自動車(株)、パナソニック(株)エレクトリックワークス社)と連携した講座の開催とし、日産自動車(株)との講座については午前・午後の2部制にして定員を増やしたが、定員割れして参加者数は伸びなかったことが要因である。</p> <p>目標の実現に向けては、参加者募集方法の見直しや、実施講座数を増加していく必要がある。</p>		

【令和5年度(2023年度)の主な取組実績】

取り組みの柱1 環境教育・環境学習

取り組み内容	実績
① 普及啓発・環境教育の推進	<p>【エコスクール開催】</p> <p>「セミの羽化を見てみよう!」、「農作物から環境を学ぼう」(令和5年度新規)など31講座(前年度比2講座増)を実施し、1,112人(前年度比166人増)の参加があった。なお、参加者募集に当たっては、エコスクールパンフレット(A3カラー両面:12,000部)を作成し、市内の全保育園児・小学生等に配布するとともに、市ホームページに当日の様子を掲載して講座の内容を分かりやすく啓発した。</p> <p>【小学校向け「ストップ温暖化教室」】</p> <p>愛知県が脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す「あいちCOOL CHOICE」県民運動の取組の一つとして、小学生を対象とした出前講座を行っており、本市においても4校(平洲小5年生、名和小・大田小・加木屋南小3年生)で実施した。</p>

取り組みの柱2 各主体の温暖化対策の促進

取り組み内容	実績
① 市民・事業者・行政との連携の推進	<p>【テレビや新聞を活用した情報発信】</p> <p>計画のパブリックコメント実施時には、中日新聞で意見募集に関する記事を掲載するとともに、計画策定後には知多メディアスの映像広報番組「ハロー!とうかい」で「地球温暖化対策に取り組みましょう～市民・事業者・行政が一丸となって取り組むための計画を策定～」を放映した。</p>
② ネットワークの形成	<p>【あいち脱炭素経営支援プラットフォーム】</p> <p>行政機関、経済団体、金融機関等が一体となって中堅・中小・小規模事業者等の気候変動対策を支援していくため令和5年11月に設立された支援組織に参加した。</p>

【取り組みの評価】

基本施策4については「横ばい」と評価します。

【取り組みの課題】

地球温暖化対策は多岐にわたっており、市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと一丸となって取り組むことが重要である。そこで、環境教育や環境学習により、一人ひとりの意識をさらに高めていくとともに、実際に地球温暖化対策に取り組むきっかけを作っていくことが必要である。

【今後の取組方針】

将来を担う子どもたちが地球温暖化対策について関心を持ち、小さなことからでも取り組むことができるよう、より多くの小学校で「ストップ温暖化教室」の実施を働きかけるとともに、新たに小学生向けの動画を製作して授業等での活用を促していく。

また、エコスクールの実施に当たっては、SNSを活用して参加者募集を行うとともに、新たな講座の担い手を発掘し、講座の様子を写真だけでなく、PR動画を作成してホームページに掲載するなど、子どもたちを始めとした若い世代に情報を提供することで興味を持って参加してもらえるような方法を検討していく。



エコスクール（日産自動車）の様子



エコスクール（パナソニック）の様子

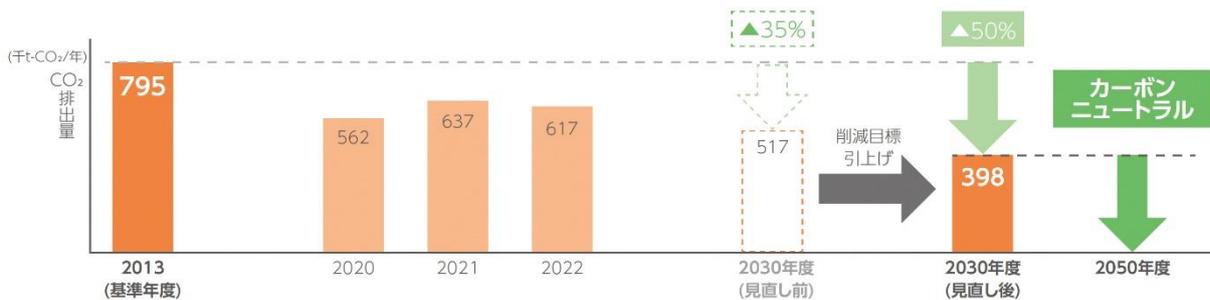
5 市内の主な特定事業所における取り組み（50音順）

(1) 愛知製鋼株式会社

ア 二酸化炭素排出量の削減目標

主要製品である特殊鋼条鋼の原料である鉄スクラップの溶解や、鋼材の加熱など各種製品の製造工程で二酸化炭素を直接／間接的に排出しています。このことから気候変動への対応をリスクと機会の両面から重要な経営課題と捉え、令和3年（2021年）9月に令和32年（2050年）までのカーボンニュートラル実現にチャレンジすることを宣言し、脱炭素に向けた取り組みを加速しています。

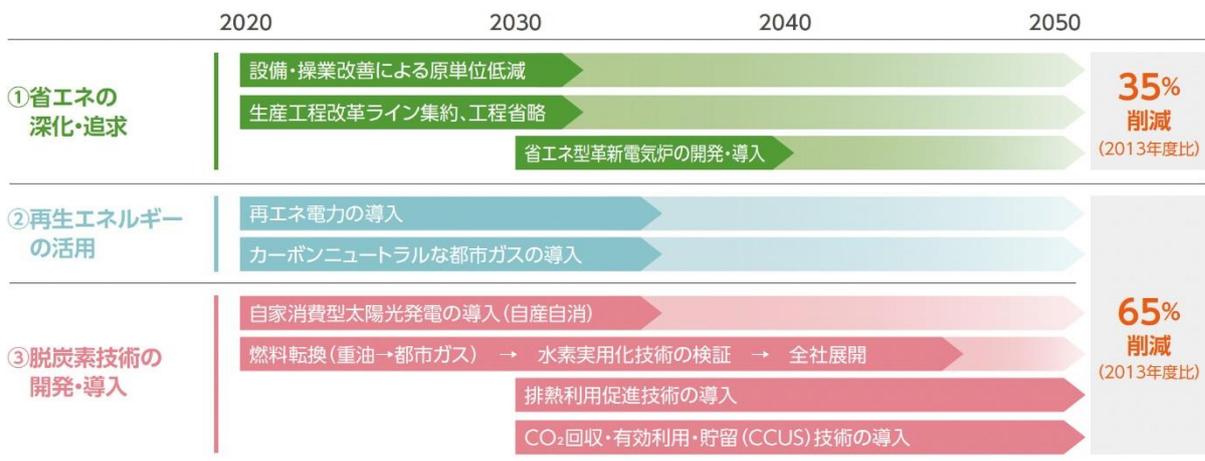
また、これまでも生産工程における徹底した省エネ活動や、太陽光発電をはじめとした非化石エネルギーの導入などの取り組みを、積極的に進めてきましたが、気候変動リスクが顕在化・深刻化し、脱炭素化社会への移行に向けた対応が喫緊の課題となる中、より積極的なカーボンニュートラルの実現に向け検討を重ね、目標の引き上げ（35%→50%）を決定しました。



資料：愛知製鋼統合レポート2023

イ 2050年カーボンニュートラルへのロードマップ

目標の達成に向けて、①省エネの深化・追及、②再生可能エネルギーの活用、③脱炭素技術の開発・導入を軸にロードマップを策定し、計画的に活動を展開しています。

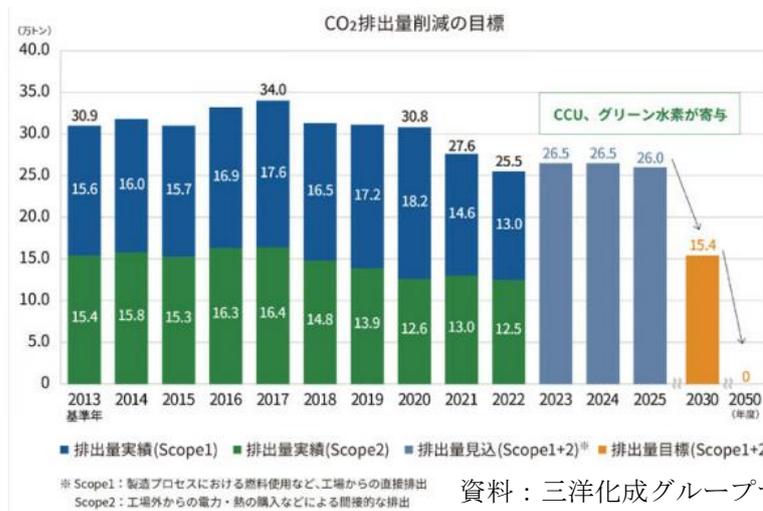


資料：愛知製鋼統合レポート2023

(2) 三洋化成工業株式会社

ア 二酸化炭素排出量の削減目標

Scope1（燃料使用などによる直接排出）と Scope2（購入した電気・熱などによる間接排出）において令和32年（2050年）CO₂排出量ネットゼロとする長期目標を掲げ、その中間点として令和12年（2030年）にCO₂排出量50%削減（平成25年度（2013年度比））を目指しています。再生可能エネルギーの利用やエネルギーマネジメントシステムの導入によるエネルギー利用の効率化、製造プロセスの見直し、製品ポートフォリオの変更などの施策に加えて、CCUの導入およびグリーン水素の活用により、令和32年（2050年）ネットゼロ実現を目指します。



- ・新中期経営計画期間中（2023-2025年度）は生産量増加に伴い排出量増加見込であるが、製造プロセス改善を進め、CO₂排出削減を進める。
- ・CCUおよびグリーン水素の活用により、2030年度に50%の削減を目指す（2013年度比）。

資料：三洋化成グループサステナビリティレポート2023

イ カーボンニュートラルに向けたロードマップ

GHG排出量削減策としてエネルギー転換（エネルギーマネジメント導入、太陽光発電・グリーン水素導入、コージェネレーション拡大）、製造プロセスの見直し、製品ポートフォリオ変更などの施策に加え、CCU導入により大幅な排出量削減を目指します。



資料：三洋化成工業株式会社名古屋工場から提供

(3) 大同特殊鋼株式会社

ア 二酸化炭素排出量の削減目標

令和3年(2021年)4月に Daido Carbon Neutral Challenge を公表し、「平成25年(2013年)比令和12年(2030年) CO₂排出量50%削減、令和32年(2050年) カーボンニュートラル実現を目指す」を目標としてCO₂排出量削減活動を推進しています。

【CO₂排出量と原単位の推移】



資料：大同特殊鋼 統合レポート2023

イ カーボンニュートラルに向けたロードマップ

カーボンニュートラル実現に向けて最大のポイントとなる「製造プロセスの脱炭素化」(電力と都市ガスの使用量削減、脱炭素化)に加え、「製品供給による脱炭素化」に挑戦します。

2050年カーボンニュートラルへのロードマップ



2050年、エネルギーや製造歩留の徹底した改善に取り組むことをベースとして、次の3つの方針のもと、カーボンニュートラルを目指してまいります。

- ① 既存技術を結集させた徹底省エネ・・・高効率燃焼技術、自社・既存省エネ技術の拡大展開
- ② 脱炭素電源の活用・・・CO₂フリー電源の活用、自社再生可能エネルギーの導入・展開
- ③ 脱炭素技術の導入・・・脱炭素燃焼技術(水素等)の開発、CO₂回収・活用技術の導入

資料：大同特殊鋼株式会社 グリーン トランジション・ファイナンス・フレームワーク

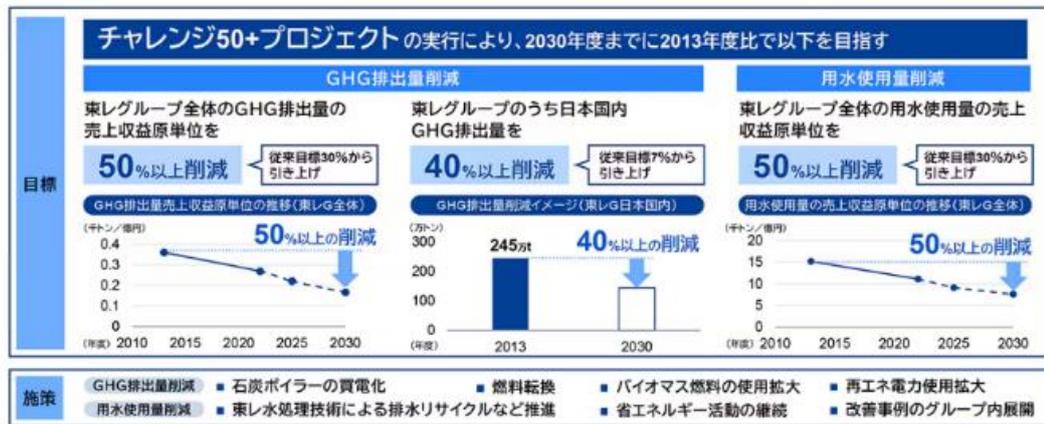
(4) 東レ株式会社

ア 生産活動による GHG 排出量の削減目標

東レグループでは平成30年（2018年）に「東レグループ サステナビリティ・ビジョン」を策定し、令和12年（2030年）までに、海外を含むグループ全体で温室効果ガスの売上収益原単位を平成25年（2013年）比で50%以上削減、日本国内では温室効果ガスの絶対量を40%以上削減し、令和32年（2050年）にカーボンニュートラルの実現を目指すこととしています。

自社のカーボンニュートラル実現 ー生産段階での排出削減ー

東レグループならではの知見・技術を活かした施策や燃料転換を推し進め、生産段階でのGHG排出量を削減。自社のカーボンニュートラル化・サステナビリティ対応を前倒しで実行し、2030年度の削減目標を引き上げ

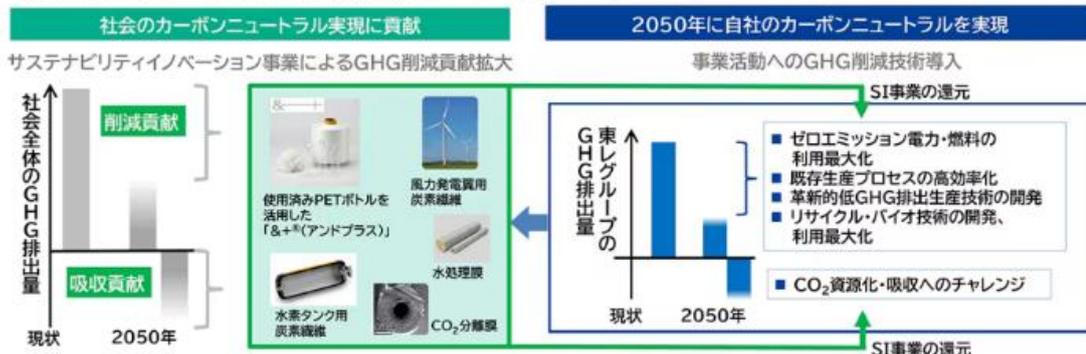


資料：東レグループ HP（東レグループの気候変動への対応）

イ カーボンニュートラルへの取り組み

令和5年（2023年）より推進体制を一部見直し、事業を通じた社会のGHG排出量削減への貢献（サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト（以下、SI事業拡大PJ））と自社の活動におけるGHG排出量削減（気候変動対策プロジェクト（以下、気候変動対策PJ））の両輪で、取り組みを推進します。

SI事業を通じて社会のGHG排出量削減に貢献します。SI事業拡大で実現した再生電力・水素・低カーボンフットプリント原料などを最大限利用し、自社のGHG排出量(*)削減も推進していきます。(* Scope1、2、3)



資料：東レグループ HP（東レグループの気候変動への対応）

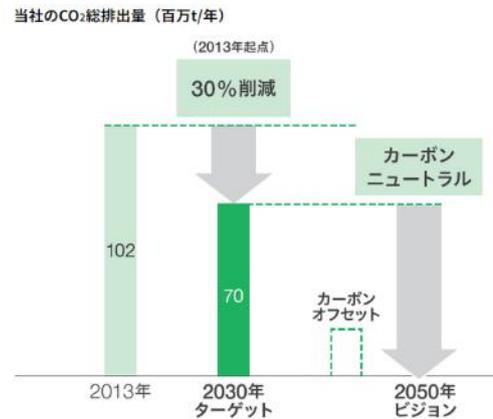
(5) 日本製鉄株式会社

ア 二酸化炭素排出量の削減目標

令和12年(2030年)にCO₂総排出量を対平成25年(2013年)比30%削減するというターゲット、および令和32年(2050年)カーボンニュートラルを目指すというビジョンを掲げたCO₂排出削減シナリオを策定し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて超革新技术の他国に先駆けた開発・実機化に向け取り組んでいます。

現行の高炉・転炉プロセスでのCOURSE50の実機化、既存プロセスの低CO₂化、効率生産体制構築等によって、対平成25年(2013年)比30%の

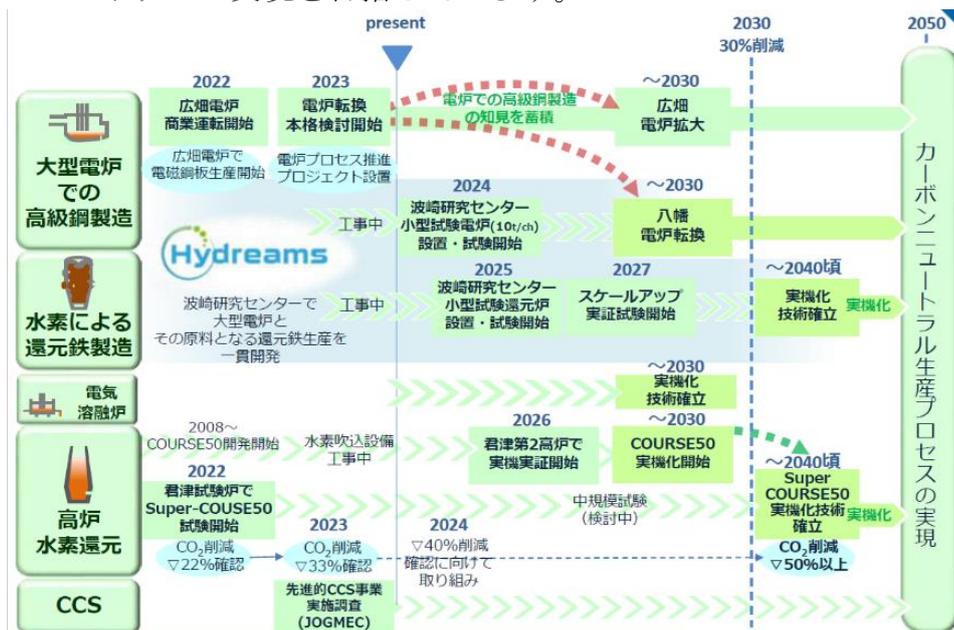
CO₂排出量削減を実現、及び大型電炉での高級鋼の量産製造、水素還元製鉄(Super COURSE50による高炉水素還元、水素による還元鉄製造)にチャレンジし、CCUS等によるカーボンオフセット対策なども含めた複線的なアプローチでカーボンニュートラルを目指します。



【シナリオ範囲】
国内
Scope1+2 (原料受入～製品出荷 + 購入電力製造時CO₂) *
日本コークス工業およびサンソセンターを含む。
資料：日本製鉄カーボンニュートラルビジョン 2050

イ カーボンニュートラルビジョンの進捗

カーボンニュートラルビジョン 2050 では、「高炉水素還元」「水素による還元鉄製造」「大型電炉での高級鋼製造」の3つの超革新的技術によるカーボンニュートラルの実現を目指しています。



資料：日本製鉄カーボンニュートラルビジョン2050ロードマップ